

(仮)守山いきいきプラン2021

守山市高齢者福祉計画

守山市介護保険事業計画

【素案】

令和2年 10月

守山市

目次案

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 国の主な動向について	4
5. 計画の策定体制	6
6. 日常生活圏域の設定	7
第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題	8
1. 高齢者数や世帯の動向	8
2. 介護保険事業の現状	11
3. 高齢者実態調査結果からみる高齢者の生活とニーズ	39
4. ケアマネジャー・サービス提供事業所アンケート調査結果からみる課題とニーズ	42
5. 日常生活圏域における課題	44
6. 高齢者福祉施策の取り組み状況からみる主な成果	45
7. 守山いきいきプラン2018の検証からみた方向性	48
第3章 計画の基本的な考え方	50
1. 基本理念	50
2. 基本目標	50
3. 施策体系	51
4. 重点的な取組	52
第4章 基本目標の達成に向けた施策の展開	54
基本目標I 健康寿命の延伸と元気力アップへの“いきいき”活動の推進	54
◆基本施策(1) 積極的な健康づくり	54
◆基本施策(2) みんなで取り組み、誰もが参加しやすい介護予防の推進《重点的な取り組み》	59
◆基本施策(3) 生きがいのある暮らしへの支援	62
◆基本施策(1) 地域包括支援センターの機能強化《重点的な取り組み》	66
◆基本施策(2) 在宅医療と介護の連携強化	70
◆基本施策(3) 高齢者の尊厳の保持	73
◆基本施策(4) 地域全体で取り組む認知症対策の充実(「共生」「予防」)《重点的な取り組み》	77
◆基本施策(5) 地域共生社会の実現に向けた支えあいの地域づくり《重点的な取り組み》	82
◆基本施策(6) 高齢者の住まいづくり	92
基本目標III 高齢者と家族を支える介護体制の充実	94
◆基本施策(1) 介護サービスの充実と在宅生活への支援《重点的な取り組み》	94
◆基本施策(2) 介護人材の確保・育成《重点的な取り組み》	100
◆基本施策(3) 身近な情報提供・相談体制の充実	102
◆基本施策(4) 介護保険制度の適正・円滑な運営	105
◆基本施策(5) 災害・感染症対策に係る体制整備	110

第5章 介護保険事業の見込み	111
第6章 計画の円滑な推進	111

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

高齢化の進展に伴い、介護に対するニーズが増加する一方で、核家族化の進行、介護する家族などの高齢化など社会情勢の変化を背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、介護保険制度が創設されてから20年が経過し、介護サービスは高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。

また、本市における高齢化率は、国、県を下回っているものの、近年では、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯割合が増加し、今後は介護を必要とする高齢者や認知症高齢者等の増加も見込まれています。

こうしたことから、たとえ介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを引き続き深化・推進していくことが、今まで以上に重要となっており、こうした中、市民一人ひとりが介護、支援を含めた身近な課題を自分自身の問題としてとらえ、福祉を通したまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

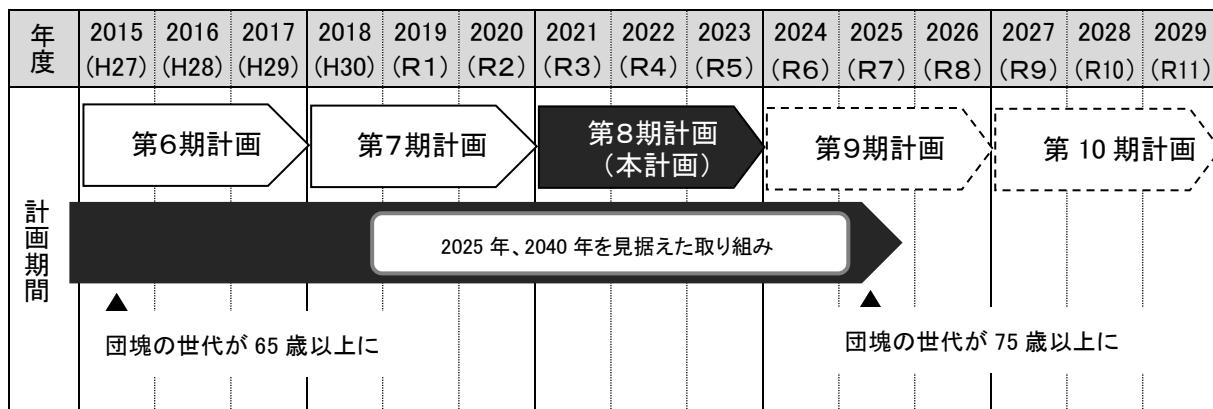
また、新型コロナウイルスの感染拡大など未曽有の事態にも対応しながら、大規模災害時だけではなく、日常生活における緊急時の対応や、日常生活の困りごとの解決など、地域の中で安心・安全に暮らせる環境づくりが求められています。

本市では、これまでから地域における保健・福祉サービスの推進や、介護保険制度の円滑な実施・運営を通じて、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。

今回の計画策定においては、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくため、本市がめざすべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにする目的に、「守山いきいきプラン2021（守山市高齢者福祉計画、守山市介護保険事業計画）」（以下、本計画という。）として策定します。

2. 計画の期間

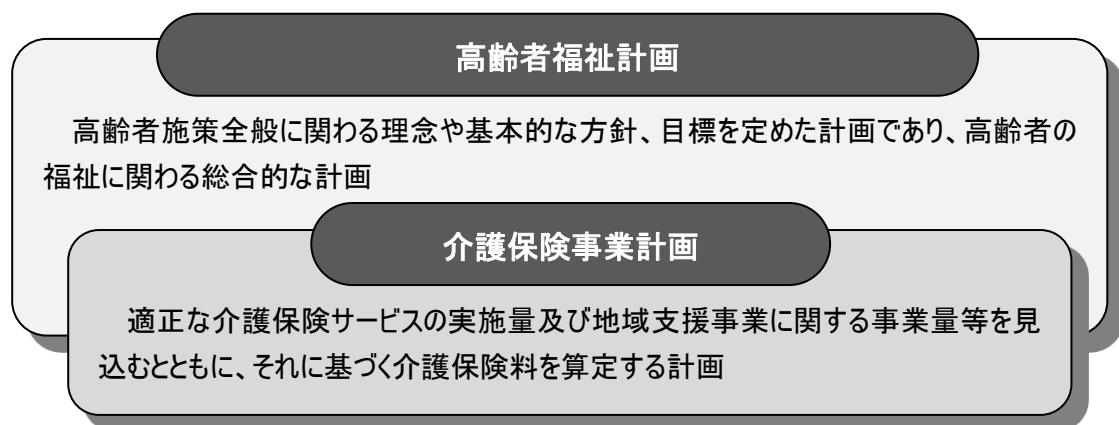
本計画は、2025年（令和7年）を念頭に置き、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間を1期とする計画です。



3. 計画の位置づけ

（1）法令等の根拠

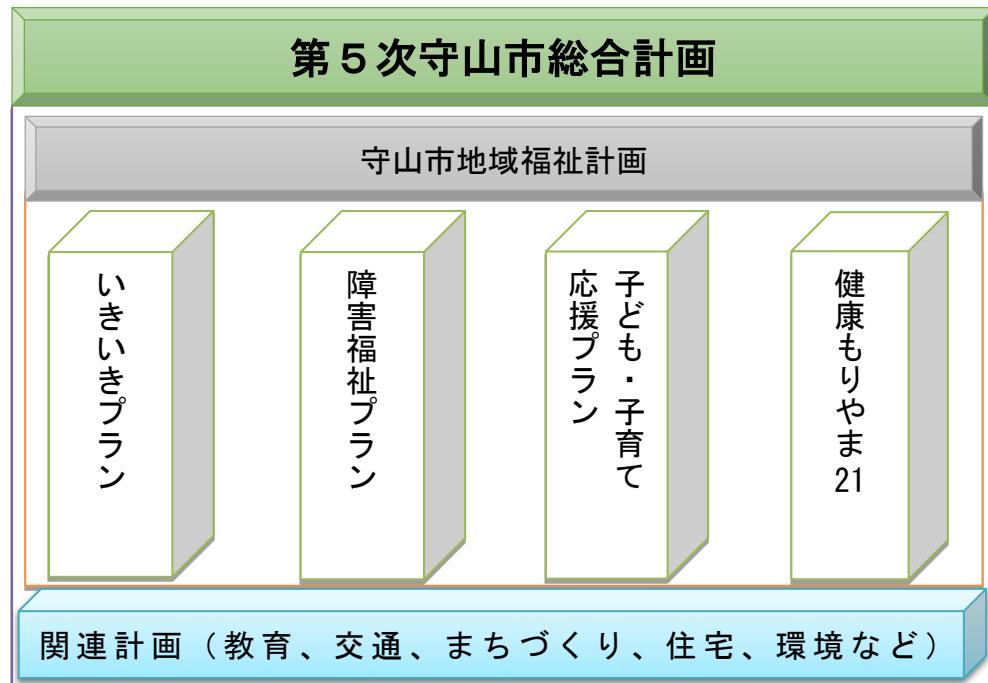
本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者福祉計画と、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。



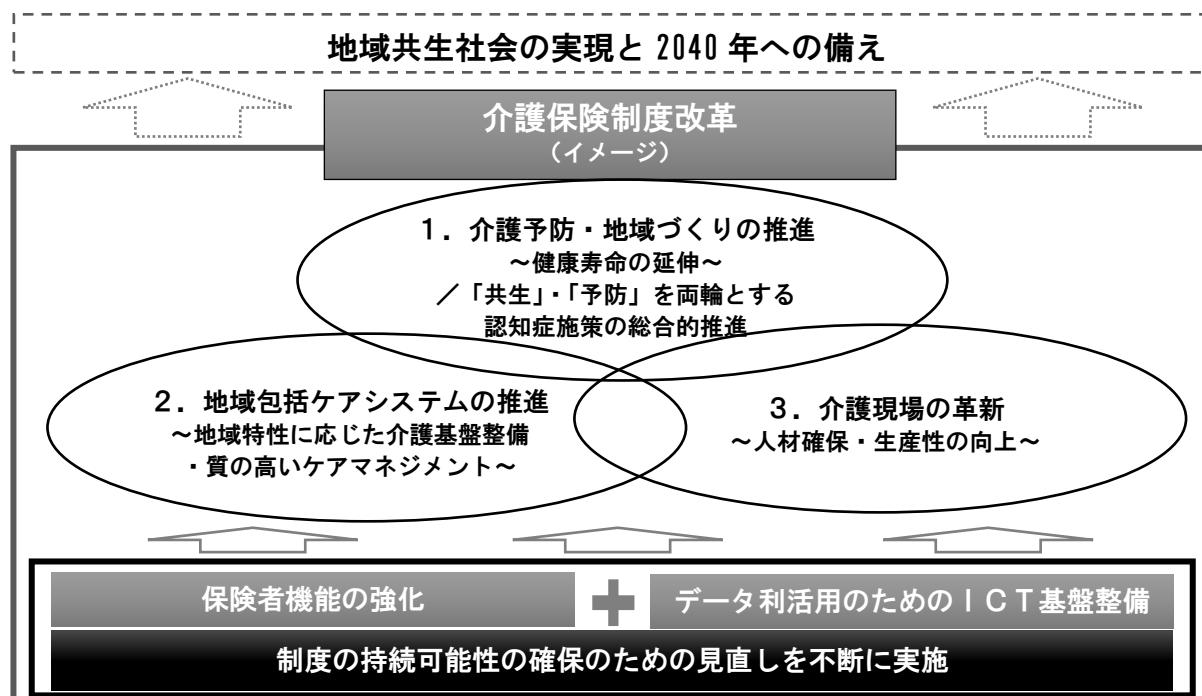
(2) 他計画との関係

本計画は、「守山市総合計画」の高齢者施策の部門別計画として、また、「守山市地域福祉計画」「健康もりやま 21」「もりやま障害福祉プラン」などの関連する計画との整合を図り策定したものです。

■計画の位置づけ



4. 国の主な動向について



I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

1. 一般介護予防事業等の推進

- ・住民主体の通いの場の取組を一層推進

2. 総合事業

- ・より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化

3. ケアマネジメント

- ・ケアマネジャーがその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備

4. 地域包括支援センター

- ・増加するニーズに対応すべく、機能や体制を強化

II 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

1. PDCAプロセスの推進

- ・保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、実施状況を検証・取組内容を改善

2. 保険者機能強化推進交付金

- ・介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、保険者機能強化推進交付金を抜本的に強化

3. 調整交付金

- ・後期高齢者の加入割合の違いに係る調整交付金の調整を精緻化

4. データの利活用の推進

- ・介護関連のデータ（要介護認定情報、介護保険レセプト情報、VISIT、CHASE）の利活用のための環境を整備

III 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
<p>1. 今後の介護サービス基盤、高齢者向け住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた介護サービス基盤整備 ・高齢者向け住まいの在り方、高齢者の住まいと生活の一体的支援の在り方の検討 <p>2. 医療・介護の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想等と整合した介護サービス基盤整備／中重度の医療ニーズや看取りに対応する在宅サービスの充実／リハビリテーションの適時適切な提供／老健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の推進 ・地域の実情に応じた取組の充実のための在宅医療・介護連携推進事業体系の見直し ・介護医療院への円滑な移行の促進
IV 認知症の総合的な推進
<p>○認知症施策推進大綱に沿った施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画に基づく取組の推進 ・他の施策との連携 ・「共生」「予防」の取組の推進 ・認知症サポーターの養成、本人発信支援機能等の普及啓発の推進 ・地域で認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ・予防に関するエビデンスの収集・分析 ・早期発見・早期対応に向けた体制の質の向上、連携強化 ・認知症カフェ、家族教室、ピア活動等の介護者（家族）支援の推進
V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新
<p>1. 介護人材の確保・介護現場の革新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規人材の確保・離職の防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策の推進 ・人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業計画に基づく取組の推進 <p>2. 給付と負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者範囲・受給者範囲の検討 ・補足給付に関する給付の在り方の検討 ・多床室の室料負担の検討 ・ケアマネジメントに関する給付の在り方の検討 ・軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方の検討 ・高額介護サービス費の負担上限額を医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせる ・「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準の検討

資料：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和2年3月10日）公表資料

5. 計画の策定体制

(1) 高齢者生活実態調査の実施

65歳以上で要介護認定を受けられていない方を対象に、高齢者の生活状況や健康状態、地域における活動等の状況、普段感じていることなどを把握し、市の高齢者福祉施策の検討や、介護予防の充実に向けた基礎資料とする目的に実施しました。

また、在宅で介護を受けられている方を対象に、在宅生活の継続に必要な支援や、介護者の就労状況などを把握し、今後の介護サービスのあり方の検討に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) ケアマネジャー調査およびサービス提供事業所調査の実施

ケアマネジャー やサービス提供事業所を対象に、サービスの利用状況や関係機関等との連携状況、高齢者施策への意見・要望等を把握する目的で実施しました。

(3) 在宅療養・看取りに関する調査および在宅医療・看取りに関する調査の実施

市民や在宅医療・介護サービス関係者を対象に、在宅療養（医療）・看取りに関する現状および意識を把握し、在宅医療、介護サービスの提供体制の整備や必要な施策の検討を行う目的で実施しました。

(4) 介護保険運営協議会の開催

本計画の策定にあたっては、本市の介護に関する施策についての評価や介護保険事業計画および高齢者福祉計画の策定または変更についての審議等を行うために設置されている「守山市介護保険運営協議会」において審議等を行いました。

(5) パブリックコメント手続きの実施

計画等を立案する過程において、原案の段階で、その趣旨、内容その他必要な事項を広く公表し、市民等からの意見または情報を求め、提出された意見等に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、それらの意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行つたため、パブリックコメント手続きを実施しました。

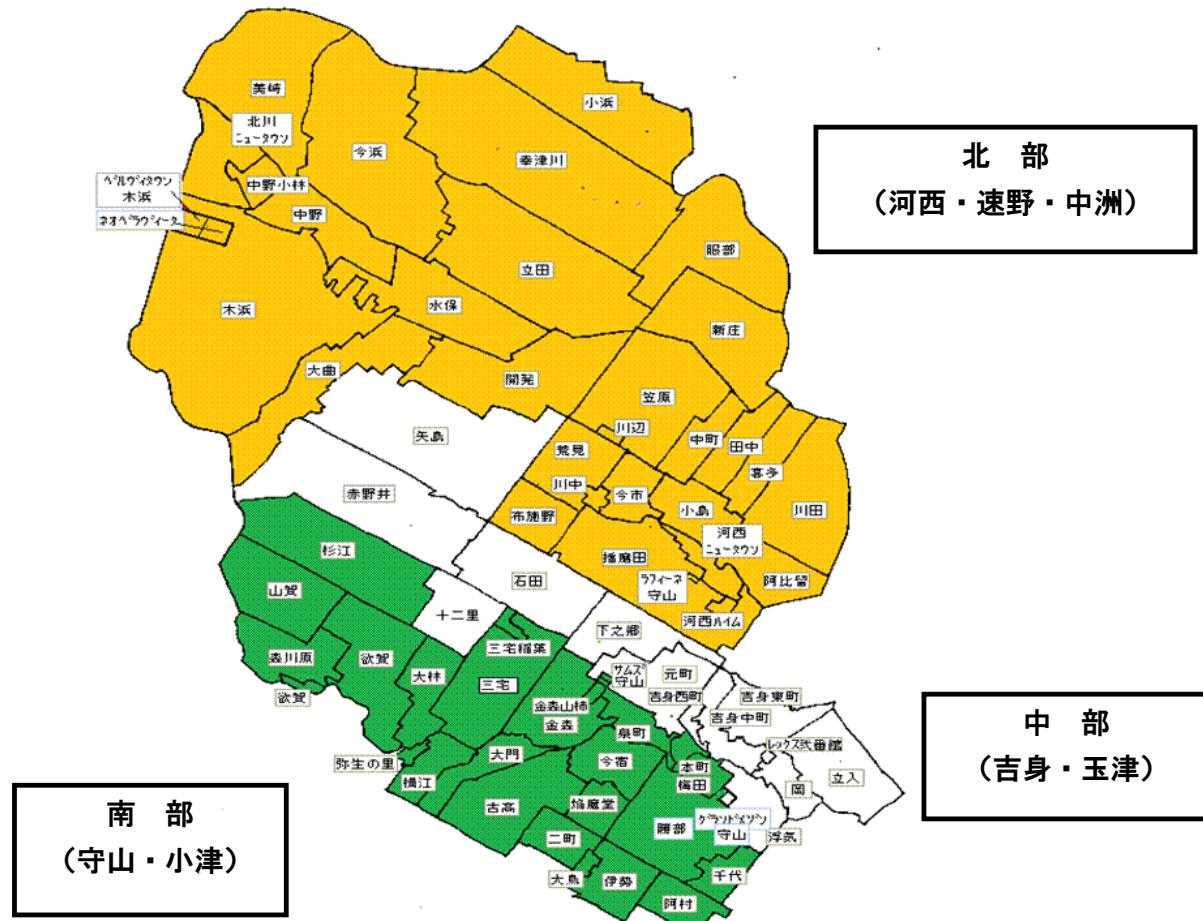
6. 日常生活圏域の設定

第6期介護保険事業計画においては、2025年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があることから、日常生活圏域を北部、中部、南部の3圏域とし、第7期では、各圏域において身近に相談できる体制を構築してまいりました。第8期においても、より一層相談体制を充実するため、引き続き日常生活圏域は3圏域とします。

■日常生活圏域

(上段：令和2年3月末時点実績 下段：第7期計画における2025年の推計)

項目	圏域			全市
	北部	中部	南部	
	河西・速野・中洲	吉身・玉津	守山・小津	
人口	29,880人	21,505人	32,520人	83,905人
	30,716人	22,018人	33,127人	85,861人
高齢者数	7,313人	4,832人	6,212人	18,357人
	7,749人	5,118人	6,502人	19,369人
高齢化率	24.5%	22.5%	19.1%	21.9%
	25.2%	23.2%	19.6%	22.6%



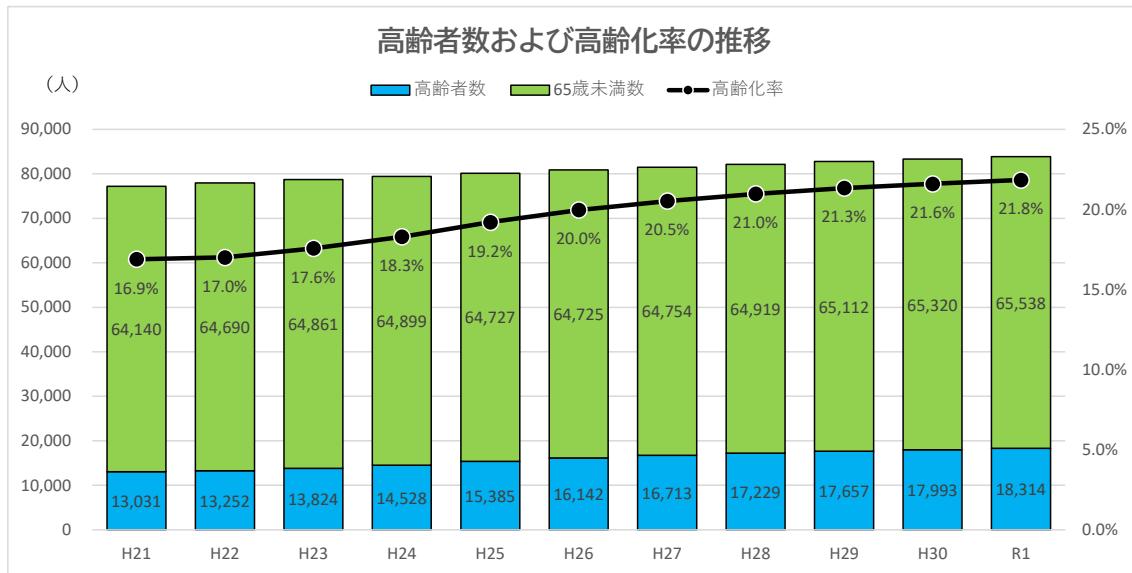
第2章 高齢者等を取り巻く現状と課題

1. 高齢者数や世帯の動向

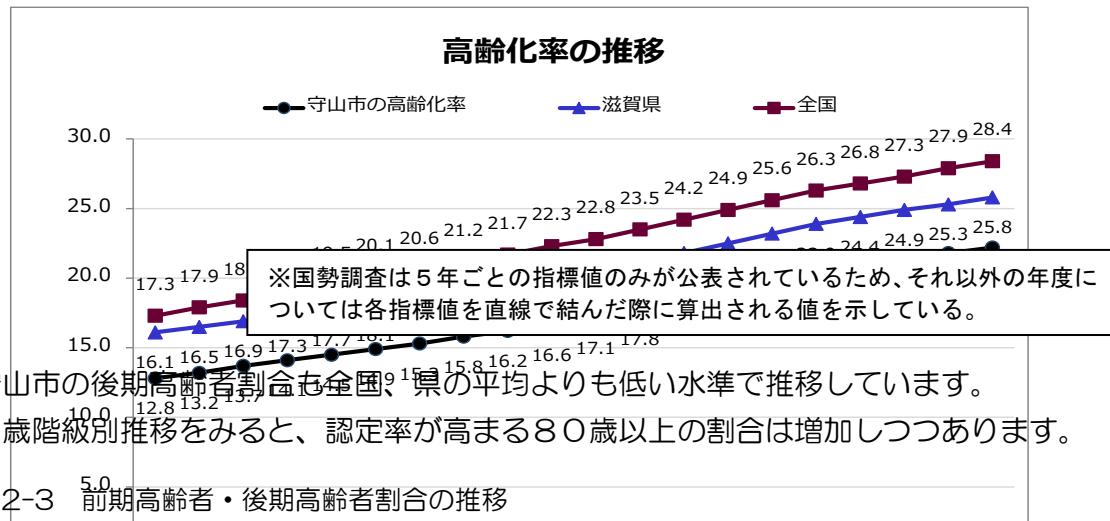
(1) 高齢者数と高齢化率

- ・高齢化の進行に伴って、年々65歳以上の高齢者数は増加、高齢化率は上昇を続けており、第7期においても、平成30年度で21.6%、令和元年度で21.8%と上昇しています。
- ・ただし高齢化率は、全国や滋賀県と比較すると低い水準で推移しており、守山市はこれまでのところ比較的若いまちといえます。

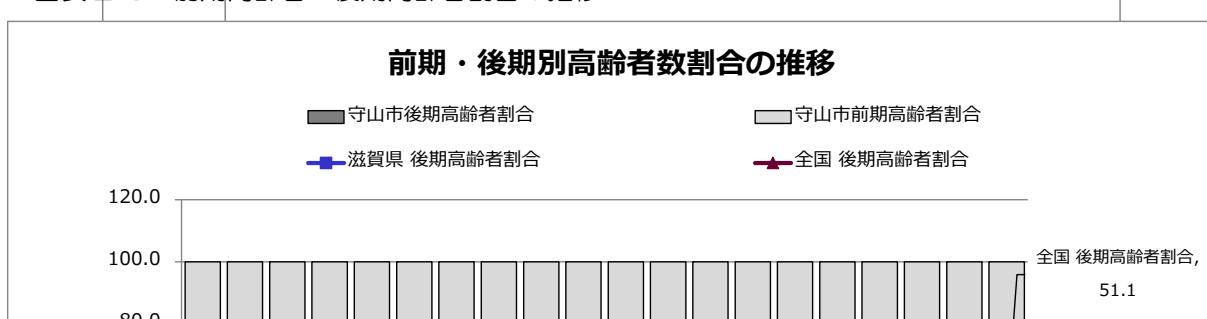
■図表2-1 高齢者数および高齢化率の推移



■図表2-2 全国、滋賀県と比較した高齢化率の推移

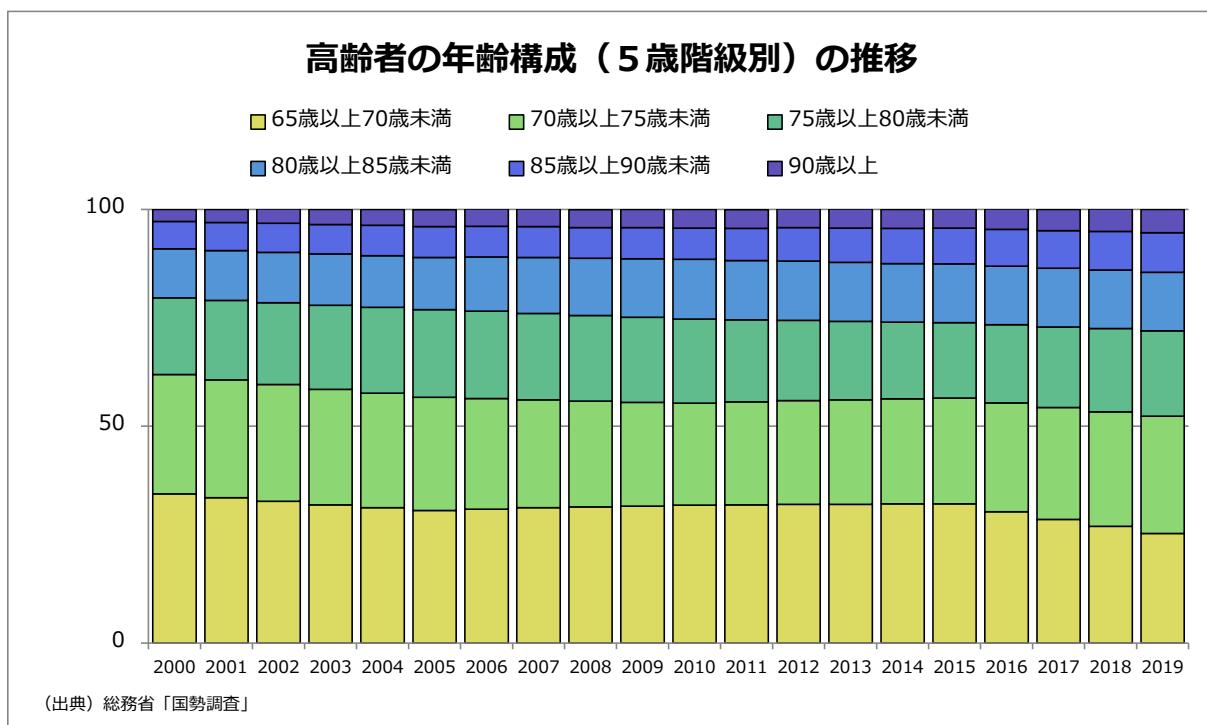


■図表2-3 前期高齢者・後期高齢者割合の推移



※国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値を示している。

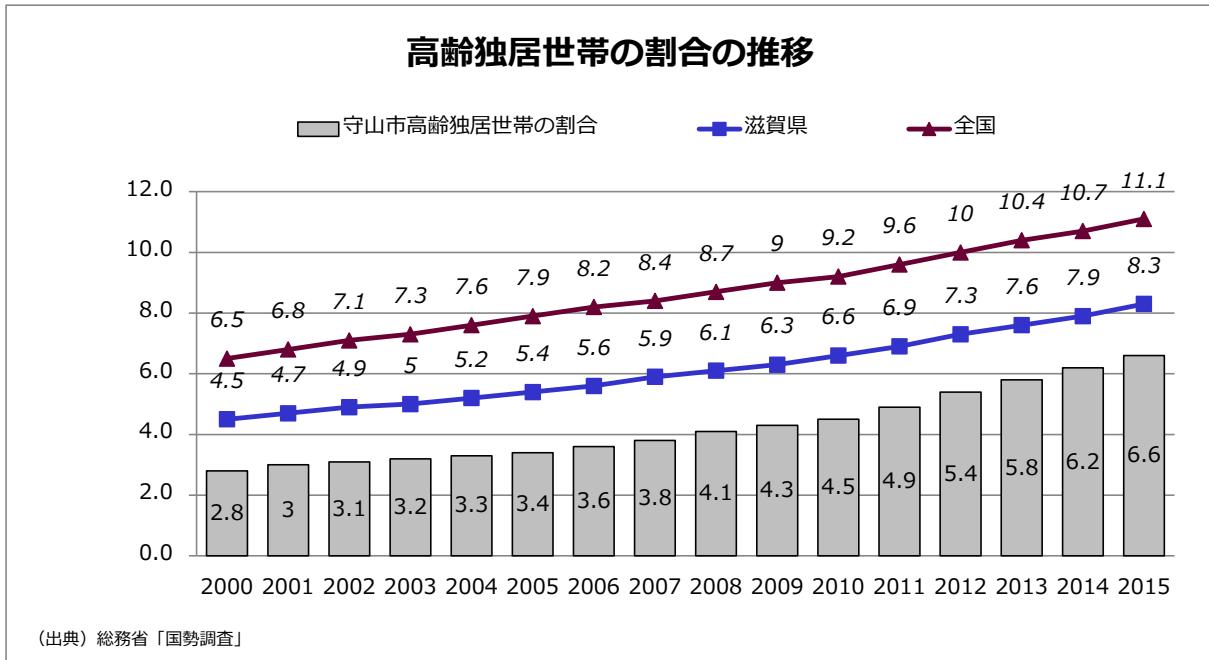
■図表2-4 高齢者の年齢構成（5歳階級別）の推移



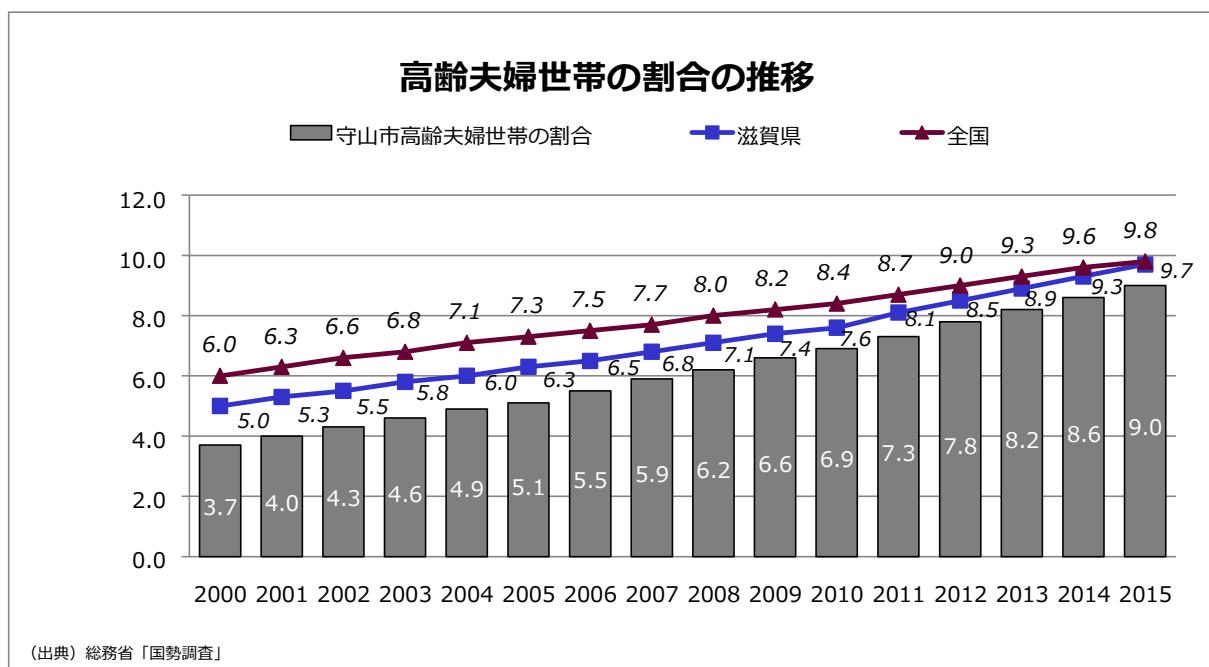
(2) 高齢者のいる世帯の推移

- 介護保険制度が開始された2000年から、高齢者独居世帯は2.36倍の6.6%、高齢者夫婦世帯の割合は2.43倍の9.0%と大きく増加しています。

■図表2-5 高齢者独居世帯の割合の推移



■図表2-6 高齢者夫婦世帯の割合の推移



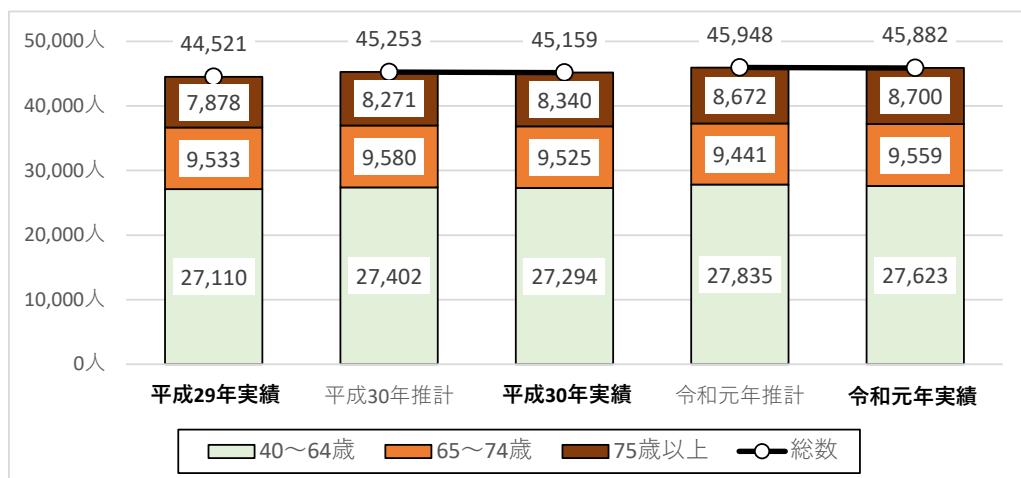
2. 介護保険事業の現状

(1) 介護保険事業対象者（第1号・第2号被保険者数）の比較

現在の40歳以上人口について、守山いきいきプラン2018の推計と実績を比較すると、平成30年、令和元年ともにほぼ同値となっています。内訳として前期高齢者は横ばいですが、後期高齢者が推計以上に増加しています。

また、令和元年時点の高齢化率を国・県と比較すると、高齢化率・後期高齢者割合（75歳以上）ともに国・県を下回っています。

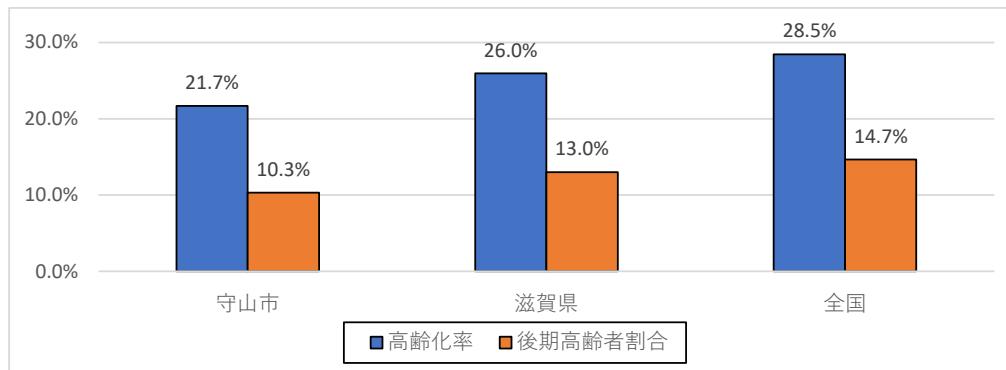
■40歳以上人口の推計値と実績値（守山いきいきプラン2018）



	平成30年				令和元年			
	40～64歳	65～74歳	75歳以上	合計	40～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
推計値	27,402	9,580	8,271	45,253	27,835	9,441	8,672	45,948
実績値	27,294	9,525	8,340	45,159	27,623	9,559	8,700	45,882
差	△ 108	△ 55	69	△ 94	△ 212	118	28	△ 66

資料：実績は住民基本台帳（各年9月末現在）

■令和元年における高齢化率の国・県との比較



資料：守山市は住民基本台帳（9月末現在）、全国・滋賀県は総務省「人口推計」（令和元年10月1日現在）

(2) 第1号・第2号被保険者の推計

今後の人口推計については、第7期と同様コーホート変化率法を用いて行う予定です。

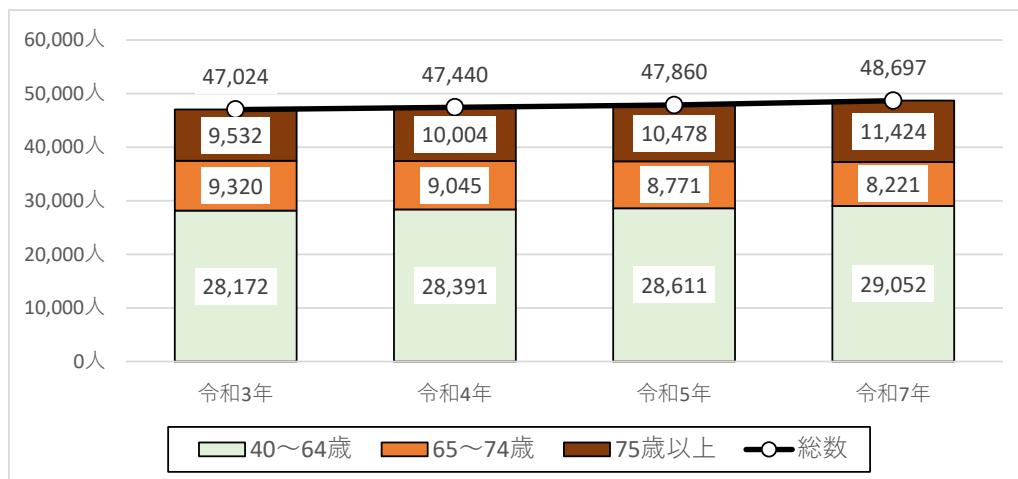
第1号・第2号被保険者数については、今後も増加していくことが予想されます。

第1号被保険者（65歳以上）の内訳としては、第7期中は前期高齢者の割合が後期高齢者の割合を上回った状態が継続しましたが、第8期初年度の令和3年からすでに後期高齢者の占める割合が前期高齢者を上回ると予想されます。

地域包括ケア「見える化」システムによると、国では平成30年度に、県では平成32年度にはすでに逆転しており、守山市はそれよりはやや遅いものの、徐々に国、県との割合差もなっていくと予想され、一層高齢化が進むと考えられます。

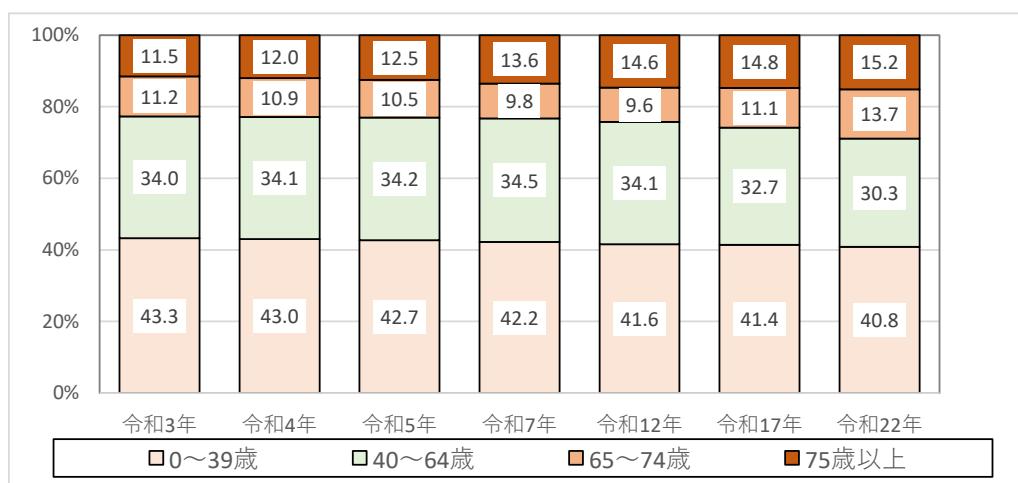
※コーホート変化率法…「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで、将来人口を推計する方法をいいます。コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

■40歳以上人口の推計（令和3～5年、7年）（案）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（社人研による推計より算出）

【参考】年齢区分別人口の割合（推計）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（社人研による推計より算出）

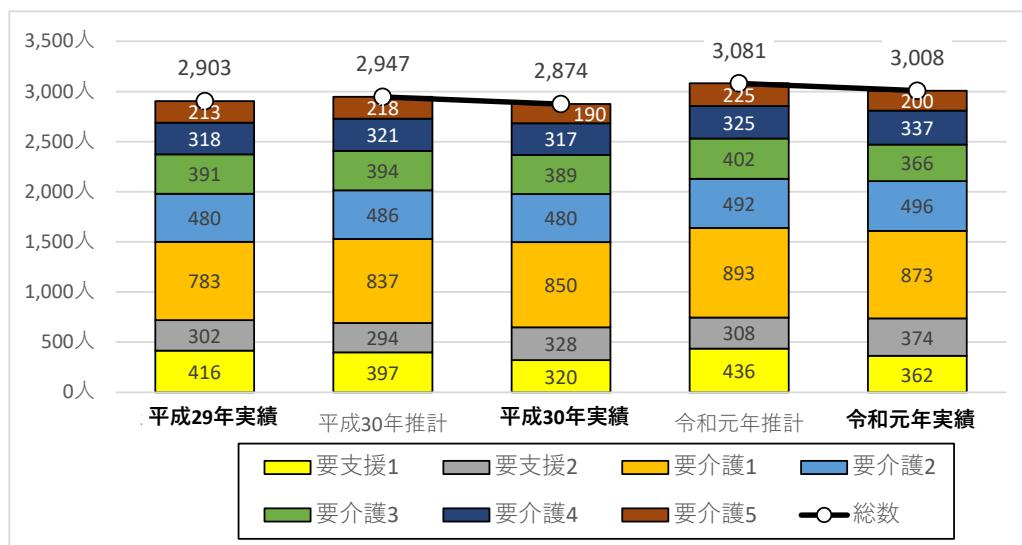
(3) 要支援・要介護認定者数

①要介護等認定者数の推計値との比較

要介護等認定者総数は、守山いきいきプラン2018の平成30年の推計値2,947人に対して実績値は2,874人、令和元年の推計値3,081人に対して実績値は3,008人と、推計値をやや下回っています。

要介護度別認定者数については、2か年とも要支援2で実績値が推計値を上回っていますが、要支援1と要介護3、要介護5で実績値が推計値を下回っています。

■要介護度別認定者数の推計値と実績値（守山いきいきプラン2018）



	平成29年		平成30年		令和元年		推計値との差	
	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値	平成30年	令和元年	
認定者総数	2,903	2,947	2,874	3,081	3,008	△ 73	△ 73	
要介護5	213	218	190	225	200	△ 28	△ 25	
要介護4	318	321	317	325	337	△ 4	12	
要介護3	391	394	389	402	366	△ 5	△ 36	
要介護2	480	486	480	492	496	△ 6	4	
要介護1	783	837	850	893	873	13	△ 20	
要支援2	302	294	328	308	374	34	66	
要支援1	416	397	320	436	362	△ 77	△ 74	

資料：実績は介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

②要支援・要介護認定者数の推移

本市の要介護等認定者数は、令和2年6月末現在3,034人で、平成28年まで年々増加した後、平成29年、平成30年には要支援から総合事業への移行に伴って減少したものの、その後再び増加しています。

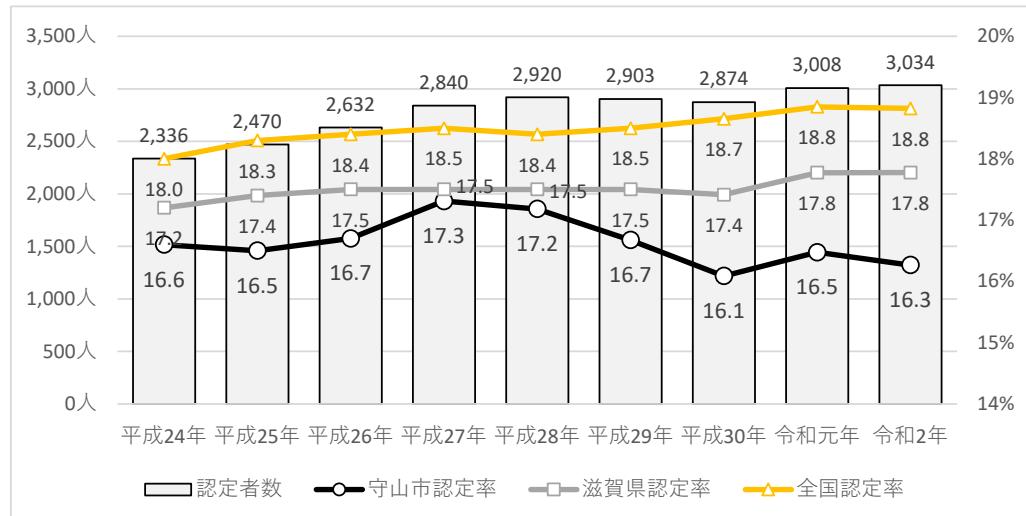
認定率は、平成26年まで16%台で推移していましたが、平成27年で17.3%と上昇した後、低下傾向となり、平成30年には16.1%まで低下し、その後令和元年で16.5%、令和2年6月末現在16.3%と横ばいの状況です。

国・県と比較すると、令和2年時点で、全国や県より低い水準となっていますが、今後、守山市でも後期高齢者の割合、特に認定率の高い80歳以上の高齢者割合が2030年頃まで増加するものと推計されており、この間高齢者全体の認定率は上昇を続けるものと推定されます。

高齢者の性別や年齢構成による影響を除外した「調整済み認定率」については、平成26年度以降、国・県を上回っていましたが、平成29年度以降は滋賀県よりもやや高いものの、全国水準を下回って推移しています。

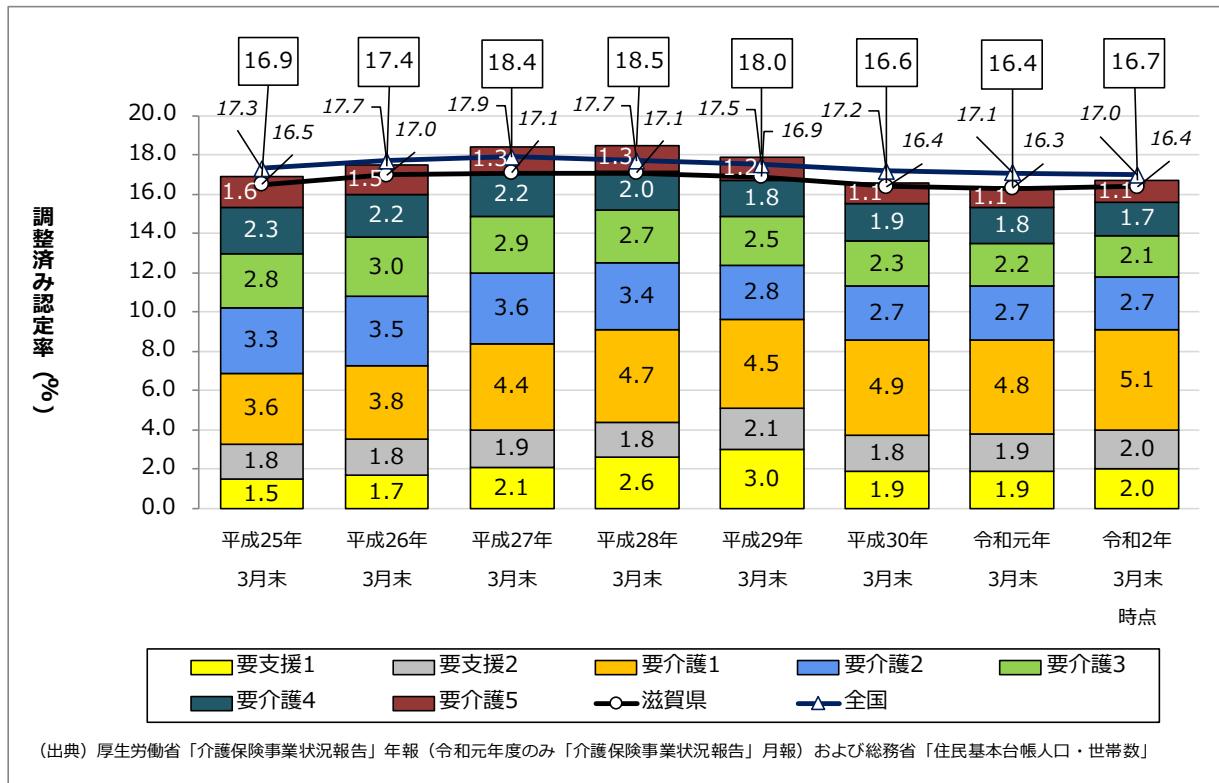
※調整済み認定率…認定率の多寡に大きな影響をおよぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率のこと。性・年齢調整によって、第1号被保険者の性・年齢構成が、どの地域も全国平均やある地域の1時点と同様になるよう、調整することが出来るため、第1号被保険者の性・年齢構成以外の要素の認定率への影響について、地域間・時系列で比較がしやすくなる。

■要介護等認定者数、認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在。令和2年は6月末現在）

【参考】要介護度別調整済み認定率の推移



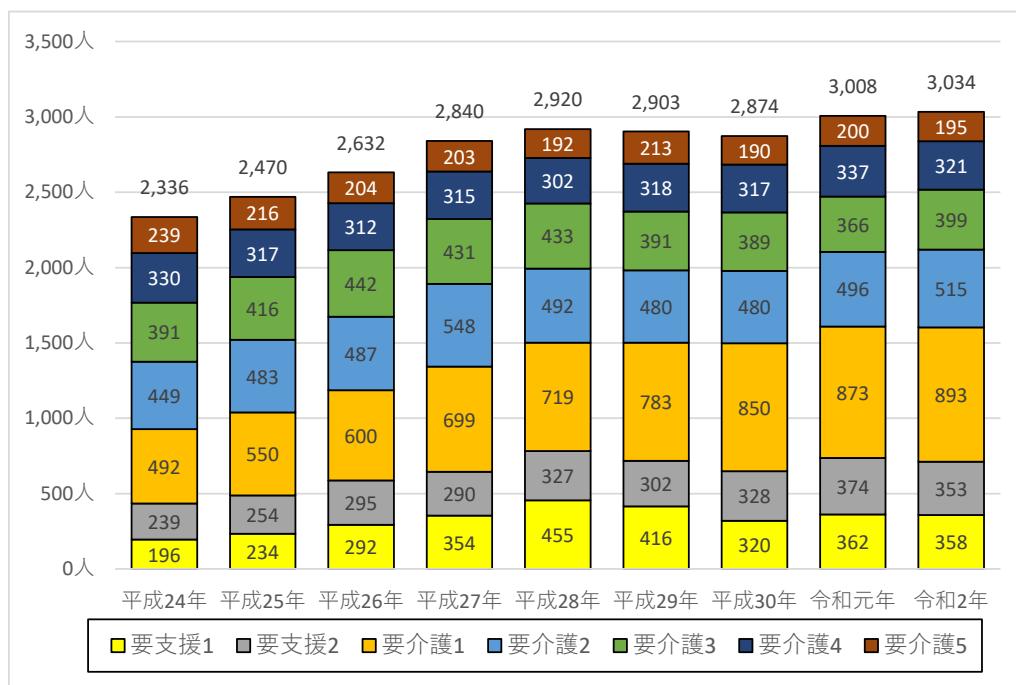
資料：地域包括ケア「見える化」システム

③要介護度別認定者数の推移

要介護度別認定者数の推移をみると、要支援1、2は平成29年度の総合事業の実施により一時的に減少したものの、それ以降は増加しており、要介護1においては、増加傾向にあります。一方、要介護3は減少傾向にあり、要介護4、5では大きな変動はありません。

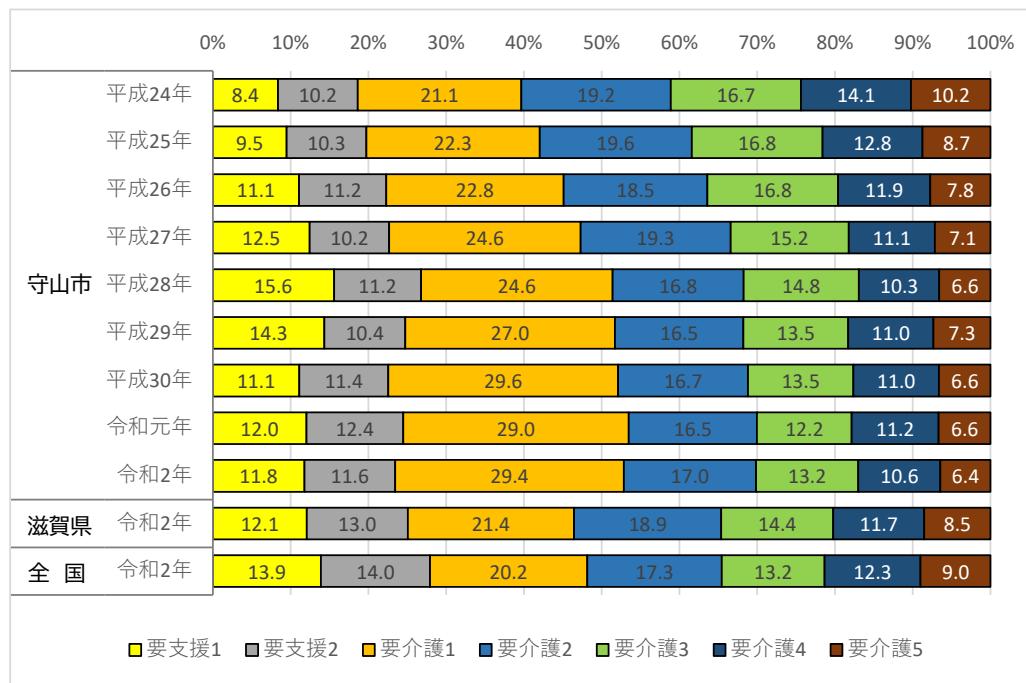
令和2年における全国や滋賀県の構成比と比較すると要支援1、2は少なく、要介護1が多くなっています。また要介護3以上の重度者の占める割合が少なくなっています。

■要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在　令和2年は6月末現在）

■要介護度別認定者の構成



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在、令和2年は6月末現在）

■要介護度別認定者の構成（滋賀県）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在、令和2年は6月末現在）

■要介護度別認定者の構成（全国）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在、令和2年は6月末現在）

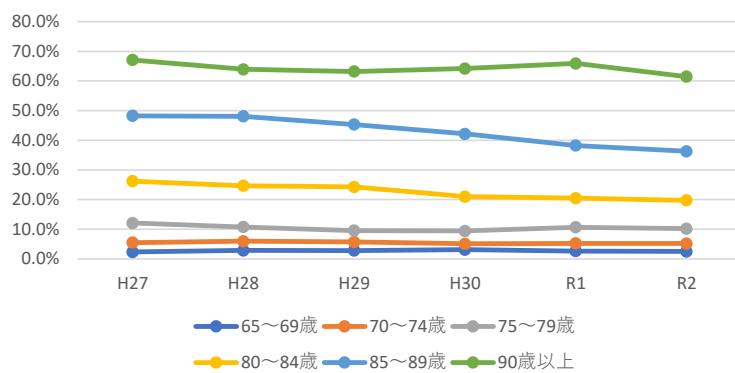
④男女別5歳階級別の認定率の推移

守山市の男女別5歳階級別の認定率の推移をみると、着色の部分が年々減少傾向にあり、全体の認定率を抑制していると考えられます。(ただし令和2年度については現時点で5月月報のみの実績値であり留意して取り扱う必要があります。)

■男女別5歳階級別認定率の推移

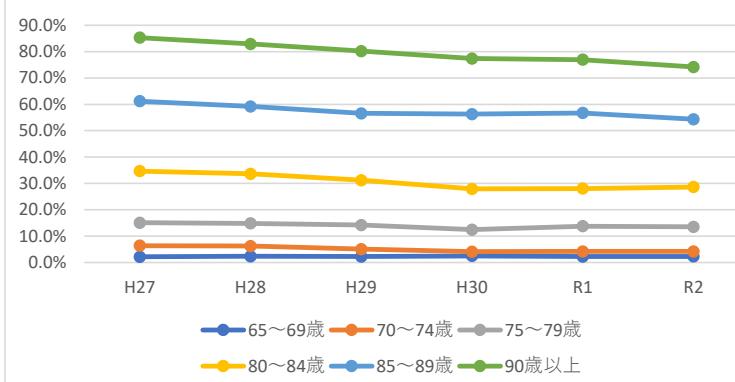
男	H27	H28	H29	H30	R1	R2
第1号被保険者	12.5%	12.6%	12.3%	12.1%	12.2%	12.0%
65～69歳	2.4%	2.9%	2.8%	3.1%	2.7%	2.5%
70～74歳	5.5%	6.0%	5.7%	5.1%	5.2%	5.2%
75～79歳	12.1%	10.8%	9.6%	9.4%	10.7%	10.2%
80～84歳	26.2%	24.7%	24.3%	21.0%	20.5%	19.7%
85～89歳	48.3%	48.1%	45.3%	42.2%	38.2%	36.3%
90歳以上	67.1%	63.9%	63.2%	64.2%	65.9%	61.5%

5歳階級別認定率の推移（男）



女	H27	H28	H29	H30	R1	R2
第1号被保険者	20.5%	20.3%	19.6%	18.9%	19.4%	19.3%
65～69歳	2.2%	2.3%	2.3%	2.5%	2.2%	2.3%
70～74歳	6.4%	6.3%	5.1%	4.1%	4.2%	4.2%
75～79歳	15.1%	14.8%	14.2%	12.5%	13.8%	13.5%
80～84歳	34.7%	33.6%	31.2%	27.9%	28.1%	28.6%
85～89歳	61.2%	59.2%	56.6%	56.3%	56.7%	54.3%
90歳以上	85.3%	82.9%	80.2%	77.4%	76.9%	74.2%

5歳階級別認定率の推移（女）

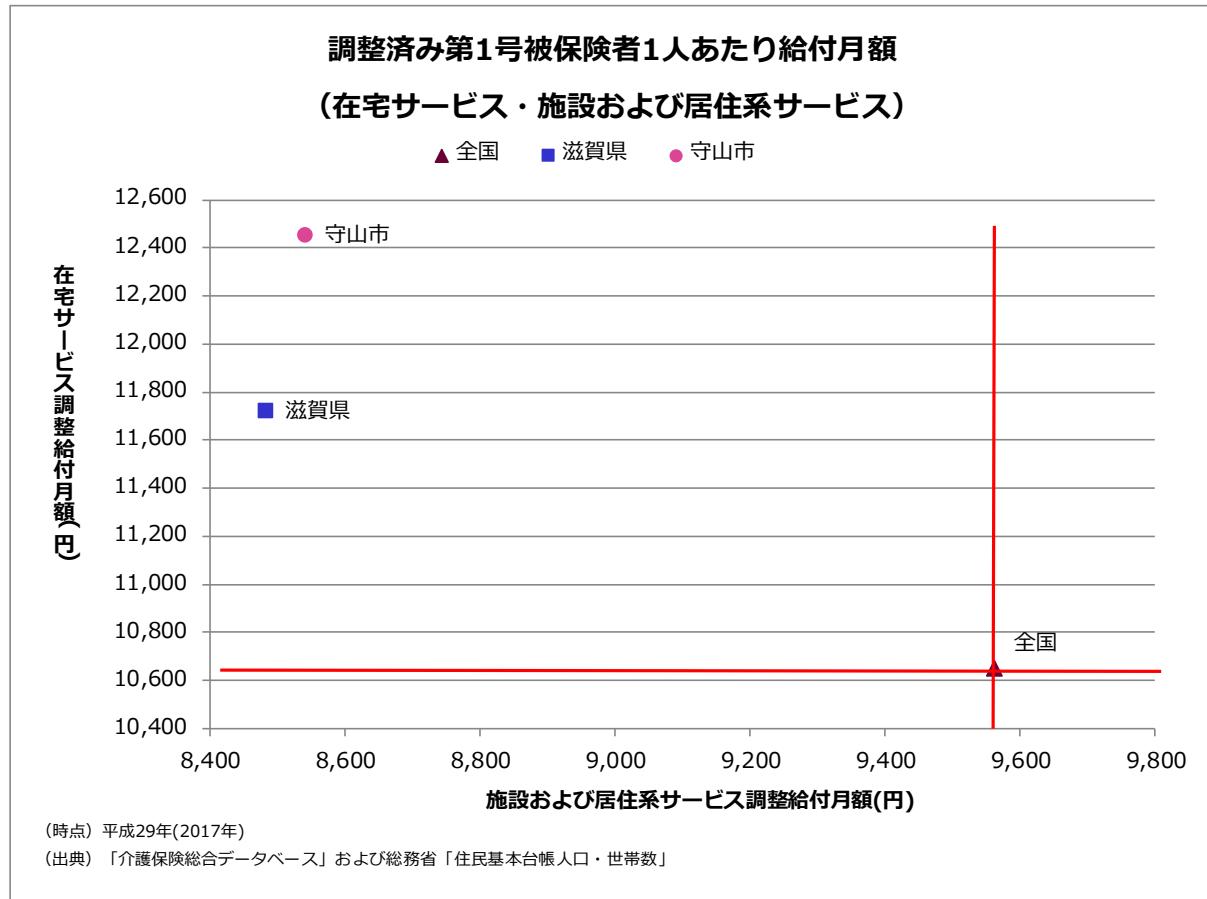


(出典) 地域包括ケア「見える化」システム将来推計機能より作成。
元データは厚生労働省『介護保険事業状況報告』。H27、28、30、R1は年報もしくは月報12か月分。
H29は5月～9月月報、R2は5月月報。

(4) 第1号被保険者1人あたり給付月額の全国、滋賀県との比較

守山市の調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額を見ると、施設および居住系サービスは全国よりも低く、在宅サービスは全国や滋賀県よりも高くなっています。在宅重視の介護サービス利用となっています。

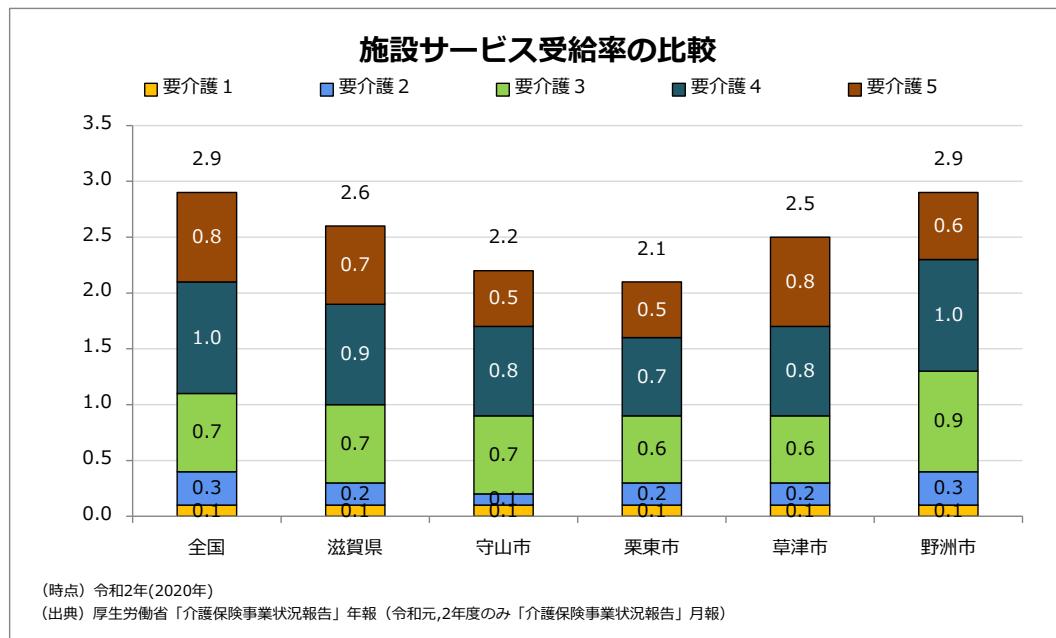
■第1号被保険者1人あたり給付月額の全国、滋賀県との比較



(5) サービス利用者について

給付月額と同じく受給率においても、守山市では、全国、県、近隣市と比較し、施設サービスの受給率が低く、在宅サービスの受給率が高い状況にあります。居住系サービスについては全国よりも低く、滋賀県と同水準ですが、近隣市より高い状況にあります。

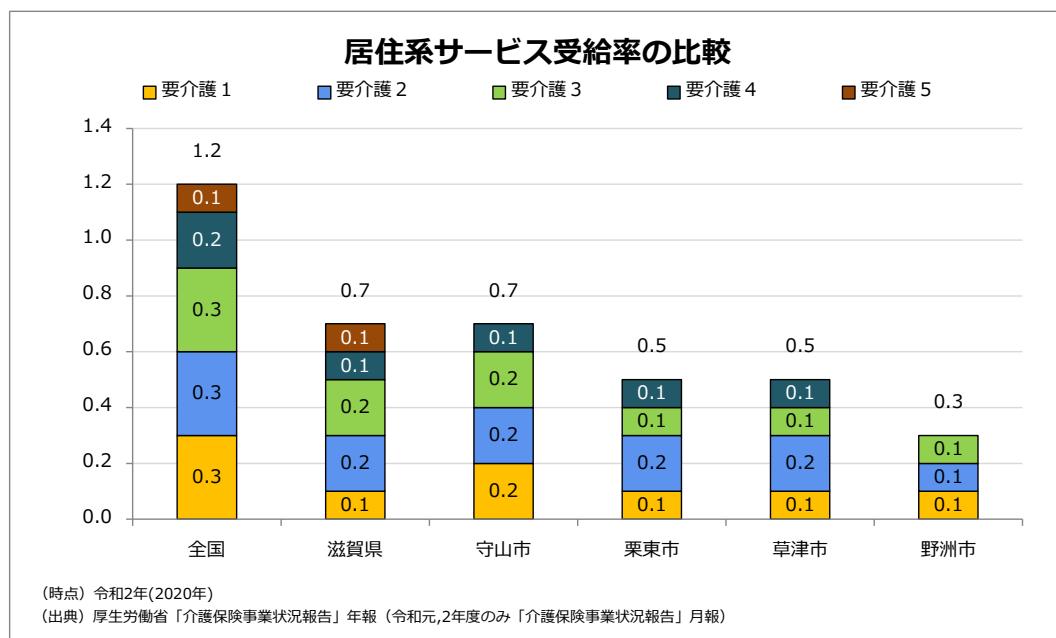
【参考】近隣市との施設サービスの受給率（被保険者数に占める利用者数の割合）の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム

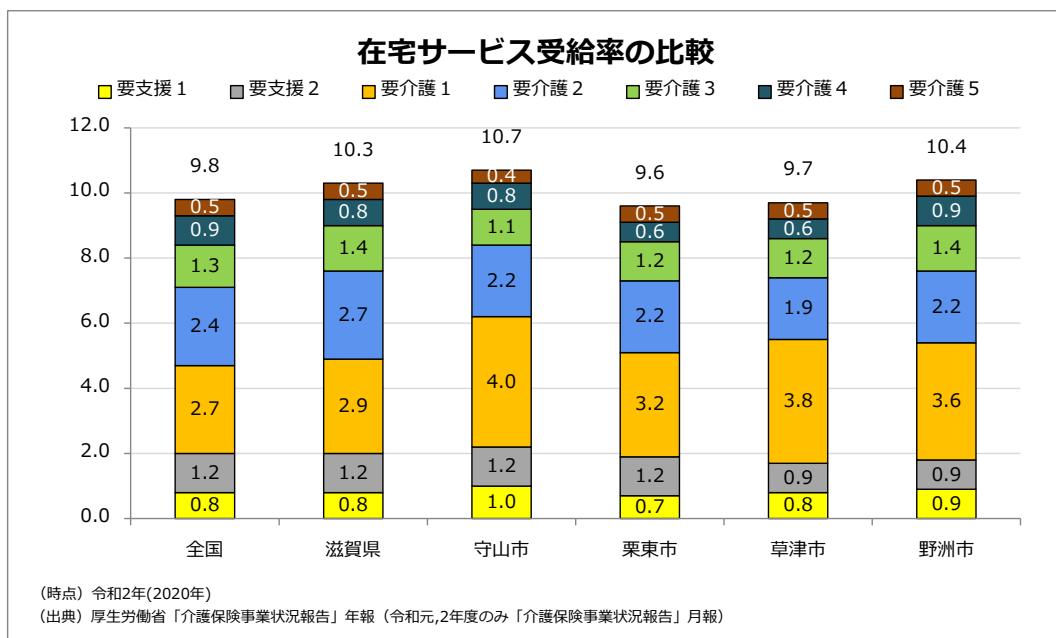
注) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む

【参考】近隣市との居住系サービスの受給率（被保険者数に占める利用者数の割合）の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム

【参考】近隣市との在宅サービスの受給率（被保険者数に占める利用者数の割合）の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム

注) 「施設サービス」「居住系サービス」「在宅サービス」の内容は次のとおりです。

施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
居住系サービス	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

(6) 施設・居住系サービス利用者数

施設・居住系サービス利用者数の推計値と実績値は次表のとおりで、平成 30 年度、令和元年度ともに実績値の合計は推計値を下回っています。その中で、介護老人福祉施設については、両年度ともに実績値が推計値を上回っています。

■施設・居住系サービス利用者数の推計値と実績値（守山いきいきプラン 2018）

	平成29 年度	平成30年度			令和元年度			令和2 年度
	実績値	推計値	実績値	実績割合	推計値	実績値	実績割合	実績値
施設利用者数	405	418	399	95.5%	454	402	88.5%	426
介護老人福祉施設	198	196	207	105.6%	196	214	109.2%	220
介護老人保健施設	146	158	132	83.5%	165	128	77.6%	127
介護医療院	0	0	0	—	0	3	—	0
介護療養型医療施設	14	15	12	80.0%	15	12	80.0%	9
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	48	49	48	98.0%	78	45	57.7%	70
居住系サービス利用者数	116	121	117	—	123	116	—	123
特定施設入居者生活介護	28	31	28	90.3%	33	27	81.8%	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	—	0	0	—	0
認知症対応型共同生活介護	88	90	89	98.9%	90	89	98.9%	94

資料：実績は介護保険事業状況報告（平成 29、30 年度は年報、令和元年度は月報、令和 2 年度は月報 3 月利用分）

① 施設サービスの状況

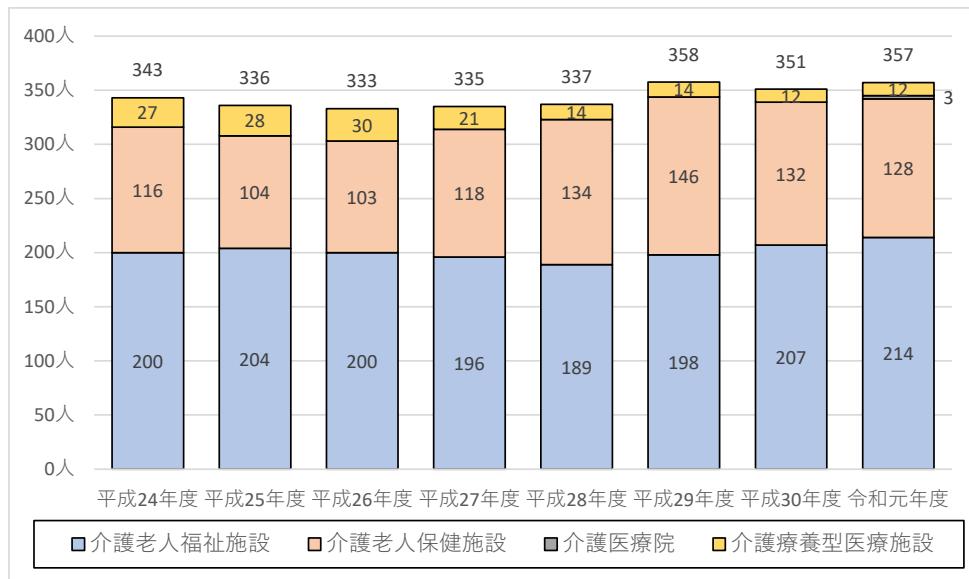
施設サービス利用者数総数の推移をみると、平成 28 年度まで横ばいで推移していましたが、平成 29 年度に増加しています。

これは近隣に広域特養が開所されたことに伴う介護老人福祉施設（広域の特別養護老人ホーム）利用者の増加によるものです。介護老人保健施設は、平成 26 年 3 月に野洲市で 1 施設開所されたことも影響し、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて大きく増加しましたが、平成 30 年度以降やや減少して、横ばいの状況です。介護療養型医療施設は、近隣市を含め近年床数に増減はありませんが、平成 26 年度以降減少しています。一方、平成 30 年度の制度改革により、要介護等認定者の長期療養・生活支援である介護医療院が創設され、令和元年度に近隣市に開所されたことが影響し、利用が伸びています。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）の利用者数については、施設整備に応じて増加しています。

国・県の考え方において、療養病床の転換、介護離職ゼロへ向けての上乗せ分についての検討を行うよう示されている中、近隣市の施設整備状況を把握し、また守山市において特養待機者の解消へ向けた施設整備を検討したうえで、推計することが必要です。

介護老人福祉施設（広域の特別養護老人ホーム）	市内 3 施設（計 180 床）
介護老人保健施設	市内 1 施設（100 床）。 平成 26 年 3 月に野洲市で 1 施設開所（100 床）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）	令和 2 年 3 月に 1 施設開所（29 床）。 現在 3 施設（計 78 床）

■施設種類別 施設サービス利用者数の推移

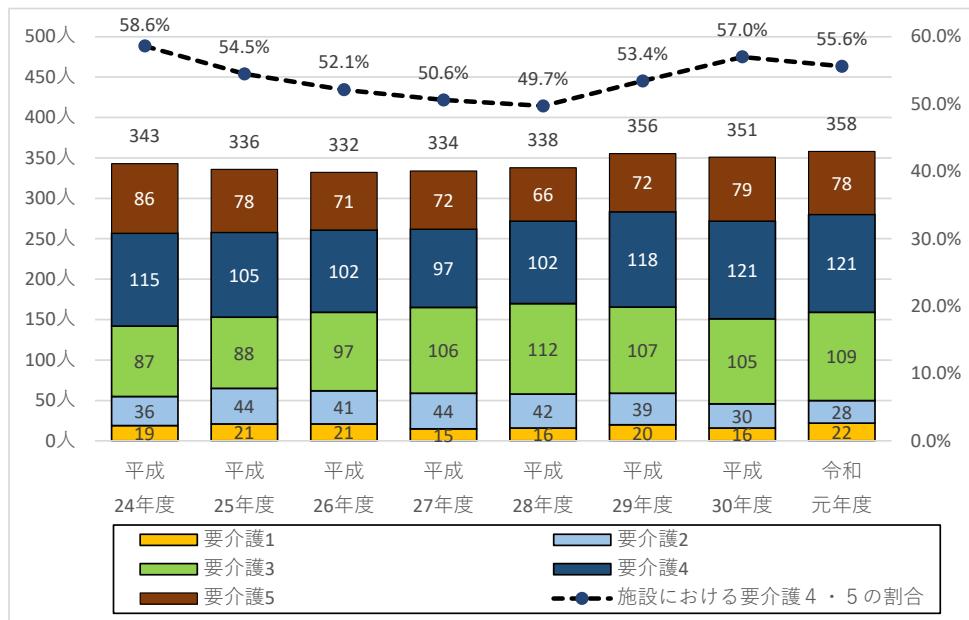


資料：国保連データ（平成24～平成25年度）、介護保険事業状況報告（平成26～平成30年度年報、令和元年度は月報）

注)同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上するが、受給者総数には1人と計上しているため、3施設の合算と総数や、以降の要介護度別利用者数のグラフと一致しない。以下同様。

要介護度別利用者数では、要介護4・5の割合が、平成24年度以降、減少傾向にありましたが、平成29年度以降要介護4、5の割合が増加しています。平成27年度からは制度改正により、介護老人福祉施設の利用は原則要介護3以上となったこともあり、特に要介護2の割合が微減で推移しています。

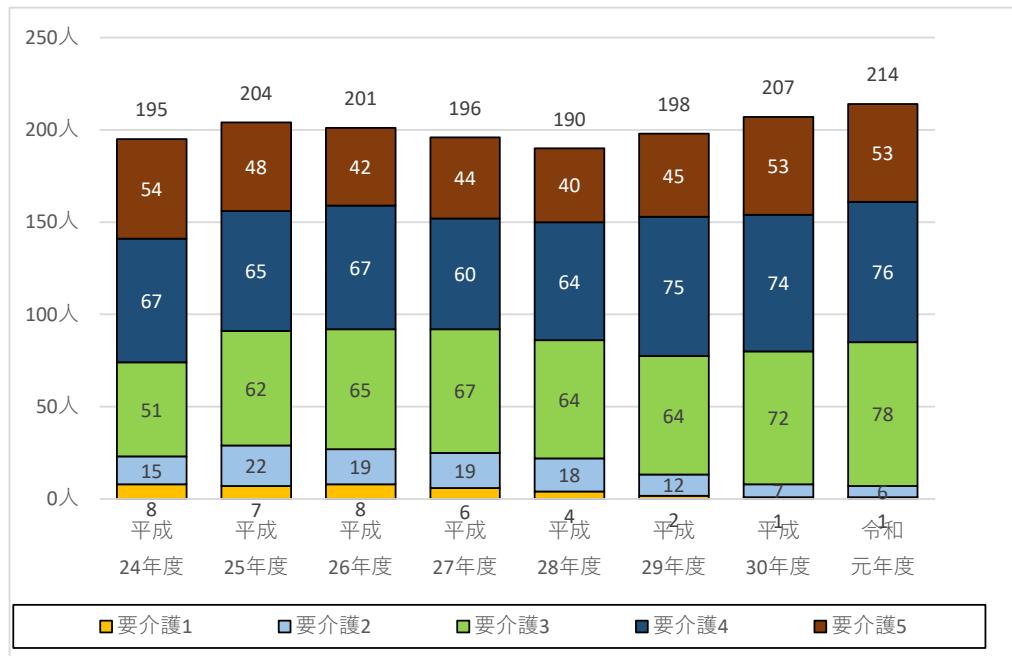
■要介護度別 施設サービス利用者数の推移



資料：国保連データ（平成21～平成25年度）、介護保険事業状況報告（平成26～28年度、28年度は月報）

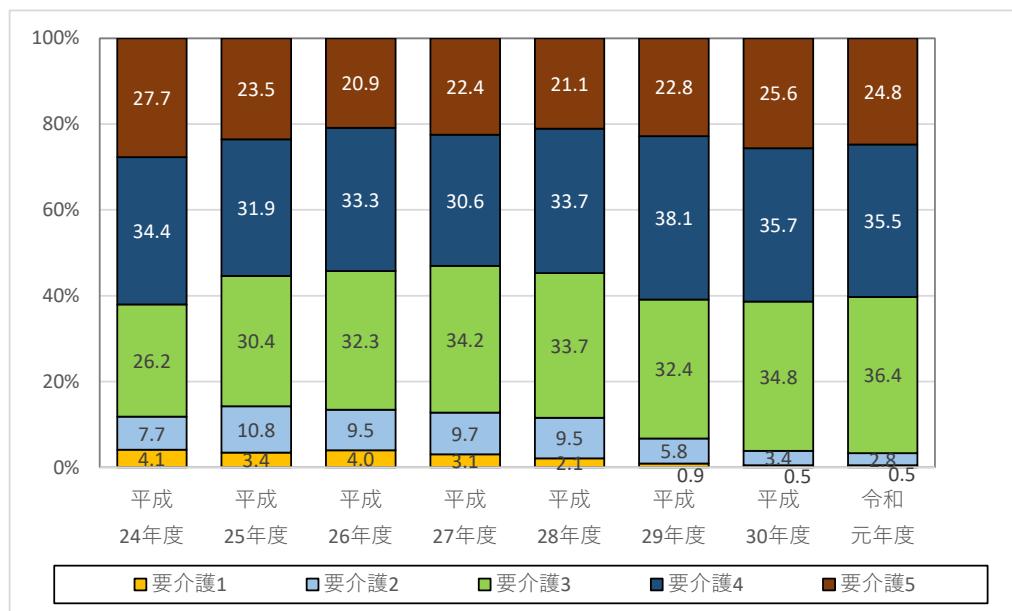
注) 施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

■要介護度別 介護老人福祉施設利用者数の推移



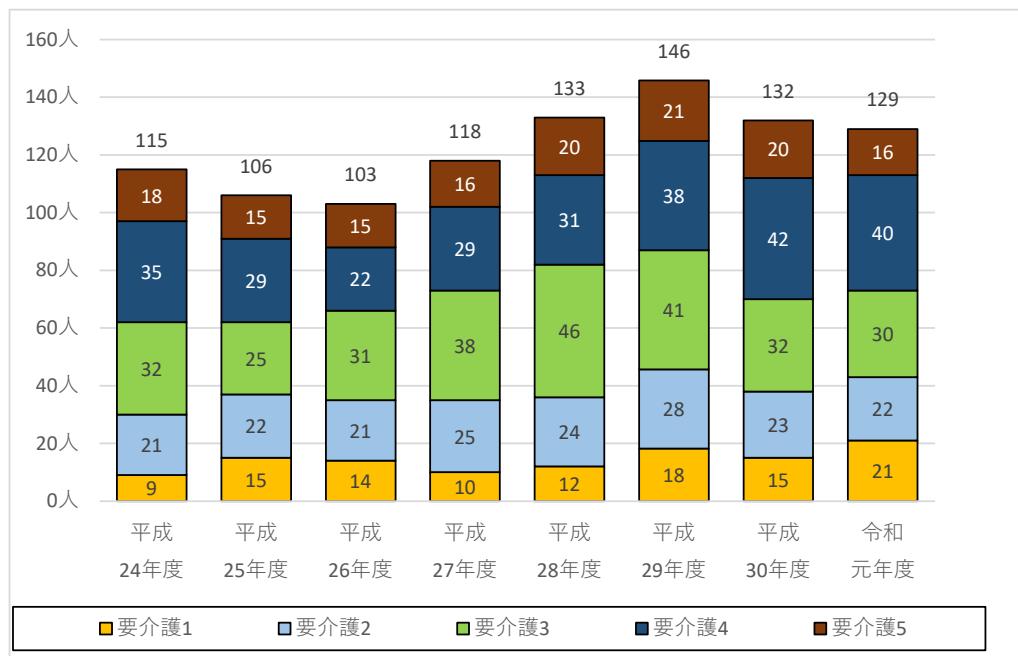
資料：介護保険事業状況報告（平成 24～30 年度は年報、令和元年度は月報）

■要介護度別 介護老人福祉施設利用者の構成



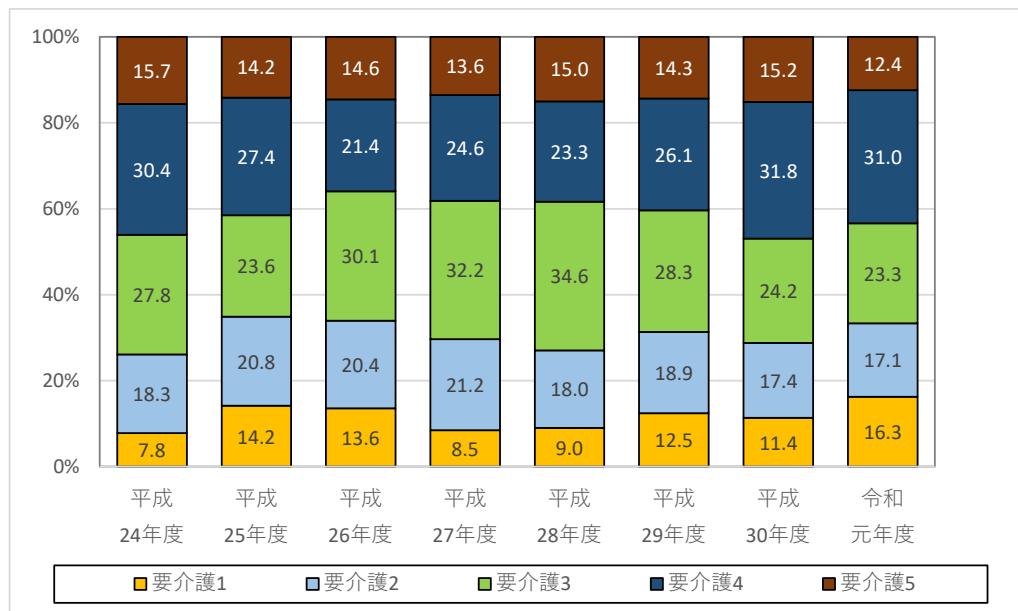
資料：介護保険事業状況報告（平成 24～30 年度は年報、令和元年度は月報）

■要介護度別 介護老人保健施設利用者数の推移



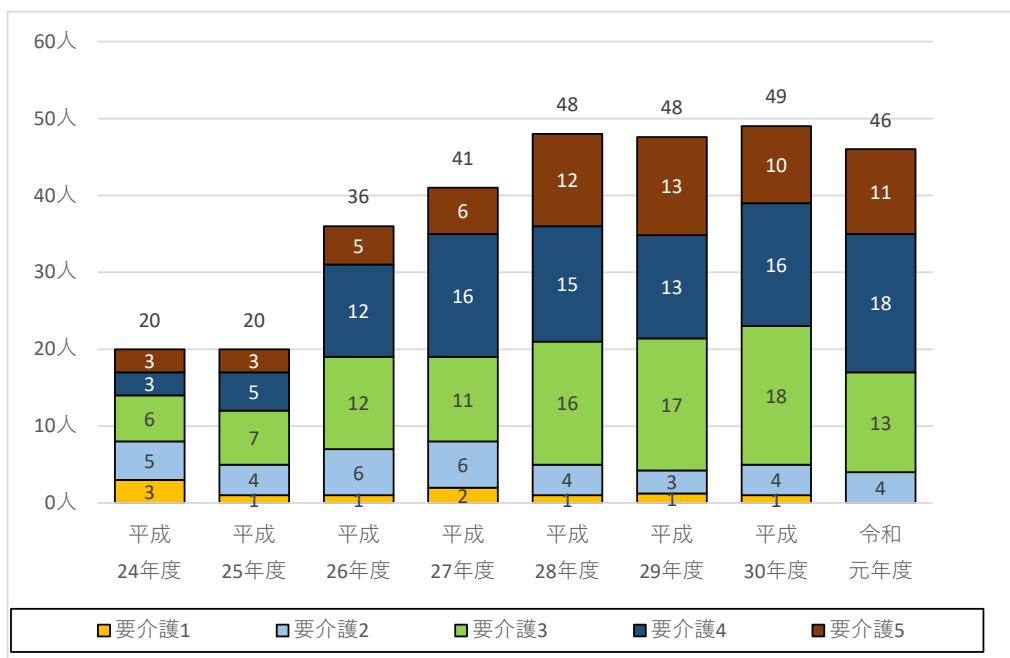
資料：介護保険事業状況報告（平成24～30年度は年報、令和元年度は月報）

■要介護度別 介護老人保健施設利用者の構成



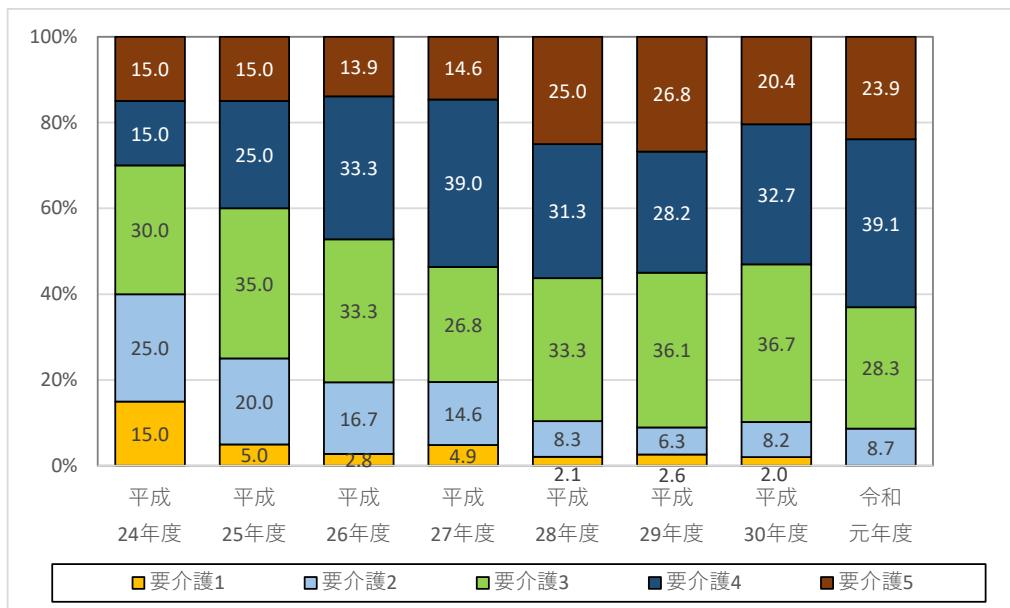
資料：介護保険事業状況報告（平成24～30年度は年報、令和元年度は月報）

■要介護度別 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（平成24～30年度は年報、令和元年度は月報）

■要介護度別 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者の構成



資料：介護保険事業状況報告（平成24～30年度は年報、令和元年度は月報）

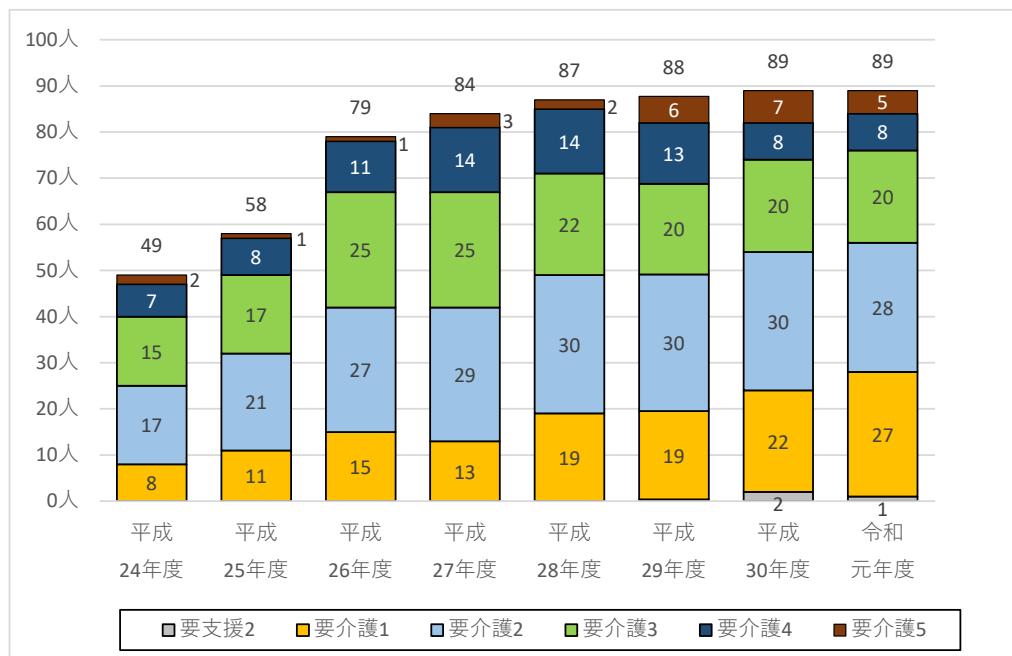
② 居住系サービスの状況

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、平成28年度にかけて施設整備に応じて増加しましたが、その後ほぼ横ばいとなっています。要介護度別の割合をみると、近年では要介護1が増え、要介護4、5が減少する傾向にあります。

令和2年4月に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が開所しており、令和2年度以降に利用の増加が見込まれます。

※認知症対応型共同生活介護（グループホーム）：令和2年4月に18床開所。現在7施設（計108床）

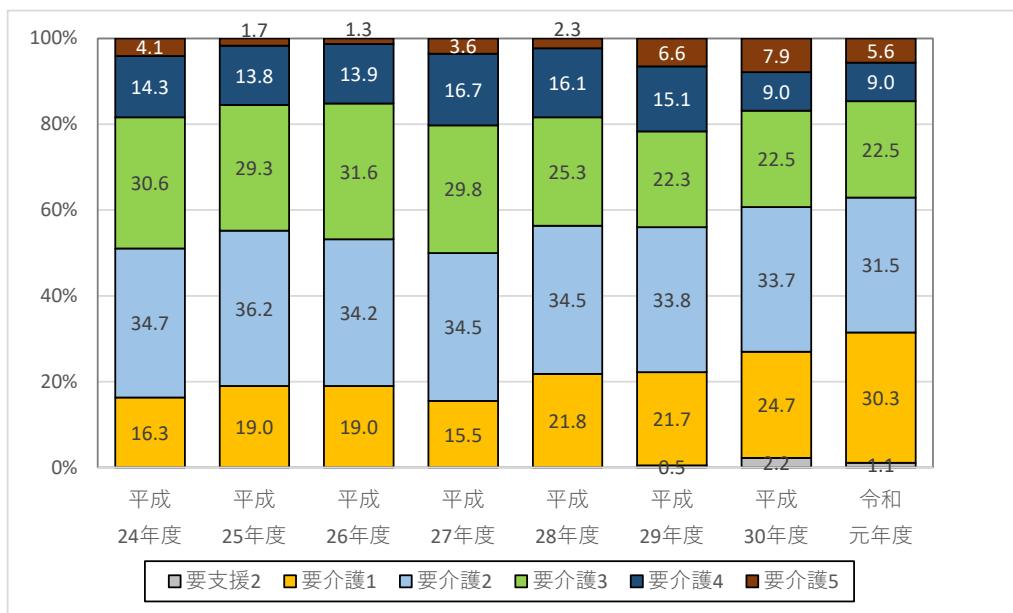
■要介護度別 認知症対応型共同生活介護利用者数の推移



	第5期			第6期			第7期	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
総数	49	58	79	84	87	88	89	89
要介護5	2	1	1	3	2	6	7	5
要介護4	7	8	11	14	14	13	8	8
要介護3	15	17	25	25	22	20	20	20
要介護2	17	21	27	29	30	30	30	28
要介護1	8	11	15	13	19	19	22	27
要支援2	0	0	0	0	0	0	2	1

資料：介護保険事業状況報告（平成24～30年度は年報、令和元年度は月報）

■要介護度別 認知症対応型共同生活介護利用者割合の推移



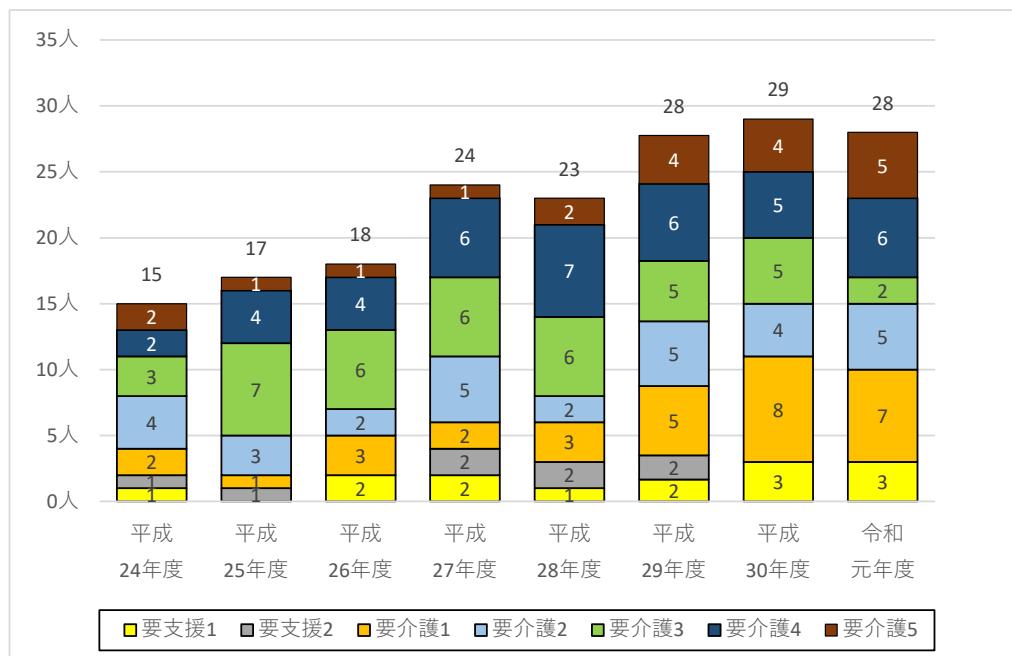
	第5期			第6期			第7期	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
要介護5	4.1	1.7	1.3	3.6	2.3	6.6	7.9	5.6
要介護4	14.3	13.8	13.9	16.7	16.1	15.1	9.0	9.0
要介護3	30.6	29.3	31.6	29.8	25.3	22.3	22.5	22.5
要介護2	34.7	36.2	34.2	34.5	34.5	33.8	33.7	31.5
要介護1	16.3	19.0	19.0	15.5	21.8	21.7	24.7	30.3
要支援2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	2.2	1.1

資料：介護保険事業状況報告（平成 24～30 年度は年報、令和元年度は月報）

特定施設入居者生活介護については、近隣市を含め新たな施設整備はないものの、増加傾向にありました。平成 29 年度以降横ばいとなっています。要介護度別の推移をみてみると、平成 30 年度には要介護 1 が増加しています。

※特定施設入居者生活介護：市内 1 施設（介護付有料老人ホーム）(40 床)

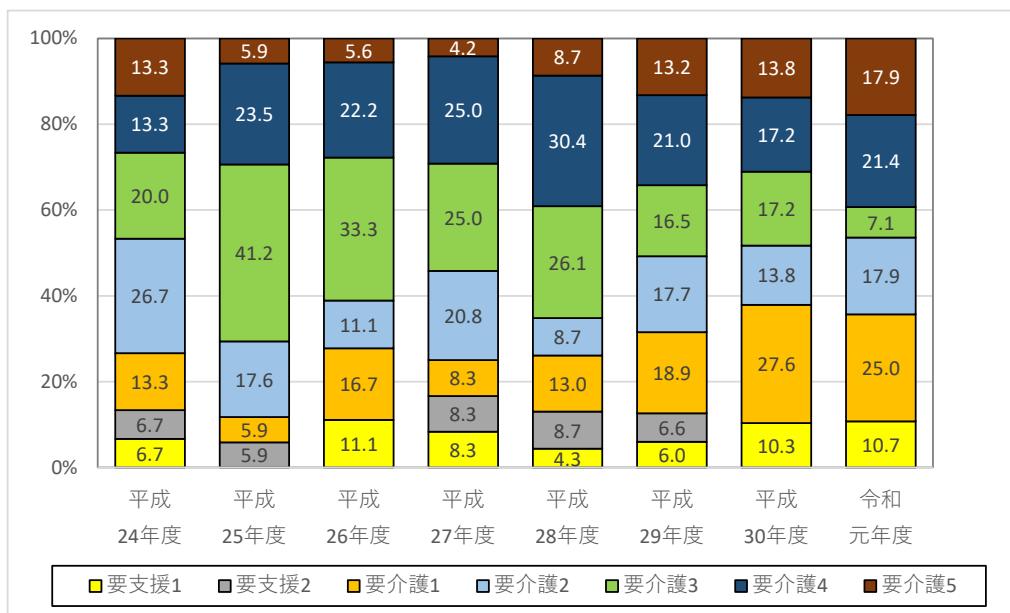
■要介護度別 特定施設入居者生活介護利用者数の推移



	第5期			第6期			第7期	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
総数	15	17	18	24	23	28	29	28
要介護5	2	1	1	1	2	4	4	5
要介護4	2	4	4	6	7	6	5	6
要介護3	3	7	6	6	6	5	5	2
要介護2	4	3	2	5	2	5	4	5
要介護1	2	1	3	2	3	5	8	7
要支援2	1	1	0	2	2	2	0	0
要支援1	1	0	2	2	1	2	3	3

資料：介護保険事業状況報告（平成 24～30 年度は年報、令和元年度は月報）

■要介護度別 特定施設入居者生活介護利用者割合の推移



	第5期			第6期			第7期	
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
要介護5	13.3	5.9	5.6	4.2	8.7	13.2	13.8	17.9
要介護4	13.3	23.5	22.2	25.0	30.4	21.0	17.2	21.4
要介護3	20.0	41.2	33.3	25.0	26.1	16.5	17.2	7.1
要介護2	26.7	17.6	11.1	20.8	8.7	17.7	13.8	17.9
要介護1	13.3	5.9	16.7	8.3	13.0	18.9	27.6	25.0
要支援2	6.7	5.9	0.0	8.3	8.7	6.6	0.0	0.0
要支援1	6.7	0.0	11.1	8.3	4.3	6.0	10.3	10.7

資料：介護保険事業状況報告（平成 24～30 年度は年報、令和元年度は月報）

(7) 居宅サービス・地域密着型サービスの対象者数および利用者数

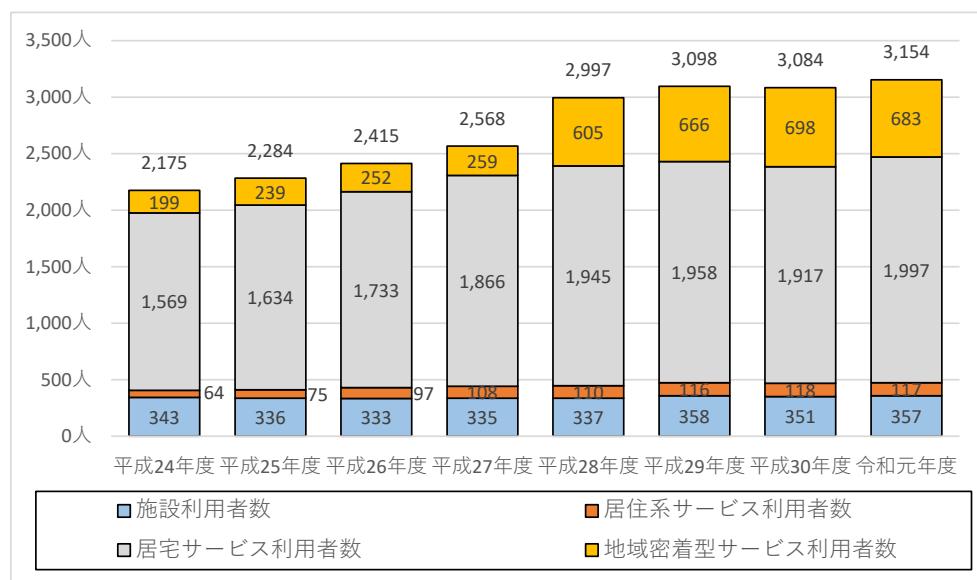
居宅サービスおよび地域密着型サービスの対象者数（認定者数－施設・居住系サービス利用者数）、サービス利用者数は、認定者数の増に伴い、平成29年度まで年々増加傾向にあり、今後もその傾向は継続すると予測されます。

地域密着型サービスの平成28年度の増加については、制度改正により同年4月から小規模な通所介護が居宅サービスから地域密着型サービスへ移行したことによるものです。地域密着型サービスの整備に伴い、今後も増加していくことが見込まれます。

対象者数と利用者数の推移、利用率をみると、要支援1では半数近くがサービスの利用がない一方、要介護2ではほとんどが居宅サービスを利用しています。なお、要介護4、5の居宅サービスの利用率がやや低下しているのは介護施設への入所や入院等によるものです。

※小規模多機能型居宅介護：平成29年4月（29床）、平成30年4月（29床）に1施設ずつ開所。現在4施設（計112床）

■サービス利用者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（平成24～30年度は年報、令和元年度は月報）

注）各サービス利用者数には重複の利用者数を含む

注）各サービスの内容は次のとおり

施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
居住系サービス	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■在宅サービス（居宅サービス・地域密着型サービス）対象者数および利用者数の推移

(単位：人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
在宅サービス 対象者	総数	1,929	2,059	2,203	2,398	2,472	2,432	2,405	2,533
	要支援1	195	234	290	352	454	414	317	359
	要支援2	238	253	295	288	325	300	326	373
	要介護1	463	517	561	669	681	739	804	817
	要介護2	392	415	417	470	418	407	416	435
	要介護3	286	304	314	294	293	260	259	235
	要介護4	206	200	195	198	179	181	183	202
	要介護5	149	136	131	127	122	132	100	112

居宅サービス 利用者	総数 (利用率)	1,568 81.3%	1,634 79.4%	1,734 78.7%	1,865 77.8%	1,945 78.7%	1,958 80.5%	1,917 79.7%	1,997 78.8%
	要支援1 (利用率)	126 64.6%	130 55.6%	166 57.2%	200 56.8%	268 59.0%	253 61.0%	162 51.1%	183 51.0%
	要支援2 (利用率)	164 68.9%	176 69.6%	199 67.5%	198 68.8%	235 72.3%	212 70.8%	192 58.8%	228 61.1%
	要介護1 (利用率)	369 79.7%	410 79.3%	446 79.5%	534 79.8%	571 83.8%	638 86.4%	699 87.0%	715 87.5%
	要介護2 (利用率)	362 92.3%	363 87.5%	378 90.6%	424 90.2%	392 93.8%	375 92.2%	397 95.5%	405 93.1%
	要介護3 (利用率)	264 92.3%	280 92.1%	283 90.1%	267 90.8%	260 88.7%	249 95.7%	242 93.3%	220 93.6%
	要介護4 (利用率)	177 85.9%	181 90.5%	168 86.2%	158 79.8%	144 80.4%	151 83.5%	157 85.6%	172 85.1%
	要介護5 (利用率)	106 71.1%	94 69.1%	94 71.8%	84 66.1%	75 61.5%	80 61.0%	69 68.7%	74 66.1%

地域密着型 サービス 利用者	総数 (利用率)	200 10.4%	240 11.7%	252 11.4%	259 10.8%	605 24.5%	666 27.4%	698 29.0%	683 27.0%
	要支援1 (利用率)	1 0.5%	2 0.9%	1 0.3%	3 0.9%	8 1.8%	13 3.2%	5 1.5%	2 0.6%
	要支援2 (利用率)	1 0.4%	2 0.8%	1 0.3%	3 1.0%	5 1.5%	9 3.0%	10 2.9%	12 3.2%
	要介護1 (利用率)	41 8.9%	52 10.1%	54 9.6%	54 8.1%	192 28.2%	231 31.3%	264 32.8%	265 32.4%
	要介護2 (利用率)	59 15.1%	78 18.8%	75 18.0%	74 15.7%	174 41.6%	172 42.4%	182 43.8%	168 38.6%
	要介護3 (利用率)	52 18.2%	57 18.8%	69 22.0%	61 20.7%	124 42.3%	126 48.3%	126 48.7%	104 44.3%
	要介護4 (利用率)	32 15.5%	35 17.5%	37 19.0%	46 23.2%	63 35.2%	69 38.2%	77 41.9%	93 46.0%
	要介護5 (利用率)	14 9.4%	14 10.3%	15 11.5%	18 14.2%	39 32.0%	46 35.1%	35 35.3%	39 34.8%

資料：対象者総数は、介護保険事業状況報告年報の要介護等認定者数（年度末）から施設・居住系サービス利用者数をひいたもの。令和元年度は月報より。

居宅サービス・地域密着型サービス利用者総数は、介護保険事業状況報告（平成24～30年度は年報、令和元年度は月報）

注) 居宅サービス利用者および地域密着型サービス利用者の下段は、対象者総数に対する割合

注) 小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数と合わない場合があります

注) 居宅サービスおよび地域密着型サービスの両方を利用されている場合、それぞれに計上されます

(8) 介護サービスの利用者数と利用回数

① 居宅介護サービスの利用者数と利用回数

利用回数・日数あるいは利用者数の実績値については、訪問看護、短期入所生活介護、福祉用具貸与で、両年度ともに守山いきいきプラン2018の推計値を上回っていますが、そのほかのサービスでは推計値を下回っています。2か年で利用者数の伸びがみられるのは、訪問看護、居宅療養管理指導、福祉用具貸与です。サービス見込量においては、単年度だけの状況ではなく、中長期的な視点を踏まえた設定が必要です。

■居宅介護サービスの利用者数および利用回数の推計値と実績値（平成30・令和元年度）

（守山いきいきプラン2018）

サービス種別	区分	平成29年度		平成30年度			令和元年度			2か年の伸び率
		実績	推計	実績	実績割合	推計	実績	実績割合		
訪問介護	回数（回）	8,250	9,009	8,348	92.7%	9,730	8,342	85.7%	99.9%	
	人数（人）	396	406	403	99.3%	407	390	95.9%	96.8%	
	1人あたり利用回数（回/月）	21	22	21	93.3%	24	21	89.4%	103.2%	
訪問入浴介護	回数（回）	210	223	197	88.4%	235	172	72.9%	87.0%	
	人数（人）	39	41	38	92.3%	43	35	81.2%	92.3%	
	1人あたり利用回数（回/月）	5	5	5	95.8%	5	5	89.8%	94.3%	
訪問看護	回数（回）	2,283	2,397	2,250	93.9%	2,537	2,635	103.9%	117.1%	
	人数（人）	322	336	362	107.8%	351	420	119.6%	115.9%	
	1人あたり利用回数（回/月）	7	7	6	87.1%	7	6	86.8%	101.0%	
訪問リハビリテーション	回数（回）	364	399	310	77.8%	405	270	66.5%	86.9%	
	人数（人）	31	33	31	94.4%	34	27	78.9%	86.1%	
	1人あたり利用回数（回/月）	12	12	10	82.4%	12	10	84.3%	101.0%	
居宅療養管理指導	人数（人）	178	211	173	82.0%	247	202	81.8%	116.7%	
通所介護	回数（回）	6,220	6,914	6,691	96.8%	7,654	6,884	89.9%	102.9%	
	人数（人）	636	696	689	98.9%	757	686	90.6%	99.6%	
	1人あたり利用回数（回/月）	10	10	10	97.8%	10	10	99.3%	103.3%	
通所リハビリテーション	回数（回）	887	913	847	92.8%	936	840	89.8%	99.2%	
	人数（人）	132	136	126	92.7%	139	121	86.8%	95.7%	
	1人あたり利用回数（回/月）	7	7	7	100.1%	7	7	103.4%	103.7%	
短期入所生活介護	日数（日）	1,684	1,745	1,725	98.8%	1,808	1,729	95.6%	100.3%	
	人数（人）	217	219	229	104.8%	221	222	100.5%	96.8%	
	1人あたり利用日数（日/月）	8	8	8	94.4%	8	8	95.1%	103.5%	
短期入所療養介護	日数（日）	180	201	107	53.2%	227	114	50.5%	106.9%	
	人数（人）	33	36	19	53.2%	40	18	44.0%	91.7%	
	1人あたり利用日数（日/月）	5	6	6	99.9%	6	7	114.8%	116.6%	
福祉用具貸与	人数（人）	938	977	1,033	105.7%	1,014	1,078	106.3%	104.3%	
特定福祉用具購入費	人数（人）	15	21	17	82.9%	22	16	71.2%	90.0%	
住宅改修費	人数（人）	13	15	13	83.3%	17	12	71.1%	96.7%	
居宅介護支援	人数（人）	1,345	1,403	1,441	102.7%	1,459	1,437	98.5%	99.7%	

資料：実績は介護保険事業状況報告（平成30年度は年報、令和元年度は月報）

注）推計値および実績値については、月平均で算出しており、小数点第1位以下を四捨五入して表記しているため、同値であっても実績割合が100%にならない場合や実績割合が表記と異なる場合があります。

サービスごとの利用率については、訪問看護や福祉用具貸与で伸びが見られます。そのほかのサービスについては大きな変化はみられないため、今後も横ばいで推移することが予想されます。

■居宅介護サービスの利用率（平成 29・30・令和元年度）

	利用率		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問介護	23.2%	22.9%	21.8%
訪問入浴介護	2.1%	2.1%	1.7%
訪問看護	19.1%	20.6%	24.1%
訪問リハビリテーション	1.7%	1.8%	1.7%
居宅療養管理指導	9.7%	9.8%	11.6%
通所介護	38.1%	39.1%	38.5%
通所リハビリテーション	7.7%	7.2%	6.3%
短期入所生活介護	12.6%	13.0%	13.1%
短期入所療養介護	1.3%	1.1%	1.3%
福祉用具貸与	55.7%	58.6%	59.6%
居宅介護支援	80.5%	81.8%	80.1%

資料：介護保険事業状況報告（平成 29、30 年度は年報、令和元年度は月報）

注）利用率＝利用者数÷在宅サービス対象者数

② 介護予防サービスの利用者数と利用回数

利用回数・日数あるいは利用者数の実績値については、すべてのサービスで、両年度ともに守山いきいきプラン 2018 の推計値を下回っています。

2か年で利用者数の伸びがみられるのは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援です。介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、平成 29 年度から総合事業に移行したことにより、今後は地域支援事業の中での需要の予測が必要です。

■介護予防サービスの利用者数および利用回数の推計値と実績値（平成 30・令和元年度）

（守山いきいきプラン 2018）

サービス種別	区分	平成29年度		平成30年度			令和元年度			2か年の伸び率
		実績	推計	実績	実績割合	推計	実績	実績割合		
介護予防訪問介護	人数（人）	108								
介護予防訪問入浴介護	回数（回）	0	0	9	—	0	9	—	101.9%	
	人数（人）	0	0	2	—	0	2	—	87.5%	
	1人あたり利用回数（回/月）			4	—		5	—	116.5%	
介護予防訪問看護	回数（回）	381	491	335	68.3%	593	433	72.9%	129.2%	
	人数（人）	81	104	70	66.8%	125	83	66.4%	119.4%	
	1人あたり利用回数（回/月）	5	5	5	102.2%	5	5	109.9%	108.2%	
介護予防訪問リハビリテーション	回数（回）	25	28	29	103.6%	28	44	160.6%	155.0%	
	人数（人）	3	3	3	97.2%	3	5	169.4%	174.3%	
	1人あたり利用回数（回/月）	9	9	10	106.6%	9	9	94.8%	88.9%	
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	7	9	6	62.0%	11	8	75.8%	149.3%	
介護予防通所介護	人数（人）	240								
介護予防通所リハビリテーション	人数（人）	53	67	46	68.4%	80	47	59.2%	103.3%	
	日数（日）	9	11	3	24.7%	11	13	121.9%	493.8%	
	1人あたり利用日数（日/月）	3	3	1	25.0%	3	3	83.3%	333.3%	
介護予防短期入所生活介護	1人あたり利用日数（日/月）	4	4	4	98.8%	4	5	146.3%	148.1%	
	日数（日）	0	0	0	—	0	0	—	0.0%	
	人数（人）	0	0	0	—	0	0	—	0.0%	
介護予防短期入所療養介護	1人あたり利用日数（日/月）			5	—		—	—	—	
	日数（日）	0	0	0	—	0	0	—	0.0%	
	人数（人）	0	0	0	—	0	0	—	0.0%	
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	299	343	281	81.8%	389	323	83.1%	115.2%	
特定介護予防福祉用具購入費	人数（人）	7	7	6	78.6%	7	5	76.2%	97.0%	
介護予防住宅改修	人数（人）	7	7	6	84.5%	8	4	49.0%	66.2%	
介護予防支援	人数（人）	565	430	345	80.1%	465	393	84.4%	113.9%	

資料：実績は介護保険事業状況報告（平成 29、30 年度は年報、令和元年度は月報）

注）推計値および実績値については、月平均で算出しており、小数点第 1 位以下を四捨五入して表記しているため、同値であっても実績割合が 100%にならない場合や実績割合が表記と異なる場合があります。

サービスごとの利用率については、介護予防訪問看護や介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与で伸びが見られます。そのほかのサービスについては大きな変化はみられないため、今後も横ばいで推移することが予想されます。

■介護予防サービスの利用率（平成 29・30・令和元年度）

	利用率		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防訪問介護	9.4%	0.0%	0.0%
介護予防訪問入浴介護	0.1%	0.3%	0.3%
介護予防訪問看護	10.0%	10.8%	11.9%
介護予防訪問リハビリテーション	0.4%	0.5%	0.7%
介護予防居宅療養管理指導	1.1%	0.9%	1.0%
介護予防通所介護	19.6%	0.0%	0.0%
介護予防通所リハビリテーション	6.5%	7.1%	6.3%
介護予防短期入所生活介護	0.4%	0.1%	0.3%
介護予防短期入所療養介護	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防福祉用具貸与	37.8%	43.6%	45.8%
介護予防支援	63.8%	53.6%	55.1%

資料：介護保険事業状況報告（平成 29、30 年度は年報、令和元年度は月報）

注）利用率＝利用者数÷在宅サービス対象者数

③ 地域密着型サービスの利用者数と利用回数

利用回数・日数あるいは利用者数の実績値については、認知症対応型通所介護で、両年度ともに守山いきいきプラン2018の推計値を上回っていますが、そのほかのサービスでは推計値を下回っています。平成29年度および平成30年度の小規模多機能型居宅介護1か所ずつの開所により、2か年にわたり利用者数が増加しています。

また、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護（小規模特養）および認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、それぞれ、令和2年3月および4月に開所しており、令和3年4月には、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護（小規模特養）が1か所開所予定であることから、今後の推計については新たな施設整備による増加を加味して見込量を設定する必要があります。

■ 地域密着型介護サービスの利用者数および利用回数の推計値と実績値（平成30・令和元年度） (守山いきいきプラン2018)

サービス種別	区分	平成29年度		平成30年度			令和元年度			2か年の伸び率
		実績	推計	実績	実績割合	推計	実績	実績割合		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	10	15	8	53.3%	25	6	22.7%	70.8%	
認知症対応型通所介護	回数（回）	662	696	749	107.7%	737	745	101.1%	99.4%	
	人数（人）	73	75	90	120.1%	78	82	104.6%	90.6%	
	1人あたり利用回数（回/月）	9	9	8	89.6%	9	9	96.7%	109.8%	
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	61	89	74	82.8%	89	90	100.6%	121.5%	
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	90	90	88	97.2%	90	88	97.4%	100.2%	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	50	49	48	98.8%	78	45	58.0%	93.5%	
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	—	0	0	—	—	
地域密着型通所介護	回数（回）	3,682	3,809	3,732	98.0%	3,973	3,511	88.4%	94.1%	
	人数（人）	376	389	388	99.8%	407	365	89.6%	93.9%	
	1人あたり利用回数（回/月）	10	10	10	98.2%	10	10	98.6%	100.1%	

資料：実績は介護保険事業状況報告（平成29、30年度は年報、令和元年度は月報）

注）推計値および実績値については、月平均で算出しており、小数点第1位以下を四捨五入して表記しているため、同値であっても実績割合が100%にならない場合や実績割合が表記と異なる場合があります。

■ 地域密着型介護サービスの利用率（平成29・30・令和元年度）

	利用率		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.5%	0.5%	0.3%
地域密着型通所介護	4.5%	5.1%	4.5%
認知症対応型通所介護	4.5%	5.1%	4.5%
小規模多機能型居宅介護	3.8%	4.2%	5.1%
看護小規模多機能型居宅介護	0.0%	0.0%	0.0%

資料：介護保険事業状況報告（平成29、30年度は年報、令和元年度は月報）

注）利用率=利用者数÷在宅サービス対象者数

④ 地域密着型介護予防サービスの利用者数と利用回数

利用回数・日数あるいは利用者数の実績値については、いずれのサービスでも、両年度ともに守山いきいきプラン2018の推計値を下回っていますが、特に介護予防認知症対応型通所介護では大きく下回っています。平成29年度および平成30年度の小規模多機能型居宅介護1か所ずつの開所により、利用者数が増加しています。

■地域密着型介護予防サービスの利用者数および利用回数の推計値と実績値（平成30・令和元年度）

（守山いきいきプラン2018）

サービス種別	区分	平成29年度	平成30年度			令和元年度			2か年の伸び率
		実績	推計	実績	実績割合	推計	実績	実績割合	
介護予防認知症対応型通所介護	回数（回）	147	159	28	17.4%	174	18	10.2%	64.0%
	人数（人）	29	31	5	17.5%	34	4	12.5%	78.5%
	1人あたり利用回数（回/月）	5	5	5	99.5%	5	4	81.3%	81.6%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人）	8	9	7	79.6%	9	9	94.4%	118.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	2	—	0	1	—	60.0%

資料：実績は介護保険事業状況報告（平成29、30年度は年報、令和元年度は月報）

注）推計値および実績値については、月平均で算出しており、小数点第1位以下を四捨五入して表記しているため、同値であっても実績割合が100%にならない場合や実績割合が表記と異なる場合があります。

■地域密着型介護予防サービスの利用率（平成29・30・令和元年度）

	利用率		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防認知症対応型通所介護	2.1%	0.8%	0.4%
介護予防小規模多機能型居宅介護	0.9%	1.1%	1.4%

資料：介護保険事業状況報告（平成29、30年度は年報、令和元年度は月報）

注）利用率=利用者数÷在宅サービス対象者数

3. 高齢者実態調査結果からみる高齢者の生活とニーズ

「第8期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けて、高齢者の生活状況や健康状態、地域における活動等の状況、普段感じていることなどを把握し、市の高齢者福祉施策の検討や、介護予防の充実に向けた基礎資料とすること、また、在宅で介護を受けられている方を対象に、在宅生活の継続に必要な支援や、介護者の就労状況などを把握し、今後の介護サービスのあり方の検討に向けた基礎資料とすることを目的に実施した高齢者実態調査から、第7期計画の基本目標にそって課題をまとめました。

■調査概要

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	
		郵送	聞き取り
調査対象者	要介護1から5の方を除く、市内在住の65歳以上の方	在宅で生活されている、要支援または要介護認定を受けられている方	
調査対象者数	2,000件	900件	199件
回収数(回収率)	1,384件(69.2%)	528件(58.7%)	199件
調査期間	令和2年1月～2月		令和元年5月～12月
調査方法	調査票による本人記入方式 郵送配布・郵送回収による郵送 調査方法	調査票による本人 または介護者記入 方式(回答者を特定) 郵送配布・郵送回収 による郵送調査方 法	要介護認定調査員に よる記入、聞き取り 調査方式(回答者を 特定)

(1) 高齢者の “いきいき” 活動の推進に関するニーズと課題

- 要支援者における健康状態の認識には改善がみられます、自分や家族の健康への心配や不安を抱えている人は依然多く、健康維持が重視されています。
- また健康や体力に自信のある方もおられる一方で、「取り組み方がわからない」「きっかけがない」という理由で介護予防に取り組んでいない方も多いという結果が出ています。
- 地域のグループ活動に参加しない理由として、参加者の関心・興味が持てないこと、主催者の負担が大きいことがあげられています。
- 以上より取り組み方やきっかけ、関心を持たれるような内容があれば介護予防の取り組みに参加される人が多いと想定されるため、健康づくりや介護予防の取り組みをすることが重要性の周知・啓発等が必要になってきます。
- あわせて、地域において自分ができることをする環境を整備・支援することで出番づくりや社会参加となり、介護予防ひいては地域づくりにもつながると考えられます。



誰もが参加しやすい介護予防の推進

(2) 地域包括ケアシステムの推進に関するニーズと課題

① 地域包括支援センターの体制

- 地域包括支援センターの利用経験者は少ない状況です。
- 定期的に通院や健康診断を通して医師の医療チェックを受けている人は8割を超える一方で、介護予防に取り組んでいない人が3割強おり、介護予防に取り組んでもらうための働きかけが必要と考えられます。
- 何かあったときの相談相手について、3割程度の人が「いない」と回答されており、身近に相談できる窓口の周知・充実を図る必要があります。
- 一方で高齢者が近所で手助けできること、協力できることについて、「話し相手や相談相手」が多く、行政の相談機関の周知、充実させていくとともに、困ったときに地域でSOSが出せる、受け取れる地域づくりを推進していく必要があります



地域に寄り添った地域包括支援センターの機能強化

② 地域包括支援センターの機能強化

- 介護者も認知症への対応への不安を強く感じています。
- 認知症対策には、関わる人の症状の理解や対応する知識が不可欠なため、認知症施策の周知・啓発をはじめとした、地域社会で支える認知症施策の更なる充実が必要です。
- 市の認知症施策の認知度が低い状況にあります。



地域全体で取り組む認知症「共生」・「予防」の推進と 関係機関の連携の強化

(3) 高齢者と家族を支える介護体制に関するニーズと課題

①在宅生活を支えるサービス基盤と環境

- 掃除・洗濯・買い物・配食等の家事援助の支援と外出支援が介護者が行っている主な介護で、将来的にも介護者が不安に感じており、生活援助サービスの提供の充実など、在宅生活を支える環境づくりに努める必要があります。
- 介護者は、介護のためにさまざまな働き方の調整をしながら働いています。
- また、介護をする人、介護を受ける人が安心して自宅で生活できるよう企業・事業所の職場環境の改善に向けた意識啓発を行っていく必要があります。



在宅生活を支えるサービス基盤と環境づくり

4. ケアマネジャー・サービス提供事業所アンケート調査結果からみる課題とニーズ

「第8期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けて、ケアマネジャーやサービス提供事業所を対象に、サービスの利用状況や関係機関等との連携状況、高齢者施策への意見・要望等を把握する目的で実施したケアマネジャーアンケート調査およびサービス提供事業所アンケート調査結果から、第7期計画の基本目標にそって課題をまとめました。

■調査概要

	ケアマネジャーアンケート調査	サービス提供事業所アンケート調査
調査対象者	市内の住宅介護支援事業所に所属しているケアマネジャー	市内の介護保険サービス提供事業所
調査対象者数	83人	市内事業所 計114事業所
回収数（回収率）	54件(65.1%)	67件(58.7%)
調査期間	令和2年1月～2月	令和2年1月～2月
調査方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査方法

(1) 高齢者の“いきいき”活動の推進に関するニーズと課題

- 総合事業について「参入を考えている」が大きく減少しています。その理由としては「事業運営の採算性に不安を感じる」、「従事者の確保が難しい」があげられています。
- 多様な主体による集いの場づくりなどの育成が必要です。



誰もが参加しやすい介護予防の推進

(2) 地域包括ケアシステムの推進に関するニーズと課題

①地域包括支援センターの体制

- 地域包括支援センターに機能強化してほしいこととしては、「困難事例への支援の充実」、「介護者支援の充実」、「地域の関係機関とのネットワークづくり」、「情報提供の充実」などが多くあげられています。
- 地域包括ケアシステムを構築するために必要だと思われるものとしては、「地域の社会資源及び住民ニーズの把握」、「生活支援サービスの担い手の確保」、「地域の見守りネットワークの強化」、「行政の支援体制の充実」、「医療・介護サービス従事者の連携の強化」などが多く挙げられています。



地域に寄り添った地域包括支援センターの機能強化

②認知症対策の充実

- 認知症施策として重点を置くべきこととしては、「家族の精神的な負担を緩和する取り組み」、「かかりつけ医から専門医療機関のスムーズな連携体制づくり」、「認知症を早期に発見し、予防活動や専門医療機関につなげる取り組み」などが多くあげられています。



地域全体で取り組む認知症「共生」・「予防」の推進と 関係機関の連携の強化

(3) 高齢者と家族を支える介護体制に関するニーズと課題

①在宅生活を支えるサービス基盤と環境

- サービスが不足しているのは、居宅サービスでは「訪問介護」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」、地域密着型サービスでは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護」、施設サービスも不足していると回答しています。
- 事業所の運営に関して困難を感じることは、「人材の確保が難しい」、「人材育成が難しい」。人材確保・定着の課題は「給与水準」「精神的・体力的な厳しさ」などが多くあげられています。



在宅生活を支えるサービス基盤と環境づくり

5. 日常生活圏域における課題

第6期計画以降、引き続き設定している日常生活圏域について、北部、中部、南部の3圏域ごとに、それぞれの圏域の現状や高齢者実態調査の結果を踏まえる中、課題をまとめました。

北部

- ・現在、最も高齢化率、後期高齢者割合の高い圏域で、運動機能リスク、閉じこもりリスク等が高くなっています。
- ・交通の利便性の低さから「移送サービス」のニーズも比較的高いことがうかがえます。
- ・介護予防の取組率が低く、理由としては「きっかけがない」が多いことから、高齢者でも参加しやすいきっかけづくりが望まれます。
- ・市街地、市街化調整区域が存在し、多様な生活環境となっています。（河西）
- ・高齢者世帯、一人暮らし世帯が増加しています。（速野）
- ・医療機関が少なく、身近な場所で医療を受けにくい環境にあります。（中洲）

中部

- ・うつ傾向、閉じこもりリスクがやや高く、認知機能低下リスクもやや高くなっているため、認知症予防に特化した介護予防の取組が望されます。
- ・集合住宅が多く、地域住民同士の関係性が希薄になっている可能性があり、支援を必要としている家庭があっても、顕在化しにくいことが懸念されます。（吉身）
- ・医療機関が少なく、身近な場所で医療を受けにくい環境にあります。（玉津）

南部

- ・高齢化率が最も低く、生活機能リスク者割合も低い圏域です。
- ・しかし近い将来急速な高齢化の進展も予測されるため、若年期からの健康づくり、介護予防の推進が望されます。
- ・マンション、アパートが多く、ひとり暮らし高齢者の状況把握が難しく、また、地域住民同士の関係性が希薄になっていることが懸念されます。（守山）
- ・交通の便が悪く、移動手段に課題があります。（小津）
- ・医療機関が少なく、身近な場所で医療を受けにくい環境にあります。（小津）

6. 高齢者福祉施策の取り組み状況からみる主な成果

第7期計画である「守山いきいきプラン 2018」における3つの基本目標に掲げる主な高齢者福祉施策について、それぞれの進捗や取り組み状況の成果について検証し、課題を抽出しました。

◆基本目標Ⅰ 高齢者の元気力アップへの“いきいき”活動の推進

【介護予防の推進】

<成果>

(自主活動団体の増加)

- 守山百歳体操、健康のび体操の自主活動団体数が増加し、自主的な介護予防が進められています。

(総合事業の実施)

- 対象者（要支援相当）は、介護保険サービスから総合事業に円滑に移行できています。

<課題>

- ① 活動の縮小や解散する団体があり、活動の継続性が課題となっています。
- ② 一人ひとりに必要なフレイル対策（口腔、栄養、運動等）の多様化が課題です。
- ③ 高齢者が交流、趣味等の活動の場が限られています。
- ④ 総合事業（訪問型、生活援助サービス）の事業所数が少ない現状です。

◆基本目標Ⅱ いつまでも安心して暮らしていけるための地域包括ケアシステムの推進

【地域包括支援センターの機能強化】

<成果>

(圏域地域包括支援センターの開設)

- 平成31年4月に南部地区を開設しました。
- 令和3年度の中部地区地域包括支援センターの開設に向けた準備を進めています。

<課題>

- ① 高齢者の身近な地域で、ワンストップで相談を受けることができる体制整備が必要です。
- ② 基幹型包括支援センターと圏域包括支援センターの役割を明確にして、圏域包括支援センターでは、地域の支援に注力する必要があります。

【認知症対策の充実】

<成果>

(早期発見・早期支援)

- 初期集中支援チームによる包括的、集中的支援を実施しました。

(支援・普及啓発)

- センター養成講座養成人数は、1,634人となっています。

(高齢者や家族への支援)

- 家族介護者訪問活動を308件実施しました。

<課題>

- ① 平成27年度から初期集中支援チームを設置していますが、専門職との円滑な連携が難しくチーム体制の見直しが必要です。
- ② 認知症初期段階の人の情報収集や早期対応の重要性の周知が十分ではなく、認知症の悪化が顕著になってから対応するケースが多い現状です。
- ③ 養成講座受講後の実践的活動につながりにくい現状です。

【地域共生社会の実現】

<成果>

(生活支援体制の推進)

- 市域全体、各学区にコーディネーター、協議体を設置し生活支援に係る話し合いの体制づくりを行いました。
- 地域資源マップの作成・配布、集いの場の開催、アンケートによる地域課題の把握等が行われました。

<課題>

- ① ひとり暮らし高齢者等の増加により、日常生活の維持に向けた支援が必要となります。
- ② 各学区の協議体で議論は行われていますが、生活支援サービスの実施には至っていない現状です。
- ③ 各学区で具体的に取組を推進する担い手が少ない現状です。
- ④ 元気な高齢者が増えている中、特技や経験を生かせる活躍の場が少ない現状です。
- ⑤ 8050問題等家族全体に係る複合的な課題が増えている現状です。

◆基本目標Ⅲ 高齢者と家族を支える介護体制の充実

【介護サービスの充実】

<成果>

(施設整備)

- 高齢者が住み慣れた地域で生活するために必要な地域密着型サービスの充実が図れました。

<課題>

- ① 建設用部材が入手困難、新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の影響等により、第7期で計画していた施設整備が遅れている現状です。
- ② 第7期で公募していた小規模多機能型居宅介護の応募がなく、計画していた圏域での整備ができていない現状です。

【介護人材の確保】

<成果>

(人材確保を目的とした事業の実施)

- 先進的事例の紹介等業務効率化等の具体的実践方法等について研修会を実施しました。
- 経験者や有資格者の雇用に対して補助金を交付する就職支援事業を実施しました。

<課題>

- ① 介護人材確保については、全国的な課題であり、市単独の事業では効果が薄い現状です。
- ② 社会情勢上、短期的に成果は出ないため、継続的な支援が必要です。

【介護保険制度の適正・円滑な運営】

<成果>

(介護給付適正化の推進)

- 介護サービス事業所の実地指導・監督を行いました。市では3年に1回実施しています（国基準は6年に1回）
- ケアプランや給付状況等の点検を実施しました。

<課題>

- ① 介護保険制度の頻繁な改正への対応（利用者、事業所へのフォロー）が必要です。
- ② 指導監督の権限移譲により市指定事業者が増加しており、適切に指導監督を行える体制強化が必要です。

7. 守山いきいきプラン2018の検証からみた方向性

「守山いきいきプラン2018」を振り返るとともに、これから守山市が目指す姿の検証を行った上で、「(仮)守山いきいきプラン2021」の策定に向けた主要な方向性は、次のとおりです。

◆基本目標I 高齢者の元気力アップへの“いきいき”活動の推進

【介護予防の推進】

★誰もが参加しやすい介護予防の推進

○健康寿命の延伸

- ・高齢者一人ひとりに対するフレイル等の心身の多様な課題への対応
- ・通いの場を中心とした、フレイル対策（運動、口腔、栄養、社会参加）の観点から保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・交流、活動の場づくりに向けた検討

○総合事業

- ・訪問型サービス提供事業所の確保

◆基本目標II いつまでも安心して暮らしていくための地域包括ケアシステムの推進

【地域包括支援センターの機能強化】

★地域に寄り添った地域包括支援センターの機能強化

○相談支援体制の充実

- ・全3圏域に包括支援センターを開設したことにより、基幹型包括支援センターと圏域包括支援センターとの役割分担を明確化
- ・身近な地域での相談、支援体制の充実

【認知症対策の充実】

★地域全体で取り組む認知症「共生」・「予防」の推進と関係機関の連携強化、在宅医療・介護の一体的な提供

○早期発見・早期対応

- ・初期集中支援チーム体制の見直しによる、早期発見、早期対応
- ・総合事業対象者等から、認知機能低下が疑われる人の把握の実施

○普及啓発

- ・地域で見守り・声かけ等の支援ができる市民を増やすこと
- ・サポーター養成講座等の受講者に対して、より実践的な活動ができようフォローアップ研修等の実施

【地域共生社会の実現】

★地域共生社会に向けた包括的支援体制の構築

○高齢者の生活の質の向上

- ・協議体の構成およびコーディネーターの体制の見直し、取組体制の強化
- ・地域の人、資源のつながりによる支援の輪を広げるためのコーディネート機能の強化
- ・身近な場所での支援を提供、受けるための通いの場等の拠点の必要性について検討

○元気な高齢者の活躍

- ・就労やボランティア活動等、高齢者が生き生きと活躍できる仕組みづくりの推進

○全世代型包括支援を見据えた体制の整備

- ・世代や対象者ごとの支援に留まらない、家族や世帯全体を捉えた全世代型包括支援を見据えた体制の整備

◆**基本目標Ⅲ 高齢者と家族を支える介護体制の充実**

【介護サービスの充実】

★地域の実情に応じた介護サービスの充実

○地域密着型サービスの整備

- ・介護施設待機者数やニーズの分析
- ・地域密着型サービスを中心とした介護保険施設の計画的な整備
- ・先進事例を参考にした公募方法の検討、実施（市有地の活用等）

【介護人材の確保】

★在宅サービスを支えるサービス基盤と環境づくり

○介護人材の確保（①②）

- ・介護人材確保、定着に向けた取組の強化
- ・職場環境の改善（文書削減、ICT 活用等）による業務効率化の実施

【介護保険制度の適正・円滑な運営】

○介護保険制度の適正・円滑な運営

- ・介護事業所への計画的な指導、監督
- ・要介護認定や指導を行う専門員の育成・配置等
による体制整備の強化
- ・ケアプラン点検等の継続実施

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、「守山いきいきプラン2006（第3期計画）」から「守山いきいきプラン2018（第7期計画）」において、同じ基本理念を継続しています。

第3期計画からの基本理念には、行政による介護サービスや高齢者福祉サービス等を充実していくことはもとより、住民や介護サービス事業者等の民間事業者を含めた地域における支えあいの促進、また、高齢者が自立し、充実した生活が送れるようになるには、心身の健康のみならず、高齢者自身が生きがいを持ち、自分らしく生きていく地域づくりが重要であるとの思いが込められています。

第8期計画においても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むため、これまでの基本理念を継続します。

みんなでつくる、
生涯いきいきと暮らせるまち 守山

2. 基本目標

第6期以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけ、2025年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築、推進、深化することとされています。

第8期計画では、第7期計画の基本目標を基本的には継続しながら、「支える側」と「支えられる側」の役割を固定せず、みんなが共生・参加する地域共生社会の実現をめざして、健康長寿と地域包括ケアシステムの着実な推進、介護体制の充実に向けた取組を進めていくこととし、次のとおり基本目標を定めます。

【第7期計画】

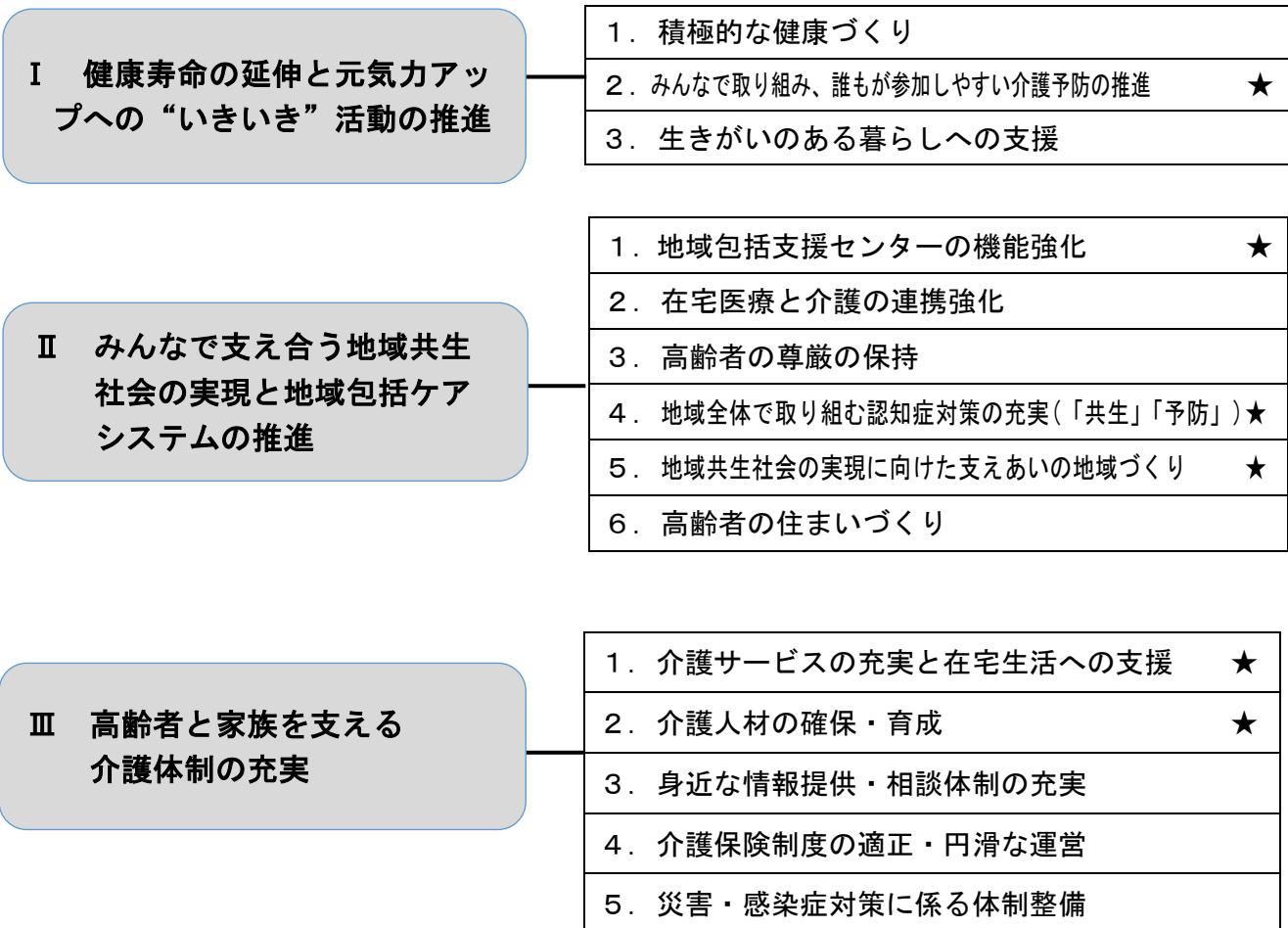
- I 高齢者の元気力アップへの“いきいき”活動の推進
- II いつまでも安心して暮らしていけるための地域包括ケアシステムの推進
- III 高齢者と家族を支える介護体制の充実



【第8期計画】

- I 健康寿命の延伸と元気力アップへの“いきいき”活動の推進
- II みんなで支え合う地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの推進
- III 高齢者と家族を支える介護体制の充実

3. 施策体系



※ ★は 重点的な取組（案）

4. 重点的な取組

「みんなでつくる、生涯いきいきと暮らせるまち 守山」の実現により、住みやすさ日本一を目指して、本計画における重点的な取組について、「守山いきいきプラン2018」を継承し、次のとおり設定します。

それぞれの取組については、年度ごとに進捗を把握し、達成状況を客観的に評価できるよう、国の基本指針に従って、指標を設定しています。

基本目標Ⅰ 健康寿命の延伸と元気力アップへの“いきいき”活動の推進

(1) みんなで取り組み、誰もが参加しやすい介護予防の推進

支援や介護が必要になっても、地域とのつながりを失うことなく、生活していくよう、生きがいづくりや自主的な介護予防の活動に取り組むなど、早期からの介護予防の取組の重要性を啓発し、誰もが参加しやすいよう介護予防に取り組むきっかけづくりのアプローチを強化していくとともに、地域で実施されている生きがいづくりの活動や自主的な介護予防の活動を支援していきます。

また、総合事業の周知・啓発に努めるとともに、サービスが必要な人に対し、介護予防ケアマネジメントを経て、地域での自立した日常生活が送れるよう適切な支援、サービス利用へつなげます。

【取組内容】

- 自治会、老人クラブ等身近な場所での交流、活動の場づくり
- 通いの場を中心としたフレイル対策（運動、口腔、栄養、社会参加）の観点から保健事業と介護予防の一体的な実施 など

基本目標Ⅱ みんなで支え合う地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

2040年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向け、全3圏域に地域包括支援センターを開設したことにより、地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの要として、身近な地域での相談、支援体制の充実を図ります。

【取組内容】

- 北部、中部、南部の3圏域と基幹型との役割分担の明確化
- 身近な地域で、相談し支援を受けられる体制の充実 など

(2) 地域全体で取り組む認知症対策の充実（「共生」「予防」）

認知症施策推進大綱、新オレンジプランを踏まえ、認知症になっても安心して住み慣れた地域で生活できるよう、認知症センター養成講座等により、認知症についての知識や接し方等の普及啓発に努めるとともに、認知症相談医等の関係者との連携、認知症初期集中支援事業等を行う中で、認知症予防や早期発見・早期支援に努めます。

また、認知症高齢者やその家族の支援を行うため、認知症カフェや家族介護者への訪問活動等を行い、家族介護者への支援体制の充実を図るとともに、住民をはじめとした見守りネットワークの構築に向けた取組等、住民・事業者・関係者等の連携強化を図ります。

- 【取組内容】
- 初期集中支援チーム体制の見直しによる早期発見、早期対応
 - センター養成講座等の受講者に対するフォローアップ研修等の実施により、地域での認知症に対する理解の促進 など

(3) 地域共生社会の実現に向けた支えあいの地域づくり

話し合いの場である協議体で生活支援コーディネーターを中心に、地域資源の把握、地域課題の解決に向けた住民の自発的な取組への支援をさらに進め、高齢者、障害者、子ども等さまざまな住民の活動が活発になるよう、また高齢者自身が支える側にもなれるよう、住民を中心に関係団体、行政等あらゆる組織が参画した地域づくりを進めます。

- 【取組内容】
- 協議体の構成等を見直しによる、コーディネート機能の強化
 - 全世代型包括支援（重層的支援）を見据えた体制整備
 - 高齢者の移動支援の充実や社会参加を促すための外出に係る支え合いの地域づくりの促進 など

基本目標Ⅲ 高齢者と家族を支える介護体制の充実

(1) 介護サービスの充実と在宅生活への支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、要介護者や家族が在宅で安定した介護生活を送ることができるよう、状態やニーズに応じた多様な居宅サービスの提供や地域密着型サービスの充実、また在宅生活を支えるための福祉サービスの充実を図ります。

- 【取組内容】
- 地域密着型サービスの計画的な整備
 - 広域も含めた入所施設の整備の検討 など

(2) 介護人材の確保・育成

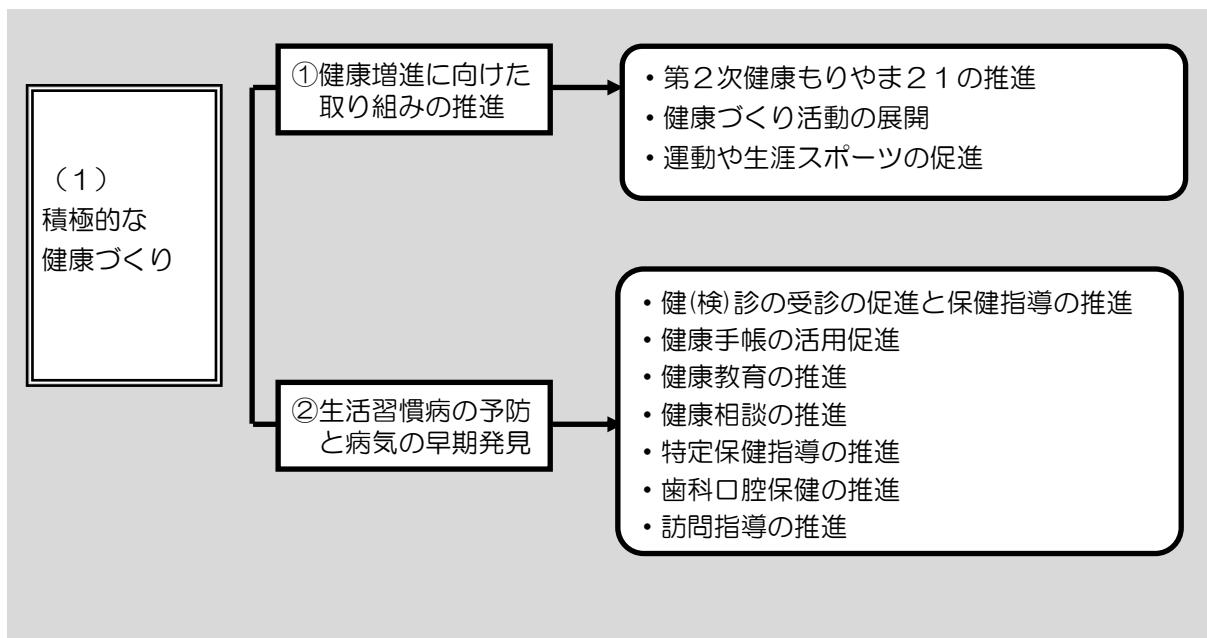
今後、高齢者数の増加に伴い、要介護者も増加することが見込まれることから、介護サービスを安定的に提供するため、人材確保・育成に向けた取組の充実を図ります。

- 【取組内容】
- 職場環境の改善（文書削減、ICT 活用等）による業務効率化の促進など

第4章 基本目標の達成に向けた施策の展開

基本目標Ⅰ 健康寿命の延伸と元気力アップへの“いきいき”活動の推進

◆基本施策(1) 積極的な健康づくり



① 健康増進に向けた取組の推進

△ 検討課題 △

健康寿命を延伸し、いつまでも健康で過ごしていくためには、健康的な生活習慣のきっかけづくりや誰もが気軽に運動に取り組めるような参加しやすい環境づくりが必要です。また、住民主体の健康づくりを推奨し、定着化を図っていくために、広報等による周知・啓発を行いながら、事業の充実を図っていく必要があります。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
第2次健康もりやま21の推進	「第2次健康もりやま21」に基づき、施策を進めることにより、子どもから高齢者までの健康づくりを推進します。 また、令和4年に目標年次を迎えることから、国や県の動向をふまえ、計画の評価や次期計画策定等を行います。	すこやか生活課

健康づくり活動の展開	自治会の健康づくりの取り組みについて、関係機関と連携し、「わ」で輝く自治会応援報償事業を活用しながら、自治会での自主的な健康づくりを積極的に支援していきます。	市民協働課 すこやか生活課 地域包括支援センター
運動や生涯スポーツの促進	<p>健康寿命の延伸や高齢者の生きがいづくりのため、「市民歩こう会」、「スポーツフェスティバルでのユニバーサルスポーツ体験イベント」を開催します。</p> <p>また、関係機関・団体との連携のもと、グラウンドゴルフ等高齢者が無理なく取り組めるスポーツを推進し、総合型地域スポーツクラブが行う地域でのスポーツ活動への助成を行います。</p> <p>高齢者や障害者、若年者や子育て世代（親子）の生きがいづくりや健康づくり、また世代間の交流や健常者と障害者の交流を推進するため、「共に参加すること、共に楽しむこと」を目的とした誰でも参加できるスポーツイベントを積極的に開催します。</p>	文化・スポーツ課 長寿政策課

② 生活習慣病の予防と病気の早期発見

検討課題

主体的な健康行動が健康づくりには必要であり、自治会や健康推進員等との連携強化を図りながら、健康教室や健康相談等の事業の推進や地域で実施されている自主活動との連携が必要です。

また、生活習慣病は要介護等認定者の主な原因疾患となっていることもありますし、生活習慣病の発症予防と重症化予防は特に重要な健康課題であるため、予防・早期発見の機会となる各種健（検）診の受診促進や保健指導の推進、健康相談の推進を図る必要があります。

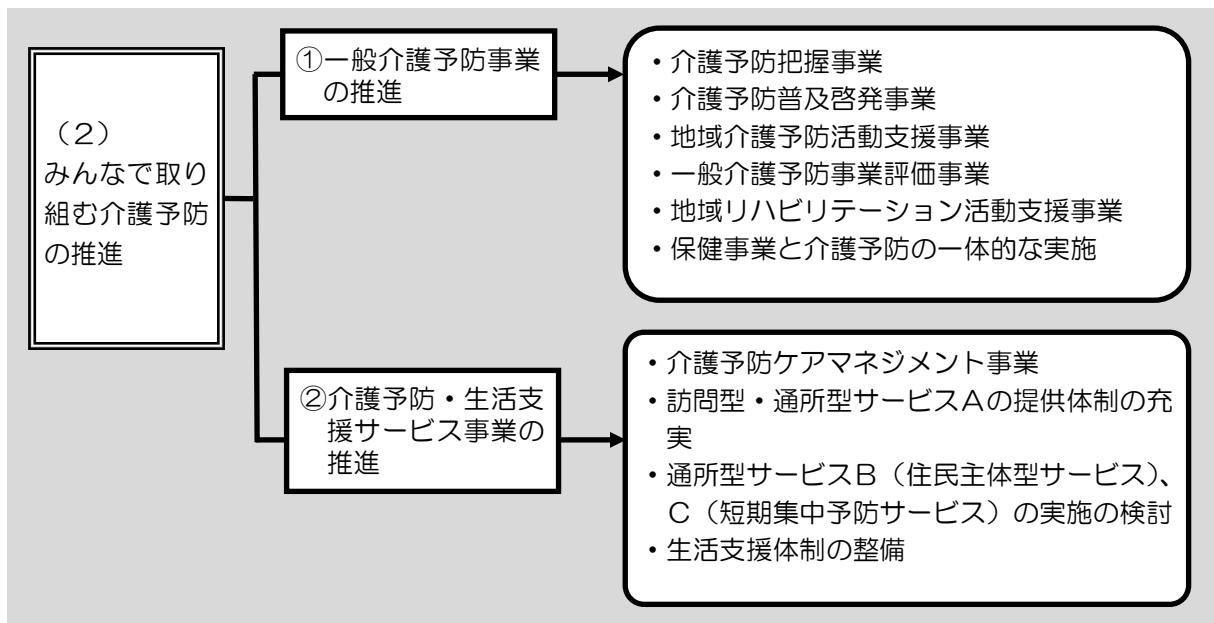
主な取り組み

事 業	内 容	担当課
健（検）診の受診の促進と保健指導の推進	<p>特定健康診査や 75 歳以上の健康診査の受診の重要性を啓発するとともに、健診結果に応じ、疾病予防のための生活習慣の見直しなどについて、医療機関と連携しながら、保健指導を徹底していきます。</p> <p>データヘルス計画に基づき、特定健康診査受診率向上対策に取り組み、受診率の向上を図ります。また、未受診者への受診勧奨をより積極的に展開するため、受診勧奨ハガキを送付するとともに、より効果的な勧奨方法を検討します。</p> <p>がん検診については、胃内視鏡検査の導入など、より受診しやすい環境づくりの整備に向けた検討を行うとともに、その重要性も含め受診の周知啓発を図ります。また、受診者のうち精密検査が必要となった人で精密検査未受診者についても受診勧奨を徹底していきます。</p>	すこやか生活課
健康手帳の活用促進	健康手帳は、健康診査やがん検診等各種検診の結果、日々の血圧や体重測定の結果、受診・投薬等が記録でき、健康づくりに関するポイント等の情報も掲載されていることから、個々がこれを活用した健康管理や健康づくりに取り組むことができるよう、引き続き、検診の機会などに配布するとともに、WEB版をホームページに掲載し、健康手帳の周知・啓発を行います。	すこやか生活課

事 業	内 容	担当課
健康教育の推進	<p>集団健康教育については、「わ」で輝く自治会応援報償事業を活用しながら、自治会での自主的な健康づくりを積極的に支援します。また、高齢者の筋力アップの向上を図るため、健康機器を活用した出前講座等、地域の実情に合わせた、健康課題に対応した効果的な健康教育の取り組みが行われるよう支援します。</p> <p>集団健康教育の内容については、健康推進員や介護予防事業との連携を図りながら、生活習慣の見直しを含め、地域の実情に合わせた、効果的な健康教育となるよう努めます。個別健康教育については、たばこをやめたい人を支援するため、相談者の満足度等を評価しながら個別禁煙相談を継続して実施していきます。</p>	すこやか生活課 地域包括支援センター
健康相談の推進	<p>各会館や民生委員・児童委員等との連携のもと、身近な相談窓口として活動を行っており、引き続き、市民の健康づくりや介護予防に取り組みます。</p> <p>併せて、高齢者の特性を踏まえた、栄養や食生活に関する相談を実施します。</p> <p>また、糖尿病対策として、特定保健指導の対象とならない非肥満高血糖者に対する情報提供や健康相談を実施します。</p>	すこやか生活課 地域包括支援センター
特定保健指導の推進	特定健康診査受診者で、生活習慣病の発症リスクの高いメタボリックシンドロームやその予備軍に対して特定保健指導を実施することで、生活習慣病の発症予防に取り組みます。本人が前向きに改善を図っていくよう気持ちをサポートしながら、本人に適した質の高い保健指導を実施していきます。	すこやか生活課

事 業	内 容	担当課
歯科口腔保健の推進	<p>平成 29 年度に実施した生涯歯科保健計画の中間評価より見出した課題に基づき重点的な取り組みを行います。中でも、在宅での歯科検診や診療については、より受診しやすい環境を整備するとともに、広報誌、ホームページ、健康だより、歯周病検診、地域での健康講座などを通じ、口腔ケアの重要性について理解していただけるよう市民や介護者等への周知啓発を行います。</p> <p>生涯歯科保健計画について、令和4年度には、国、県の動向を見ながら、最終評価および次期計画の策定を行います。</p> <p>介護支援専門員の中で口腔ケアに対する意識の向上に努めるため、介護支援専門員研修や守山顔の見える会において、介護支援専門員や在宅介護の支援者等について研修を行い、継続して周知を行います。</p> <p>併せて、守山市版口腔チェックシートや在宅歯科医療連携室のちらしを研修会等で配布し、在宅歯科診療に関する情報提供を行います。</p>	すこやか生活課 地域包括支援センター
訪問指導の推進	特定健康診査の結果、受診勧奨判定値となっているにもかかわらず、受診につながっていない対象者に対して、訪問等により早期受診の意義を指導することで、早期受診ならびに重症化予防を図ります。	すこやか生活課 地域包括支援センター

◆基本施策（2）みんなで取り組み、誰もが参加しやすい介護予防の推進 《重点的な取り組み》



① 一般介護予防事業の推進

△ 検討課題 △

高齢者がいつまでも元気に過ごすことができるよう、また、介護が必要になっても、生きがいや役割を持って生活できるよう取組を進める必要があります。

介護予防の取組をしていない人に対し、介護予防の取組を始めるきっかけとなるよう、あらゆる機会を利用して、介護予防の必要性や取組について啓発を行うとともに、家族や友人・知人等、みんなで一緒に取り組むことができる介護予防活動や、参加しやすい介護予防活動を検討します。

健康な状態が維持されるよう生きがいづくりの活動や介護予防の取組を支援していくために、介護予防や改善効果の高い教室の検討を図るとともに、地域における自主的な介護予防活動への支援が必要です。

また、保健事業については、多様で複雑化している高齢者の健康課題に対応するため、国民健康保険制度の保健事業の継続と介護予防との連携が必要となっていることから、国の法改正等を受け、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

■ 主な取り組み

事業	内 容	担当課
介護予防把握事業	総合相談支援事業や相談機関、本人、家族からの相談等により、閉じこもり等で支援を必要とする人を早期に把握し、関係機関と連携する中で、地域で実施されている介護予防活動等への参加を促進します。	地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業	介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、介護予防手帳の会館等の公共施設での配布、すこやかサロン、老人クラブ等への出前講座を実施するとともに、通いの場の参加者以外にも介護予防手帳を配布できるよう配布先の拡大について検討します。	地域包括支援センター
地域介護予防活動支援事業	地域において、介護予防（運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、認知症予防、閉じこもり・うつ予防）に関する健康教育等を拡充し、介護予防の取り組みを強化するとともに、健康づくり等の保健事業も含めた健康教育に取り組みます。 認知症予防のため、守山百歳体操に加え、運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせたコグニサイズの内容を附加した「しゃきしゃき百歳体操」や、効果的に関節の柔軟性を高める健康のび体操に取り組みます。	地域包括支援センター
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める重点的な取り組み等の達成状況の検証と一般介護予防事業の事業評価を行い、地域における介護予防活動の進捗状況の確認および必要な事業の検討等を行います。 体力測定を継続し、一般介護予防事業の課題だけではなく本市全体の課題を抽出し、本市の高齢者全体へのアプローチを検討・実施し、介護予防事業の評価を行います。	地域包括支援センター
地域リハビリテーション活動支援事業	今後もりハビリテーション専門職を活用し、地域における出前講座、通所、訪問、サービス担当者会議等への関与を促進することで、多職種との連携を行います。また、地域で実施されている自主活動等へ専門職種を派遣することで、地域における介護予防活動の推進を図ります。	地域包括支援センター
保健事業と介護予防の一体的な実施	国保データベースシステムを活用し、高齢者の医療、介護、検診等のデータを分析することで、健康課題の明確化を図ります。 高齢者に対する支援として、通いの場を中心とした口腔、栄養、運動、社会参加等のフレイル対策等に取り組みます。	国保年金課 すこやか生活課 地域包括支援センター

② 介護予防・生活支援サービス事業の推進

検討課題

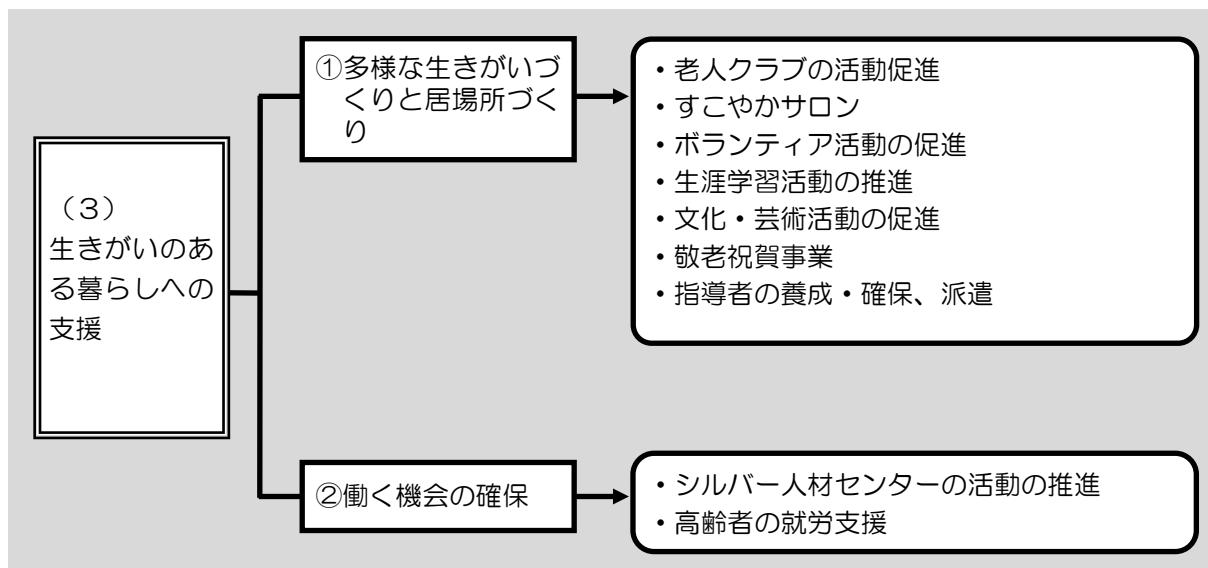
本市では、平成29年4月1日から総合事業を開始し、訪問型・通所型サービスを開始しました。訪問型サービスAは、事業所数が少ないものの需要は満たされているところですが、利用者の増加等に対応すべく、事業所数の増加が課題です。通所型サービスAは、安定したサービス提供体制が確保されている状況です。

今後も、市民をはじめ関係機関・団体等へ、総合事業の内容や事業対象者の区分等の周知を進めるとともに、効果的な介護予防事業の推進に向けた内容の充実、多様な主体による事業の受け皿や担い手の体制整備が必要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
介護予防ケアマネジメント事業	要支援認定者等の生活状況や身体状況等の把握を行う中、総合事業によるサービス（訪問型・通所型サービス等）や予防給付によるサービス等の利用について支援し、高齢者の地域における自立した生活の支援へつなげます。	地域包括支援センター
訪問型・通所型サービスAの提供体制の充実	訪問型サービスの事業所数が少ないとから、報酬改定に合わせ、サービス提供体制の充実を検討します。	長寿政策課
通所型サービスB、Cの実施の検討	多様なサービスの提供により、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、通所型サービスB（住民主体）、C（短期集中予防）の実施について検討を行います。	長寿政策課
生活支援体制の整備	生活支援体制整備事業における地域住民の意識醸成を図り、高齢者の支援に向けた具体的な取組の実施に取り組みます。 また、シルバー人材センター、市老人クラブ連合会等関係機関と連携し、支え合いの仕組みづくりを進めます。	長寿政策課

◆基本施策（3）生きがいのある暮らしへの支援



① 多様な生きがいづくりと居場所づくり

△ 検討課題 △

生きがいや役割をもって活動することが自然と介護予防にもつながることから、身近な地域での趣味の活動や交流の機会、社会参加の機会の提供などを通して、生きがいづくりへの支援を行います。

今後は、退職前から退職後の生活を考えられるように、老人クラブ等の地域での活動について広報するなど、生きがいづくりの勧めなどの啓発や、また、地域づくりの担い手として地域で活動を広げていく取り組みが求められます。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
老人クラブの活動促進	<p>近年、活動の場の一つである老人クラブへの加入者数が減少する傾向にあるため、ひとりでも多くの高齢者の老人クラブ活動への加入、活動参加の呼びかけを行います。また、老人クラブのイメージアップや世代間交流による魅力ある老人クラブづくりへの取り組み、高齢者が気軽に参加できる老人クラブの育成を支援します。</p> <p>魅力ある老人クラブ連合会の推進や活動により、単位老人クラブの連合会への加入促進を図ります。</p> <p>シルバー人材センター、市社協等関係機関と連携し、高齢者が活躍できる仕組みづくりを進め、市老人クラブ連合会が重要な役割を担うことで、社会的な存在意義を創出し、会員数の増加につなげられるよう支援します。</p>	長寿政策課

事 業	内 容	担当課
すこやかサロン	<p>気軽に立ち寄れる場であり、支えあい活動の基盤となるすこやかサロンについては、先進事例の紹介、情報提供やボランティア人材の育成等を行うなど、支援の強化を図ります。</p> <p>また、地域の自主的な介護予防活動として、自治会や学区単位での活動の活性化や参加者がより楽しみ、参加者が増えるよう、協議体での取組と連携を進めます。併せて、高齢者自身が、運営側とした参画できるよう、支え合いの意識醸成を図ります。</p>	長寿政策課 地域包括支援センター
ボランティア活動の促進	<p>地域貢献や社会参加に生きがいを持つきっかけや介護予防として、「いきがい活動ポイント制度」により、社会貢献や生きがいづくりを促進するとともに、総合事業の生活支援体制整備事業と組み合わせることを検討する等、活動の活性化を図ります。</p> <p>そして、登録者数の増加に向けた仕掛けを検討、実施する中、ボランティア活動の機運づくりに取り組みます。</p> <p>また、回想法による介護予防等事業開始から十数年経過している事業もあることから、実施方法等について整理、検討を行います。</p>	すこやか生活課 長寿政策課
生涯学習活動の推進	<p>地域教育学級については、若い世代などが新たに入りやすいように呼びかけを行い、参加者数の維持・増加を目指します。</p> <p>ふれあい出前講座については、引き続き内容の充実と参加者数の増加を目指します。</p>	社会教育課
文化・芸術活動の促進	高齢者が日々生きがいを感じながら暮らし、また世代間交流の機会を持つことができるよう、関係機関・団体との連携のもと、文化芸術活動を促進し、環境整備を進めます。	文化・スポーツ課
敬老祝賀事業	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者に対し、長寿を祝します。	長寿政策課
指導者の養成・確保、派遣	<p>引き続き、市民交流センターが開催するファシリテーター養成講座に加え、養成講座受講者対象のフォローアップ講座を開催します。</p> <p>まちづくりの担い手にとって活動の参考となる講師を招いたまちづくりフォーラムを開催していきます。</p>	市民協働課

② 働く機会の確保

検討課題

守山市就労支援計画に基づき、高齢者がこれまでの就労経験を活かすことのできる雇用機会の創出に努めるとともに、健康で生きがいを持って働くことができる場や機会の提供の充実、シルバー人材センター等への支援の継続を図ることが必要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
シルバー人材センターの活動の推進	高齢者の就労経験を活かす場として、また高齢者が健康で生きがいを持って働ける場としてシルバー人材センターの活動を支援します。企業の退職年齢が引き上げられた影響で、シルバー人材センター会員の平均年齢も上昇しており、新規会員獲得の増加に向けた普及啓発活動が今後とも重要となります。このため、機関誌の配布や広報の周知等により、会員の拡大や受託業務の増加を図る支援を行います。	商工観光課
高齢者の就労支援	守山市就労支援計画に基づき、各関係機関の連携のもと、今後も雇用情勢の把握および情報の提供に努めます。	商工観光課

【関連データ】(注)令和2年度は見込数

■市老人クラブ連合会におけるスポーツ大会等の状況

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者数(人)	グラウンドゴルフ大会	雨天中止	211	177	200
	高齢者スポーツ大会	523	345	333	中止
	ニュースポーツ大会	※1回目 523 ※2回目 51	※1回目 345 ※2回目 19	※1回目 333 ※2回目 一	100

■老人クラブの組織状況（市老人クラブ連合会加入団体のみ）

学区	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度 (実績)	
	クラブ数 (クラブ)	加入者数 (人)	クラブ数 (クラブ)	加入者数 (人)	クラブ数 (クラブ)	加入者数 (人)	クラブ数 (クラブ)	加入者数 (人)
守山	6	376	5	308	5	291	3	218
吉身	4	250	2	130	2	140	1	95
小津	8	631	7	577	7	562	7	544
玉津	-	-	-	-	-	-	-	-
河西	9	685	6	403	5	353	5	337
速野	2	124	2	125	2	124	2	119
中洲	4	408	-	-	-	-	-	-
計	33	2,474	22	1,543	21	1,470	18	1,313

■自治会におけるすこやかサロンの実施状況

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (実績)
学区	実施か所	4	4	4	0
	実施回数(回)	20	20	17	0
	参加者数(人、()はボランティア等)	518(329)	562(328)	336(238)	0
自治会	実施か所	70	70	70	24
	実施回数(回)	1,084	1,257	1,147	158
	参加者数(人、()はボランティア等)	18,254 (5,541)	19,863 (6,465)	17,600 (5,218)	2,010 (471)
合計	実施か所	74	74	74	24
	実施回数(回)	1,104	1,277	1,164	158
	参加者数(人、()はボランティア等)	18,772 (5,870)	20,425 (6,793)	17,936 (5,456)	2,010 (471)

■回想法ボランティアの実施状況(派遣回数()は派遣延べ人数)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回想法ボランティア	3(21)	6(38)	13(74)	

※新型コロナウイルス感染拡大により、今年度の派遣は未定

■市民カレッジ等の参加状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民カレッジ参加者数(人)	5,907	5,138	4,060	5,000
公民館地域教育学級受講者数(人)	2,951	2,875	2,655	0
パソコン初心者サポートセンター受講者数(人)	71	38	60	中止
ふれあい出前講座利用者数(人)	2,900	3,300	3,600	1,200

■いきがい活動ポイントの状況

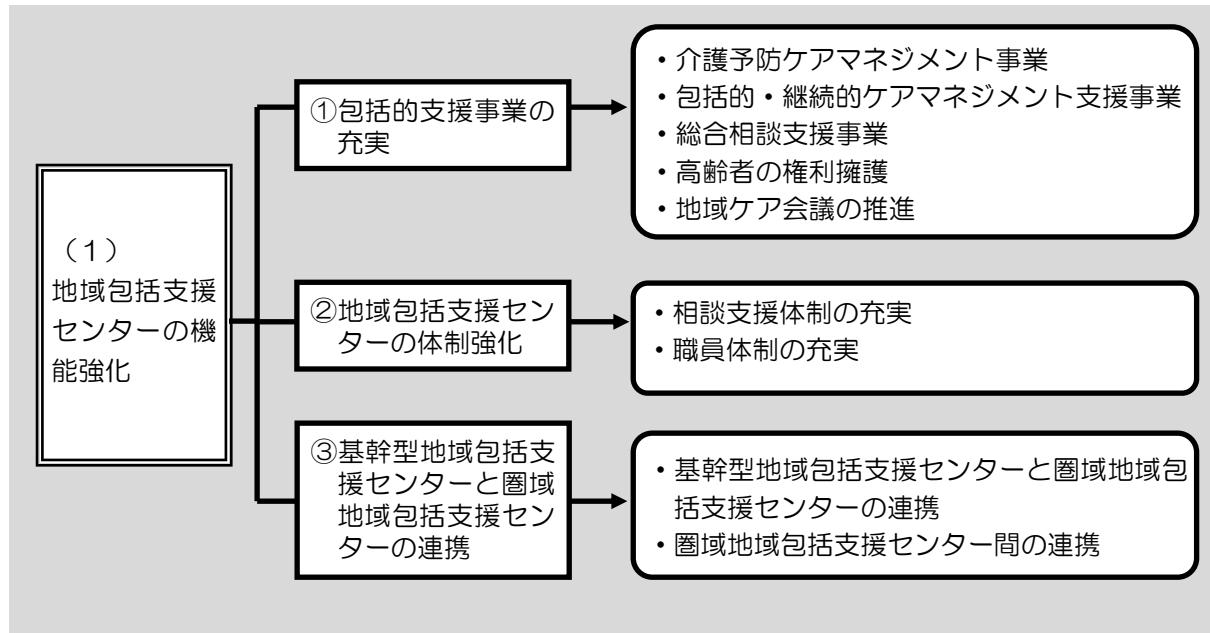
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
活動者数(人)	2,752	2,448	2,487	1,030

■シルバー人材センターの状況

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員	会員数(人)	705	706	698	688
	男性	487	496	490	483
	女性	218	210	208	205
	64歳以下	29	23	23	23
	65歳～69歳	176	174	146	144
	70歳～74歳	233	237	252	248
	75歳～79歳	176	176	184	181
	80歳以上	91	96	93	92
就業延べ人数(人)		73,227	72,440	69,317	69,213
就業率(%)		92.6	92.8	90.3	90.0

基本目標II みんなで支え合う地域共生社会の実現と 地域包括ケアシステムの推進

◆基本施策(1) 地域包括支援センターの機能強化《重点的な取り組み》



① 包括的支援事業の充実

検討課題

総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業等については、学区担当保健師等の主担当・副担当を配置し、さらに全市的に社会福祉士・認知症地域支援推進員・高齢者生活支援相談員を配置し、重層的に包括的支援事業に取り組んでいます。

また、少子高齢化に伴い、認知症高齢者・高齢者虐待・複合課題を抱えている等の処遇困難事例が増加しています。相談件数の増加および多様化、深刻化、潜在化する事例に適切に対応する必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
介護予防ケアマネジメント事業【再掲】	要支援認定者等の生活状況や身体状況等の把握を行う中、総合事業によるサービス（訪問型・通所型サービス等）や予防給付によるサービス等の利用について支援し、高齢者の地域における自立した生活の支援へつなげます。	地域包括支援センター

事 業	内 容	担当課
包括的・継続的 ケアマネジメント支援事業	ケアマネジャーへの指導・相談を通じて、利用者の自立支援につながるケアマネジメントの支援に努めるとともに、サービス担当者会議においても利用者の状態をアセスメントし、サービスの必要性や自立支援につながる支援の相談を行います。	地域包括支援センター
総合相談支援事業	3圏域包括支援センター設置後の基幹型包括支援センターと圏域包括支援センターとの役割分担の明確化、新たな包括支援センターの機能強化を推進することにより、総合相談支援機能の強化を図り、認知症高齢者・高齢者虐待・処遇困難事例に対応します。	地域包括支援センター
高齢者の権利擁護	認知機能や判断能力の低下により、契約や権利行使ができないまたは権利侵害を受けている場合において、権利侵害の防止および適切な権利行使のために、成年後見制度等を活用する中で、高齢者の尊厳保持、高齢者の虐待防止を取り組みます。	地域包括支援センター 長寿政策課
地域ケア会議の推進	地域の医療・福祉・介護等の関係者が集まり、地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を通して、個別事例から地域課題を抽出し、課題解決を図るために施策化等について検討し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。特に、圏域地域包括支援センターにおける地域ケア個別会議を定着化し、個別課題の解決を図ることで、地域課題の把握に努めます。	地域包括支援センター 長寿政策課 介護保険課

② 地域包括支援センターの体制強化

検討課題

平成 26 年度に取りまとめた地域包括支援センター機能強化方針に基づき、地域包括支援センターの機能強化等を充実させており、令和3年4月の中部地区地域包括支援センターの設置により、全3圏域で圏域地域包括支援センターが設置されたことから、より一層の体制強化を図る必要があります。

また、相談件数の増加や処遇困難な事例に適切に対応できる職員体制の充実が重要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
総合相談支援事業（再掲）	3圏域包括支援センター設置後の基幹型包括支援センターと圏域包括支援センターとの役割分担の明確化、新たな包括支援センターの機能強化を推進することにより、総合相談支援機能の強化を図り、認知症高齢者・高齢者虐待・処遇困難事例に対応します。	地域包括支援センター
職員体制の確保・充実	さらなる高齢化による相談件数の増加、また処遇困難や緊急対応が必要な事例の増加等に対応し、地域包括支援センターの業務を適切に実施できるよう、センターの運営評価等に基づきながら、職員体制の確保・充実を図ります。	地域包括支援センター

③ 基幹型地域包括支援センターと圏域地域包括支援センターの連携

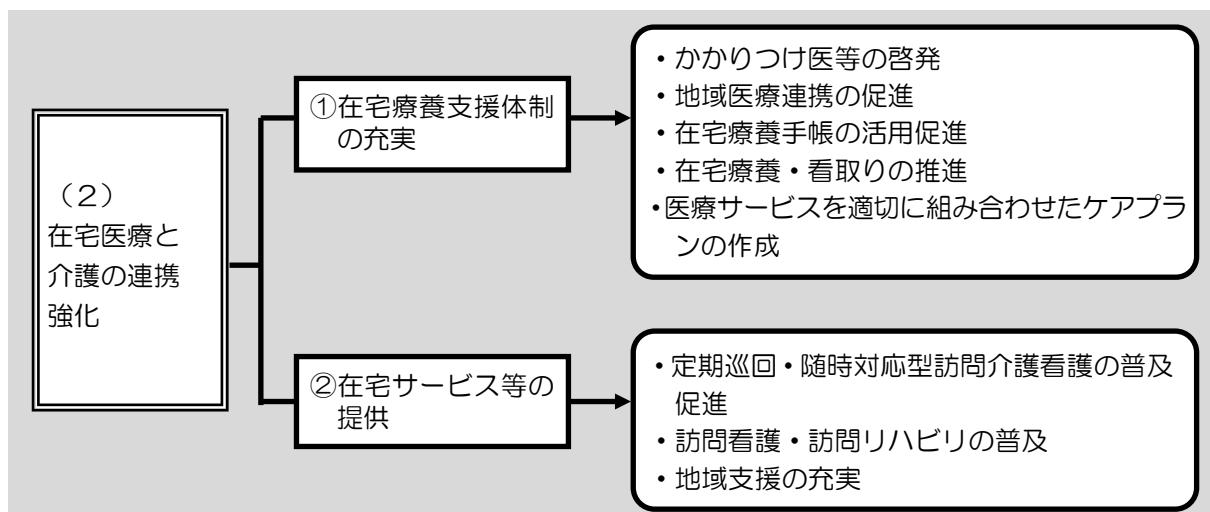
検討課題

地域における住民主体の課題解決力を強化するとともに、各圏域地域包括支援センターの困難事例への対応や地域課題の解決力の均質化を図り、地域共生社会の実現、包括的な相談体制を構築し、地域課題に総合的に対応するため、基幹型地域包括支援センターと圏域地域包括支援センターの連携を図っていく必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
基幹型地域包括支援センターと圏域地域包括支援センターの連携	住民が身近な場所で相談でき、地域に根差した相談支援が行えるように、市内3圏域での圏域地域包括支援センターの設置により、各圏域地域包括支援センターの総合調整や後方支援および統括、指導監督を行う基幹型地域包括支援センターを設置し、圏域地域包括支援センターと連携しながら、地域包括ケアシステムを推進します。	地域包括支援センター
圏域地域包括支援センター間の連携	3圏域の地域包括支援センターでの事例の共有や地域課題の検討、情報共有等を通じて職員のスキルアップを図り、支援が必要な事例や地域課題に対し、解決に向けての検討を行い、迅速・的確な対応を行えるよう、センター長会議および職種別（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）会議を開催し、それぞれの圏域地域包括支援センターの連携を図ります。	地域包括支援センター

◆基本施策(2) 在宅医療と介護の連携強化



① 在宅療養支援体制の充実

検討課題

在宅医療や在宅看取りを推進するため、「滋賀県保健医療計画」と整合を図りながら、在宅医療・介護の提供体制の強化に向けて、地域における在宅医療・介護に関する情報の収集・整理・活用を図ります。

また、「在宅医療・介護連携サポートセンター」を中心に医療と介護の連携に努め、守山野洲医師会、歯科医師会等と連携して「かかりつけ医」の重要性に関する啓発を行うとともに、「守山顔の見える会」の継続的な実施を通じた多職種（医療・介護関係者等）間の連携や、在宅療養を支援するサービスの周知啓発等を通じて、さらなる体制の強化を図る必要があります。

主な取り組み

事業	内容	担当課
かかりつけ医等の啓発	市民一人ひとりの健康管理や疾病予防、状態の悪化防止等について、生涯にわたる相談・指導を受け、高齢期の生活の質を高めるため、守山野洲医師会、歯科医師会等と連携を図りながら、かかりつけ医の必要性、在宅医療サービス、エンディングノートなど在宅療養に関する啓発や、個別相談に対応していきます。	地域包括支援センター 在宅医療・介護連携 サポートセンター
地域医療連携の促進	入院による急性期の治療、リハビリテーションから回復期を経て、退院後の在宅療養へ円滑に移行するために、サービス担当者会議等の開催および「入院退院安心ロード」や退院時指導パンフレット（吸引・胃ろう）等の活用を図り、入退院時の連携強化を促進します。	地域包括支援センター 在宅医療・介護連携 サポートセンター

事 業	内 容	担当課
在宅療養手帳の活用促進	守山野洲医師会と連携して、本人と家族、主治医、介護支援専門員、介護保険サービス事業者等の関係者が情報を共有するための「在宅療養手帳」の利用の促進を図ります。	地域包括支援センター 在宅医療・介護連携 サポートセンター
在宅療養・看取りの推進	在宅医療・介護連携サポートセンターを中心に、主治医や守山野洲医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係者や介護支援専門員等の介護サービス関係者等の多職種間と連携する中、「守山顔の見える会」、「在宅医療・介護連携推進協議会」等での情報共有、連携上の課題や効果的な在宅医療・介護の提供方策の検討を行います。また、自分の望む人生の最期を迎えることが出来るよう、人生会議やエンディングノートの周知啓発を進めます。	地域包括支援センター 在宅医療・介護連携 サポートセンター
医療サービスを適切に組み合わせたケアプランの作成	医療的ケアを必要とする人在宅で支えるため、医師や訪問看護師などの医療職と介護支援専門員などの介護職の連携のもとに、介護支援専門員が医療情報を適切に組み合わせたケアプランを作成できるよう、資質の向上およびケアプラン作成技術の向上を図ることを目的に、事例検討や研修等の機会の充実、個別相談への対応を図ります。	介護保険課 地域包括支援センター 在宅医療・介護連携 サポートセンター

② 在宅サービス等の提供

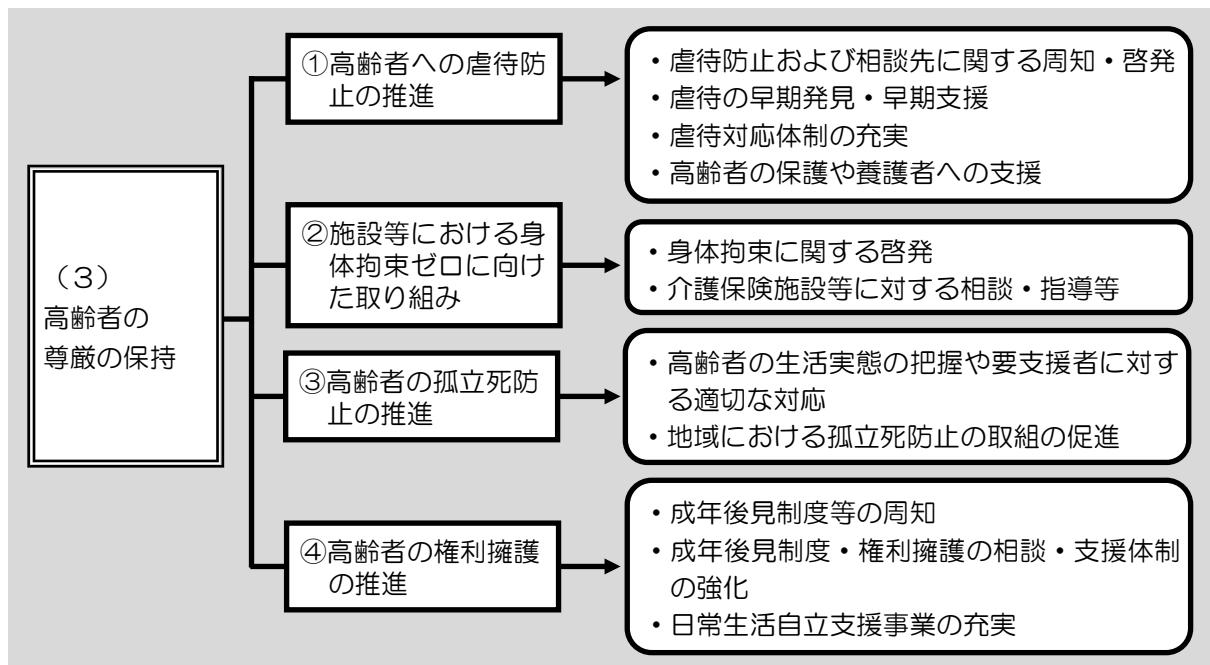
検討課題

在宅医療の推進のため、かかりつけ医や訪問看護サービスの利用について、推進を図るとともに、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護・訪問リハビリの普及促進、地域支援の充実を図る必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及促進	定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、在宅療養生活を支えるために、ケアマネジャー研修にて事業者の案内を行うことで周知を図り、利用を促進します。また、利用内容を評価し、サービス対象者の状態像を明確にするとともに、事業者の介護・医療連携推進会議に出席し、実態把握に努めることで、利用促進に活用します。	介護保険課
訪問看護・訪問リハビリの普及促進	在宅での療養生活を支えるため、訪問看護の普及を進めるとともに、在宅患者の身体機能の維持・回復を図るために、退院後も地域との連携を強化するとともに、在宅患者訪問リハビリテーションの検討を図っていきます。	地域包括支援センター 在宅医療・介護連携サポートセンター
地域支援の充実	地域医療構想に基づき、地域に不足している病床機能の充実を図ることから、地域包括ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟の開設を進める中で、在宅支援として、短期入院病床や在宅支援病床・開放型病床等の必要な病床の確保を図り、在宅支援外来において要支援患者を登録し、入院の必要な患者の受け入れを行います。	地域医療政策室

◆基本施策(3) 高齢者の尊厳の保持



① 高齢者への虐待防止の推進

検討課題

本市における高齢者虐待の通報受理・対応数は、ここ数年増加しています。虐待は高齢者の基本的人権を侵害し、心や身体に深い傷を負わせることになります。そのため、関係機関・団体や地域との連携により、虐待の防止から早期発見・早期対応等、本人および養護者に対する総合的な支援が必要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
虐待防止および相談先に関する周知・啓発	<p>市民や介護サービス事業者が虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合の地域包括支援センターへの相談などの啓発および高齢者の支援機関、地域への相談・通報窓口の周知を行います。</p> <p>また、ケアマネジャー・民生委員・児童委員等関係者の研修会や出前講座等において、定期的に高齢者の虐待防止や相談先の周知を行うとともに、関係機関や関係部署との連携を行い、早期の情報共有を図ります。</p>	地域包括支援センター 長寿政策課

事 業	内 容	担当課
虐待の早期発見・早期支援	<p>ケアマネジャー、介護サービス事業者や民生委員・児童委員等関係者、関係部署が連携し、虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合の早期通報の必要性を周知し、情報共有、安否確認、支援会議の開催等の連携を図り、虐待の早期発見・早期支援に取り組みます。また、介護者への訪問等により、相談支援を行い、介護負担感を軽減することで虐待の防止を図ります。</p>	地域包括支援センター 長寿政策課
虐待対応体制の充実	<p>高齢者虐待事例に対し、地域包括支援センター（基幹型・圈域型）が、3職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）によるチームで対応できる体制を整え、高齢者生活支援相談員による継続的な訪問支援等、対応体制の充実に努めます。</p> <p>また、「高齢者虐待への対応と養護者への支援マニュアル」に基づき、虐待や緊急性の有無の判断、支援の方向性等について、外部の専門家を交えての評価・検証を行うなど、より正確かつ客観的な判断ができるよう支援体制の整備を図ります。マニュアルについては必要に応じて改訂を行い、より適切な対応ができるよう体制を整備します。</p>	地域包括支援センター 長寿政策課
高齢者の保護や養護者への支援	<p>介護者への訪問等による、相談支援を実施するとともに、保護が必要な高齢者を速やかに保護し、安全を確保できるよう、関係機関と連携を図ります。また、必要に応じて一時的な保護の実施や、やむを得ない場合においては、保護措置を行います。</p> <p>養護者に対しては、心身の疲労の回復と介護負担の軽減を図るため、カウンセリング体制の充実や、ケアマネジャー等との連携による介護サービス等の利用促進、関係各課との協働による継続支援体制の構築を図ります。</p> <p>また、発生した虐待の要因を分析し、再発防止に取り組みます。</p>	地域包括支援センター 長寿政策課

② 施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組み

△ 検討課題 △

施設等における身体拘束ゼロの実現に向けて、啓発を進めるとともに、各施設等の職員への意識啓発や実地での指導、「介護支援専門員研修会」における周知に継続的に取り組むことが必要です。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
身体拘束に関する啓発	身体拘束の内容やその弊害について、具体的な事例も提示しながら繰り返し周知を行い、虐待防止の啓発を行います。	地域包括支援センター 介護保険課 長寿政策課
介護保険施設等に対する相談・指導等	施設等における身体拘束ゼロに向け、実地指導時に各施設等で身体的拘束ゼロに関するマニュアルの確認・指導を行います。 また、施設等の職員の意識改革およびサービスの質的向上への取組を、滋賀県南部介護サービス事業者協議会と連携して進めます。	介護保険課 長寿政策課

③ 高齢者の孤立死防止の推進

△ 検討課題 △

今後、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加し、孤立状態によるうつ、閉じこもり等が危惧されることから、民生委員・児童委員、自治会、医療機関等、関係機関・団体等が連携することで、地域で高齢者の実態を把握し、見守りや支援の推進、適切なサービスにつなげることが必要です。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
高齢者の生活実態の把握や要支援者に対する適切な対応	地域包括支援センターの学区担当保健師等、民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会、ボランティア、介護サービス事業者等、地域の連携・協力により、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯等支援を必要とする高齢者の生活実態を把握し、迅速な対応を行います。	地域包括支援センター 長寿政策課
地域における孤立死防止の取り組みの促進	生活支援体制整備事業における第2層協議体等、市民や地域団体、関係機関等と連携し、地域における見守り活動の充実や、孤立死の事例等の共有を図ることで、孤立死を防止するための地域づくりを進めます。	地域包括支援センター 長寿政策課 健康福祉政策課

④ 高齢者の権利擁護の推進

△ 検討課題 △

成年後見制度等の高齢者の権利を擁護する制度について、市民や関係者への周知を図り、高齢者の権利擁護をより推進していくことが必要です。また、関係機関等との連携強化を図ることで、支援体制の整備をさらに推進する必要があります。

■ 主な取り組み

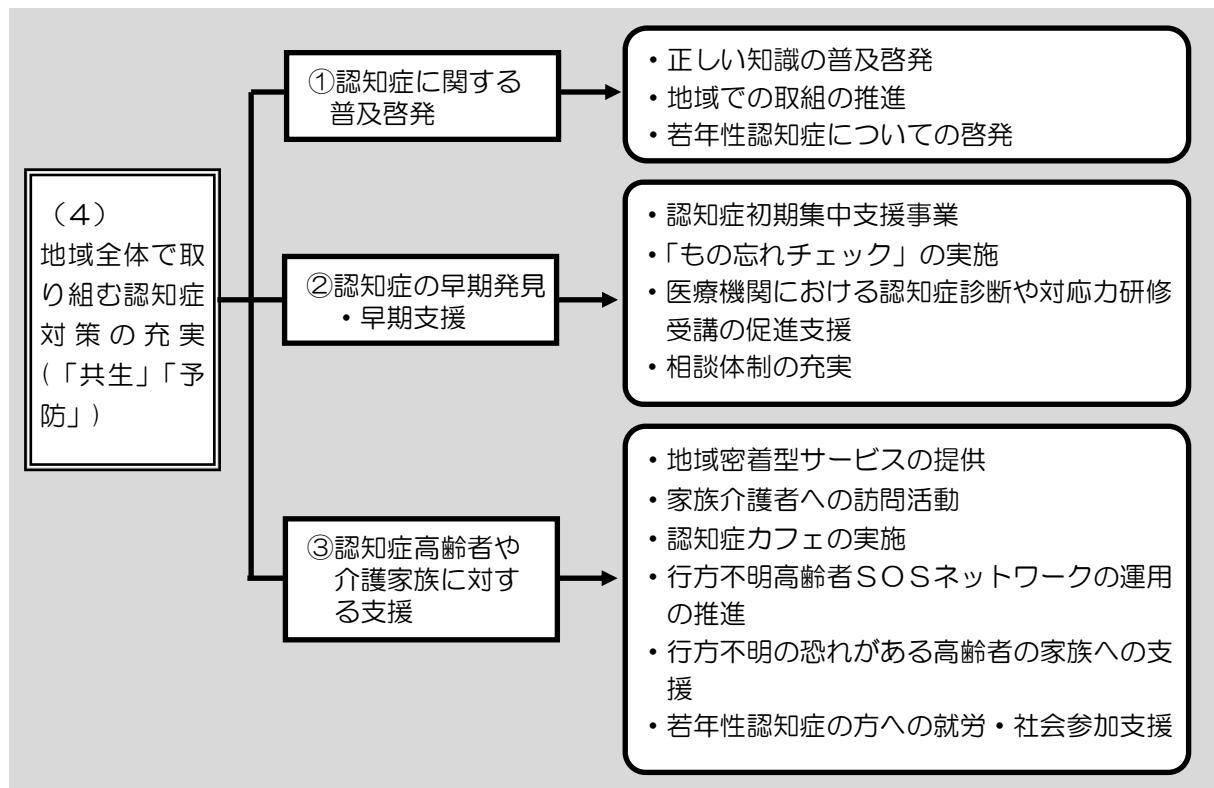
事 業	内 容	担当課
成年後見制度等の周知	高齢者の権利擁護のため、必要な人が成年後見制度等を利用することができるよう、継続的に関係機関等への周知・啓発を行います。 また、近隣市との連携により、中核機関、協議会の早期の設置に取り組みます。	地域包括支援センター 長寿政策課
成年後見制度・権利擁護の相談・支援体制の強化	今後も増加する高齢者の成年後見制度や権利擁護相談について、成年後見センターもだまへ業務を委託し、連携を図りながら相談体制の強化を図ります。	地域包括支援センター 長寿政策課 障害福祉課
日常生活自立支援事業の充実	認知症高齢者等の増加により、今後も制度利用が必要となる人が増えていく中、制度の周知・啓発とともに、スマートな利用促進のため、社会福祉協議会との連携を強化します。	地域包括支援センター 長寿政策課

【関連データ】(注)令和2年度は見込数

■高齢者虐待の状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
虐待件数(件)	64	66	77	80

◆基本施策（4） 地域全体で取り組む認知症対策の充実（「共生」「予防」）《重点的な取り組み》



① 認知症に関する普及啓発

△ 検討課題 △

今後、増加することが予想される認知症の人が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、学校や自治会、事業所等にあらゆる機会を活用し、認知症サポーター養成講座等を通じ、若年性認知症をはじめとした認知症の知識や接し方等の普及啓発を通じて理解を深めることにより、市民を主体とした見守りネットワークを構築することが必要です。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
正しい知識の普及啓発	<p>認知症キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座では、寸劇や紙芝居を活用し、学校や地域、企業等でわかりやすい啓発に努めます。</p> <p>認知症サポーター・認知症みまも～り～♡隊員の活動の場の確保として、「認知症みまも～り～♡カフェ」の認定および中学校での認知症みまも～り～♡隊員養成講座開催の定着化を図ります。また、みまも～り～♡カフェ・SOSネットワーク協力機関・市役所職員へ認知症サポーター養成講座を開催します。</p> <p>併せて、計画的に認知症キャラバン・メイトの養成を図るとともに、活動機会の拡大を図ります。</p>	地域包括支援センター
地域での取組の推進	<p>認知症を個人の課題として捉えるだけでなく、認知症になっても自分らしい暮らしができるように、地域で取り組んでいけることを第2層協議体で話し合うなど、支えあう地域となるよう市民の活動を支援していきます。</p> <p>また、生活支援コーディネーターと情報共有・協働による認知症サポーターの活動について検討を行います。</p>	地域包括支援センター 長寿政策課
若年性認知症についての啓発	<p>商工会議所と連携しながら、事業所への認知症サポーター養成講座等を行い、認知症に対する理解を深めます。また、若年性認知症の方の就労期間の延伸を目指していただくなど、事業所に対する啓発を進めます。さらに、若年認知症の事業所向けリーフレット等を用いることで、若年認知症の理解および地域包括支援センター・若年認知症コーナーセンターなどの相談先の周知を図ります。</p>	地域包括支援センター 商工観光課

② 認知症の早期発見・早期支援

検討課題

地域包括支援センター等の相談窓口の周知や認知症に関する啓発を行うとともに、認知症初期集中支援事業等を通じて、かかりつけ医や関係機関等との連携を行うなど、認知症の早期発見・早期支援を図る必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
認知症初期集中支援事業	認知症初期集中支援チームの体制を見直し、認知症に関する相談窓口の周知を図り、認知症の早期診断、早期支援に努めるとともに、受診を促すなど、かかりつけ医や認知症相談医との連携強化に努めます。	地域包括支援センター
「もの忘れチェック」の実施	認知症について本人や家族が気軽に相談できるよう、もの忘れ相談プログラムの実施と相談員による個別相談を行うことで、認知症の早期発見・重症化の予防に努めます。	地域包括支援センター
医療機関における認知症診断や対応力研修受講の促進支援	医療機関の認知症対応力の向上を図るため、県や守山野洲医師会と連携し、認知症サポート医養成研修事業や、かかりつけ医認知症対応力向上研修事業の受講支援、情報提供を行います。	地域包括支援センター
相談体制の充実	もの忘れサポートセンター・しが／若年性認知症コールセンター／滋賀県軽度認知症サポートセンターの他、市内の認知症相談医等の相談機関の周知・啓発を行い、認知症に関する市民の心配事をサポートします。認知症ケアパスの内容をわかりやすくするとともに、市民や介護支援専門員等に対して認知症ケアパスを活用するなど、早期発見や早期支援を進めます。	地域包括支援センター

③ 認知症高齢者や介護家族に対する支援

検討課題

圏域地域包括支援センターとの情報共有や総合相談支援事業等において、認知症高齢者の実態を把握する中、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、サービスの提供や地域の見守り活動等、支援体制の強化等を図る必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
地域密着型サービスの提供	認知症高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、ケアマネジャーへの周知を図るなど、地域密着型サービスの普及・充実を図ります。特に24時間対応型サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間訪問サービス）」の普及促進や、「小規模多機能型居宅介護」の他、施設・居住系サービスの充実を図ります。	介護保険課
家族介護者への訪問活動	認知症初期集中支援チームをはじめ、認知症地域支援推進員、保健師等の専門職が、認知症高齢者を介護する家族のもとを訪問し、介護者から介護上の負担や悩み等を聞き取り、介護者の健康状態を把握します。 また、認知症のある高齢者の身体状況、生活状況等を聞き取り、認知症のある高齢者や介護者が必要なサービス等を受けられるよう調整し、継続的な支援を行います。	地域包括支援センター
認知症カフェの実施	認知症の人やその家族の居場所づくりや、不安等の軽減のため、地域のサロンへ出向き、利用者同士での交流や、専門スタッフによる認知症や医療・介護等の相談ができる「みまも～り～♡カフェ」の立ち上げ・運営支援に努め、利用者の精神的なケアにもつながるよう支援します。 併せて、もの忘れチェックを認知症カフェで行うことで、もの忘れチェックの周知と認知症の早期発見に努めます。	地域包括支援センター
行方不明高齢者SOSネットワークの運用の推進	行方不明高齢者SOSネットワークの協力機関の連絡調整会議を行い、情報交換を行うとともに、協力者の拡大やマニュアル等運用方法の見直しを随時行います。 また、GPSの活用促進、事前登録の勧奨等により行方不明高齢者等の早期発見・早期対応に努めるとともに、協力事業者を増やすことで認知症高齢者の早期発見・早期保護に努めます。	地域包括支援センター 長寿政策課

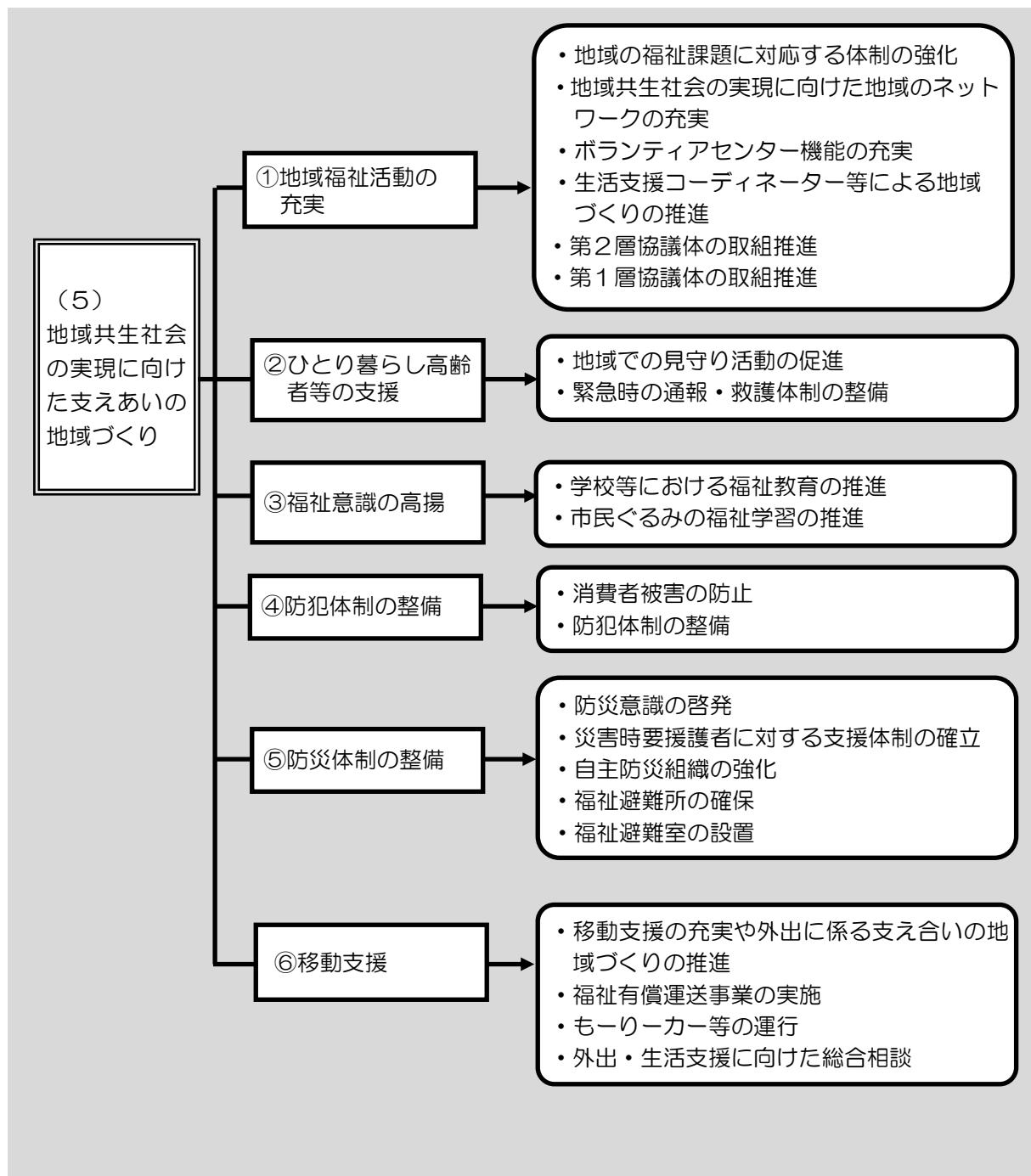
事 業	内 容	担当課
若年性認知症の方への就労・社会参加支援【新規】	若年性認知症の方への就労・社会参加を支援するため、事業所に個別に聞き取りを行い、情報共有する中で若年認知症職員の就労の延伸および社会参加への機会の確保に努めます。	地域包括支援センター 商工観光課

【関連データ】(注)令和2年度は見込数

■認知症対策事業の状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認知症キャラバン・メイト登録者数(人)	23	18	21	20
認知症サポーター養成者数(人)	1874	1966	1634	900

◆基本施策（5） 地域共生社会の実現に向けた支えあいの地域づくり《重点的な取り組み》



① 地域福祉活動の充実

検討課題

住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるまちづくりを目指し、多様な生活課題に対応するため、民生委員・児童委員、福祉協力員、健康推進員、赤十字奉仕団等関係団体 等や支援者間のネットワークを構築する必要があります。

また、「支える側」と「支えられる側」が役割を固定されず、地域のあらゆる市民が役割を

持ち、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、話し合いの場である協議体で生活支援コーディネーターを中心に、高齢者をはじめ、障害者、子ども等、さまざまな世代や分野を含めた、地域資源の整理、地域課題の解決に向けた取組を行うなど、地域の実情に合わせた支えあい活動の展開を図る必要があります。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
地域の福祉課題に対応する体制の強化	<p>地域のさまざまな地域福祉課題に柔軟かつ迅速に対応できるよう、地域の関係団体および関係課との連携を強化します。</p> <p>高齢者の中で、判断能力が不十分な人の権利を守るために、社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用支援に努めます。</p>	健康福祉政策課 地域包括支援センター
地域共生社会の実現に向けた地域のネットワークの充実	<p>地域で相談を受ける人の資質向上に向けて、研修の充実を図ることで、地域での身近な相談者としての活動促進に努めます。</p> <p>また、複合課題への対応や、制度の狭間にある方への支援のため、庁内関係課や関係機関等と連携を図るなかで、地域における住民主体の課題解決力を強化するとともに、地域の取組への支援を行うことで、「我が事・丸ごと」の包括的な相談支援体制の構築を目指します。</p> <p>さらに、市社協と連携するなか、生活に生きづらさを感じている方（ひきこもり、障害者、高齢者等）に対し、地域の様々な資源や人材をつなぎ合わせ、社会参加につなげることができる地域共生社会の実現を目指します。</p>	健康福祉政策課 地域包括支援センター すこやか生活課 長寿政策課 障害福祉課
ボランティアセンター機能の充実	<p>地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、地域で活動するボランティア等と連携した新たな社会資源の創設を目指します。</p> <p>ボランティアセンターでは、ボランティアを必要とする人とボランティアを希望するとのコーディネートを行うとともに、介護予防も兼ねた「いきがい活動ポイント制度」の周知や、効果的な活用方法の検討を図り、参加者の拡大を進めます。</p>	健康福祉政策課 長寿政策課

事 業	内 容	担当課
生活支援コーディネーター等による地域づくりの推進	第1層および第2層に配置した生活支援コーディネーターを中心に、コーディネート機能を強化するための取組体制の見直しを図り、住民をはじめ、地域包括支援センター、市社会福祉協議会の学区担当職員や関係課との協働により、情報や課題の共有、地域における資源開発や支援者のネットワークの構築等を行い、支えあいの地域づくりを推進します。	長寿政策課 地域包括支援センター
第2層協議体の取組推進	全7学区の第2層協議体において、コーディネート機能を強化するための取組体制の見直しを図り、地域の現状把握や課題解決の協議等を住民で行うとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関も協働する中、高齢者の生活支援だけでなく各学区の実情や課題等に応じた取組を進め、支えあいの地域づくりを推進します。	長寿政策課 地域包括支援センター
第1層協議体の取組推進	第2層協議体における高齢者の生活支援の取組の具体化を進めることで、第2層の限界、課題等を踏まえ、第1層の役割、取り組むべき事項を明確にしていきます。	長寿政策課 地域包括支援センター

②ひとり暮らし高齢者等の支援

検討課題

2025 年には団塊の世代が 75 歳以上に到達し、2040 年には、現役世代の減少とともに、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢者人口はピークを迎えます。

今後もひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、見守りや支援の必要性が高まることから、民生委員・児童委員や社会福祉協議会をはじめ地域団体等が連携した見守り活動の一層の促進が必要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
地域での見守り活動の促進	<p>民生委員・児童委員や自治会等、地域における多様な地域資源を活用しながら、地域ぐるみでの見守り活動の促進、不安の解消につながる施策や地域包括支援センターなどの身近な相談窓口の活用等、ひとり暮らし高齢者等が安全で安心できるまちづくりの推進に努めます。</p> <p>また、協議体でのひとり暮らし高齢者への支援を通じて、地域が主体となって見守り活動に取り組めるよう、話し合いを進めています。</p> <p>避難行動要支援者名簿を活用した地域の見守り支援体制の構築を目指します。</p>	地域包括支援センター 市民協働課 健康福祉政策課
緊急時の通報・救護体制の整備	暮らしの安心メモの継続配布や緊急通報装置の貸与を行うとともに、緊急時や非常時に、迅速な救急活動に役立つ医療情報等をキットに入れ、冷蔵庫に保管しておく「救急医療情報キット（命のバトン）」について、今後の実施について検討を行います。	長寿政策課

③ 福祉意識の高揚

検討課題

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者の増加、認知症高齢者の増加により、地域での福祉ニーズの多様化が予測されます。そのため、学区や自治会等で活動するさまざまな機関・団体等と連携した地域福祉活動の展開、子どもの頃からの福祉教育および認知症や介護保険等の啓発を一層進めていくことが必要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
学校等における福祉教育の推進	人を思いやり助けあう心を育むため、インクルーシブ保育・教育システムおよびユニバーサルデザインを意識した基礎的環境整備、合理的配慮を積極的に取り入れるとともに、世代間交流を促進するなど、保育園・こども園・幼稚園、小・中学校での、一人ひとりを大切にした福祉教育の環境づくりを進めます。	保育幼稚園課 学校教育課
市民ぐるみの福祉学習の推進	保健・福祉の理解の向上および正しい知識の普及を目指して、市民を対象に福祉講座または介護技術講演会を開催します。また、地域を基本単位とした福祉学習会等の開催を支援し、市民の自主的な学習活動の実践につなげることによって、地域づくりを促進します。	地域包括支援センター 長寿政策課 すこやか生活課 健康福祉政策課

④ 防犯体制の整備

検討課題

高齢期の経済的に安定した生活を脅かす被害にあわないよう、さまざまな媒体等を活用しながら、継続的に啓発の強化や相談窓口の周知を図るとともに、地域ぐるみによる犯罪防止活動の推進が必要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
消費者被害の防止	<p>振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないよう、その手口等に関して、広報をはじめパンフレットやホームページ、出前講座、有線放送等、さまざまな媒体や機会により啓発を行うとともに、消費生活センターの周知を図ります。</p> <p>消費生活に関するさまざまな情報や相談の多い事例等の情報提供を図ります。</p>	市民協働課
防犯体制の整備	<p>警察等の関係機関と連携を強化し、地域安全情報の提供や防犯パトロールの実施、安全安心メールの利用促進、特殊詐欺等の被害防止の学習会の開催等、行政と地域との協働による地域の安全・安心活動を促進します。また、自治会での防犯パトロールや防災の取組について、「わ」で輝く自治会応援報償事業において支援を行います。</p> <p>さらに、あいさつ運動をはじめ、顔の見える関係づくりを促進し、空き巣等の犯罪が起こりにくい体制の整備に努めます。</p>	市民協働課 危機管理課

⑤ 防災体制の整備

検討課題

災害時に支援が必要な高齢者等が安心して避難し、避難生活を送れるよう、地域や関係機関等との連携による避難支援体制や避難所運営体制の確立を促進することが必要です。そのためには、日頃から声かけや見守り活動等を通じた対象者の状況把握、防災訓練等の実施が必要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
防災意識の啓発	防災意識の高揚のため、自治会で実施される防災訓練の中で、支援が必要な高齢者等を認識してもらうとともに、あらゆる機会を通じて、広く地域住民すべてに防災意識の啓発を図ります。	危機管理課
災害時要援護者に対する支援体制の確立	避難に支援を要する高齢者等の避難行動要支援者名簿を作成し、自治会等の避難支援等関係者と情報を共有し、自治会等で避難行動要支援者の支援対策が進むよう、継続して支援に取り組みます。また、名簿情報を活用し、対象者を把握することにより、要支援者の避難支援等体制づくりを促進します。	健康福祉政策課 危機管理課
自主防災組織の強化	自主防災組織は地域における防災の重要な役割を担っていることから、防災知識や防災技術の習得のため、引き続き、年2回の自主防災組織の研修を継続して行います。	危機管理課
福祉避難所の確保	大規模地震等の災害時に、在宅の重度の要介護者や障害者等が生活上の必要な介護等の支援を受けられるよう、関係各課との連携強化を図ります。 市内社会福祉法人等に働きかけを行い、避難行動要支援者が安心して過ごすことができる福祉避難所の確保や拡充に向けて取り組みます。このため、福祉避難所協議会の再開を目指すとともに、課題等について協議するとともに、平常時から連携できる体制を整備します。また、協定先を増やすことで、受け入れ人数増加を目指します。	健康福祉政策課 危機管理課 長寿政策課 介護保険課 障害福祉課
福祉避難室の設置	大規模災害等における避難所生活において、高齢者、障害者等の配慮を必要とする人のためのスペース（福祉避難室）を自主防災組織等と連携し、感染症対策等に配慮して設置していきます。	危機管理課

【関連データ】(注)令和2年度は見込数

■ボランティアセンターの状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
グループ登録数(人、()はグループ数)	2,622 (73)	3,149 (73)	2,995 (71)	2,922 (63)
お話し相手ボランティア(人)	57	59	65	62
外出支援ボランティア(人)	12	12	12	10
個人登録者数(人)	40	40	40	40
派遣件数(件)	1,470	1,516	1,339	400

■福祉教育の実施状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉教育実施学校数(校)	13	13	13	13

■消費者相談の状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規相談件数(人)	537	795	623	630

⑥ 移動支援

検討課題

「もーりーカー」の運行においては、路線バスの補完を目的とする中、福祉政策における外出支援的な要望もあることから、市としての交通政策の体系化を図る必要があります。また、高齢者の交通事故の防止の観点からも、交通安全意識の啓発や運転免許証の自主返納制度の周知等が必要となっています。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
移動支援の充実や社会参加を促すための外出に係る支援合いの地域づくりの促進	<p>地域の実情に応じ、生活支援コーディネーターを中心に協議体において、移動支援等の生活支援に係る取組を支援するとともに、移動が困難であっても社会参加が可能な地域づくりを促進します。</p> <p>また移動支援を実施される団体、グループ等の活動に対して支援します。</p>	長寿政策課
福祉有償運送事業の実施	市全体の交通施策を見る中で、高齢者の移動支援を整理し、福祉有償運送運営協議会で協議をする中、協議が整った事業者を通じて、福祉有償運送事業を実施します。	長寿政策課
もーりーカー等の運行	<p>既存バス路線等の公共交通の充実を基本に、路線バスを補完し、路線バス等の利用が困難な地域の方や自家用車を所持しない人の移動手段として「もーりーカー」を運行し、移動手段における選択肢の幅を広げます。</p> <p>また、市内の既存バス路線が1か月乗り放題となる「高齢者おでかけバス」の販売や、近隣市とコミュニティバスの運行を行うなど、今後も地域の実情に応じた交通のあり方を検討していきます。</p>	都市計画・交通政策課
外出・生活支援に向けた総合相談	高齢者が安心して生活できるよう、外出や生活支援に向けた総合相談を行います。	地域包括支援センター

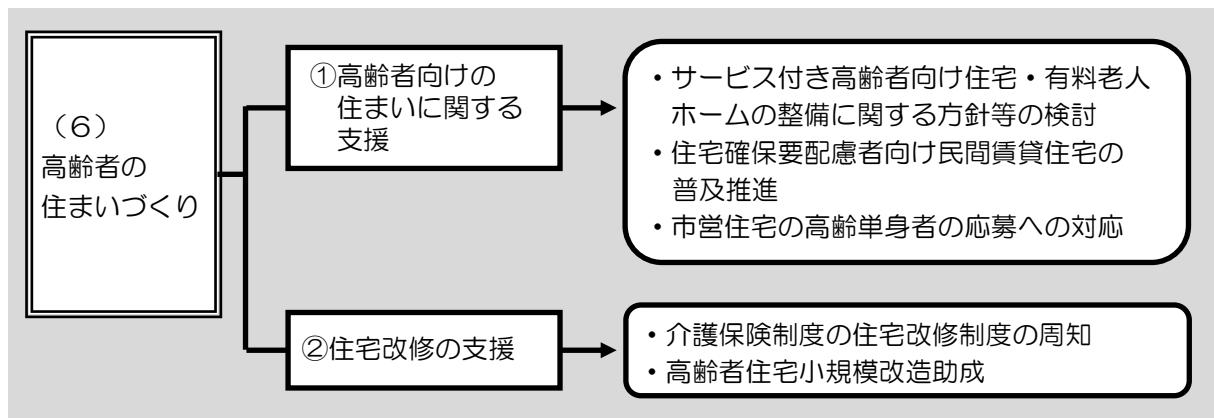
事 業	内 容	担当課
交通安全等の啓発	高齢者の運転について、認知症サポーター養成講座や警察、運転免許センター等の関係機関と連携しながら、交通安全教育を推進するとともに、運転免許返納制度等の周知・啓発を進めます。	危機管理課

【関連データ】(注)令和2年度は見込数

■もーりーカーの実施状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録者数(人)※年度末時点	1,110	1,289	1,586	1,500
運航日数(日)	357	359	360	359
利用件数(件)	6,675	6,605	7,365	7,140
一日平均利用件数(日)	18.7	18.4	20.5	20.0

◆基本施策(6) 高齢者の住まいづくり



① 高齢者向けの住まいに関する支援

△ 検討課題 △

高齢者が安心して快適に暮らせる多様な住まいの確保に努めるとともに、今後増加が見込まれるサービス付き高齢者向け住宅への対応や、ケアハウスの入居者への支援についての体制整備が必要です。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームの整備に関する方針等の検討	滋賀県との情報共有、情報交換を行いながら、市内でのサービス付き高齢者住宅の動向を把握するとともに、他市状況等を踏まえる中、個別の整備方針等について検討を進めます。	長寿政策課 介護保険課 建築課
住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の普及推進	滋賀県居住支援協議会に参画する中、住宅確保要配慮者への入居支援等の情報提供、個別相談への対応を行います。	建築課
市営住宅の高齢単身者の応募への対応	市営住宅の家族向けの居室の空室が多い場合は、高齢単身者の入居ができるよう、単身入居が可能な団地について、年2回の入居者募集および必要に応じた随時募集を行います。	建築課

② 住宅改修の支援

検討課題

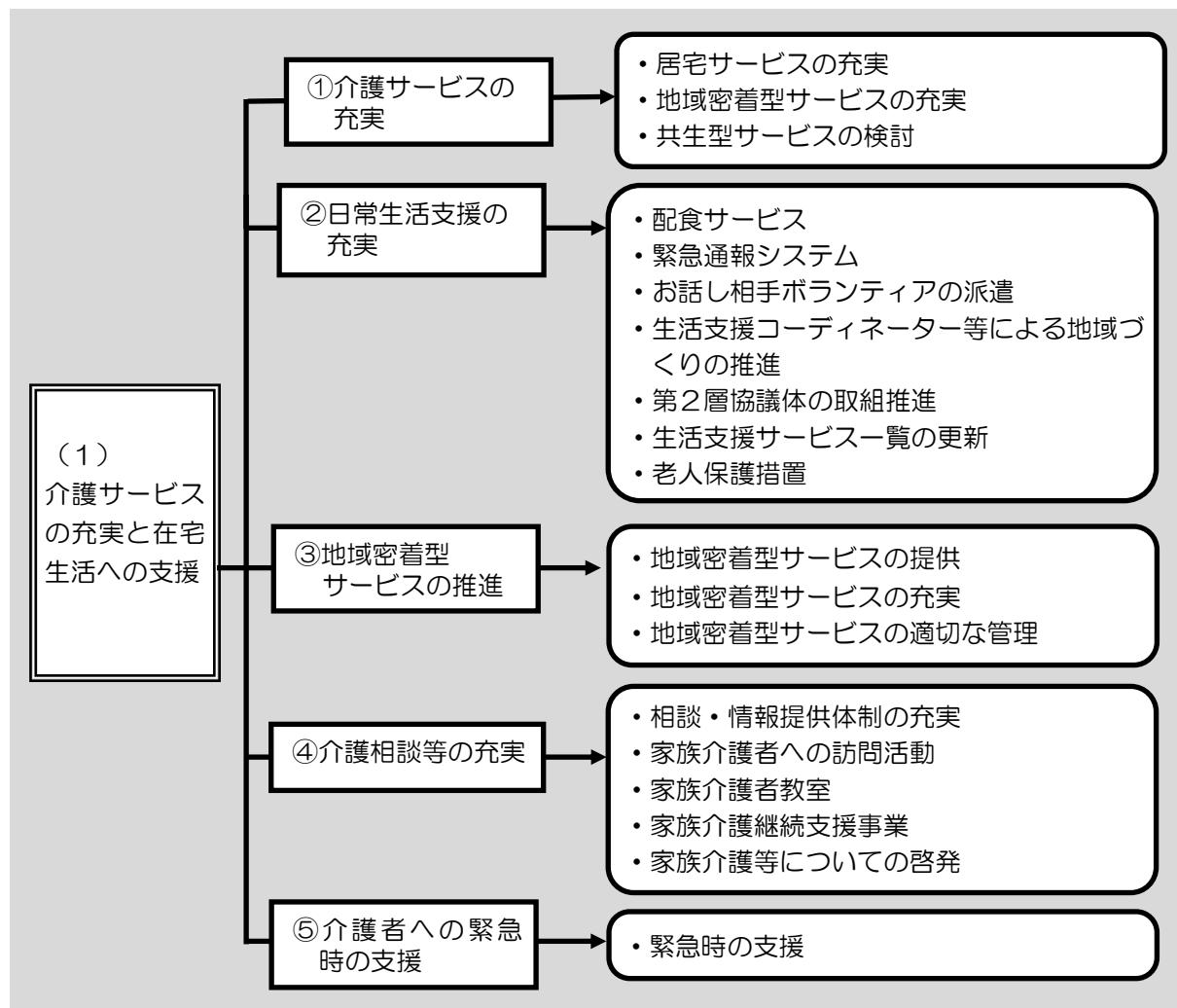
今後も可能な限り自立した生活を送れるよう、段差の解消や廊下・風呂場の手すり取り付け、トイレの改修等、住宅改修に関する事業や制度について、ホームページや窓口で周知を図ります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
介護保険制度の住宅改修制度の周知	段差の解消や手すりの取り付け等、介護保険の住宅改修制度について、広報誌やホームページ、パンフレット、ケアマネジャー等により周知を図るとともに、担当課窓口等での案内を行います。	介護保険課
高齢者住宅小規模改造助成	住宅改修によって、介護を必要とする高齢者が住み慣れた家で安全で快適な生活を送り、介護者も負担が軽減できるように、高齢者の住宅改造助成事業の利用促進を図ります。また、ケアマネジャー や施工業者からの聞き取り、現地確認により、改修経費が適正かの確認を行います。	介護保険課

基本目標Ⅲ 高齢者と家族を支える介護体制の充実

◆基本施策(1) 介護サービスの充実と在宅生活への支援《重点的な取り組み》



① 介護サービスの充実

△ 検討課題 △

在宅介護を希望する高齢者とその家族に対し、状態やニーズに対応した適切な居宅サービス、地域密着型サービスを提供する必要があります。また、介護保険施設の整備についても、地域包括ケア「見える化」システムを活用したサービス利用状況、介護保険料とのバランスや近隣市の整備状況をみながら検討する必要があります。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
居宅サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるとともに、要介護者やその家族が在宅で安定した介護生活を送ることができるように、質の高い多様なサービスの提供を促進します。	介護保険課
地域密着型サービスの充実	要介護者やその家族が住み慣れた地域で安定した介護生活を送ることができるよう、ニーズの把握に努めながら、地域密着型サービスの充実を図ります。	介護保険課
共生型サービスの促進	共生型サービスの周知を行うことにより、共生型サービスの提供の促進を図ります。	障害福祉課 介護保険課 長寿政策課

② 日常生活支援の充実

△ 検討課題 △

高齢者が安心して日常生活を送れるよう、在宅生活を支える福祉サービスの充実を図るとともに、適宜、利用状況に応じた事業の見直しが必要です。

また、生活支援コーディネーターを中心に各学区の第2層協議体の取組を進めていく中で、地域でどのような支援が必要かを把握していく必要があります。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
配食サービス	ひとり暮らしや高齢者世帯で栄養改善等を必要とする人に対し、配食サービスを実施します。 併せて、対象者等の基準、総合事業による配食サービスの実施等について検討し、市の実情に合わせた配食サービスを実施します。	長寿政策課
緊急通報システム	在宅での生活を支援し、緊急通報システムの普及の推進、サービスの周知・啓発に努めます。	長寿政策課
お話し相手ボランティアの派遣	要介護者本人や家族の話し相手になり、孤独感や不安を解消するとともに、他の人の交流を楽しめるよう、お話し相手ボランティアを居宅や施設に派遣し、高齢者の心豊かな生活を支援します。	長寿政策課

事 業	内 容	担当課
生活支援コーディネーター等による地域づくりの推進【再掲】	第1層および第2層に配置した生活支援コーディネーターを中心に、コーディネート機能を強化するための取組体制の見直しを図り、住民をはじめ、地域包括支援センター、市社会福祉協議会の学区担当職員や関係課との協働により、情報や課題の共有、地域における資源開発や支援者のネットワークの構築等を行い、支えあいの地域づくりを推進します。	長寿政策課 地域包括支援センター
第2層協議体の取組推進【再掲】	全7学区の第2層協議体において、コーディネート機能を強化するための取組体制の見直しを図り、地域の現状把握や課題解決の協議等を住民で行うとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関も協働する中、高齢者の生活支援だけでなく各学区の実情や課題等に応じた取組を進め、支えあいの地域づくりを推進します。	長寿政策課 地域包括支援センター
生活支援サービス一覧の更新	社会福祉協議会に委託する生活支援体制整備事業の一環として、第1層生活支援コーディネーターを中心に、民間の生活支援サービスをまとめた一覧表を定期的に更新し、最新情報を提供します。そして、地域ケア会議、協議体での情報提供等により一覧表の周知を図り、具体的な活用につなげます。	長寿政策課
老人保護措置	虐待等による緊急の保護が必要な場合には、関係機関と連携する中、養護老人ホームの措置等、多様な方法を検討し、必要な支援を行います。	長寿政策課 地域包括支援センター

【関連データ】(注)令和2年度は見込数

■配食サービスの利用状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者(人)	22	34	37	38
配食数(食)	3,530	5,042	5,389	5,832

■高齢者住宅小規模改造助成の利用状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者(人)	8	12	6	5
事業費(円)	11,010,00	1,428,000	519,000	800,000

■緊急通報システムの利用状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置台数(台)	62	63	61	64
緊急救急搬送(件)	12	8	8	8

■家族介護継続支援事業の実施状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
紙おむつ利用者(人)	589	609	598	600
お話し相手ボランティアの 延べ派遣回数(回)	施設	666	627	614
	在宅	651	784	606

※お話し相手ボランティアは、新型コロナウイルス感染拡大により、今年度の派遣は未定

■老人保護措置の状況

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
措置者数(人)	7	7	7	7

③ 地域密着型サービスの推進

検討課題

地域密着型サービスについて、要介護等認定者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たすことから、地域におけるニーズを踏まえた計画的な導入を進めます。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
地域密着型サービスの提供 【再掲】	認知症高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、ケアマネジャーへの周知を図るなど、地域密着型サービスの普及・充実を図ります。特に24時間対応型サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間訪問サービス）」の普及促進や、「小規模多機能型居宅介護」の他、施設・居住系サービスの充実を図ります。	介護保険課
地域密着型サービスの充実 【再掲】	要介護者やその家族が住み慣れた地域で安定した介護生活を送ることができるよう、ニーズの把握に努めながら、地域密着型サービスの充実を図ります。	介護保険課
地域密着型サービスの適切な管理	地域密着型サービスについて、適切な運営がなされているか、定期的な調査に加え、状況に応じ適宜調査を実施するとともに、管理者に対する研修の受講を勧めます。	介護保険課

④ 介護相談等の充実

検討課題

ケアマネジャーをはじめとした地域の関係者と連携し、介護の実態の把握に努めるとともに、総合相談や介護の相談、生活相談等の実施、介護サービス情報の提供、家族介護教室等の開催など、介護者が地域で孤立しないよう支援を継続することが必要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
相談・情報提供体制の充実	圏域地域包括支援センターにおいて、地域の身近なところで、高齢者の保健・介護・福祉に関するさまざまな相談が受けられるよう、地域の関係者と連携し対応・支援に努めます。 また、介護者家族がうつ状態に陥らないよう、介護負担の軽減や健康管理、疾病の早期発見に関する支援を行います。	地域包括支援センター長寿政策課

事 業	内 容	担当課
家族介護者への訪問活動【再掲】	<p>認知症初期集中支援チームをはじめ、認知症地域支援推進員、保健師等の専門職が、認知症高齢者を介護する家族のもとを訪問し、介護者から介護上の負担や悩み等を聞き取り、介護者の健康状態を把握します。</p> <p>また、認知症のある高齢者の身体状況、生活状況等を聞き取り、認知症のある高齢者や介護者が必要なサービス等を受けられるよう調整し、継続的な支援を行います。</p>	地域包括支援センター
家族介護者教室	介護者の介護負担が軽減できるよう、各圏域で継続して家族介護者教室を開催し、介護に必要な知識の普及や、参加者同士の交流を図り、介護者の心身の負担軽減に努めます。	地域包括支援センター
家族介護継続支援事業	<p>必要な方にサービスが提供できるよう、各事業内容の周知を行います。</p> <p>高齢者等を介護している家族等が日頃の介護から離れて、悩みを共有し、話し合いながら交流を深める在宅介護者のつどいを引き続き実施します。</p>	長寿政策課
家族介護等についての啓発	介護休業の取得を理由とする解雇等の不利益な取り扱いをされないよう、また、働く人が家族の介護を理由とした離職せざるを得ない状況を少なくするため、介護休業制度等について、企業等への啓発に努めます。	商工観光課

⑤ 介護者への緊急時の支援

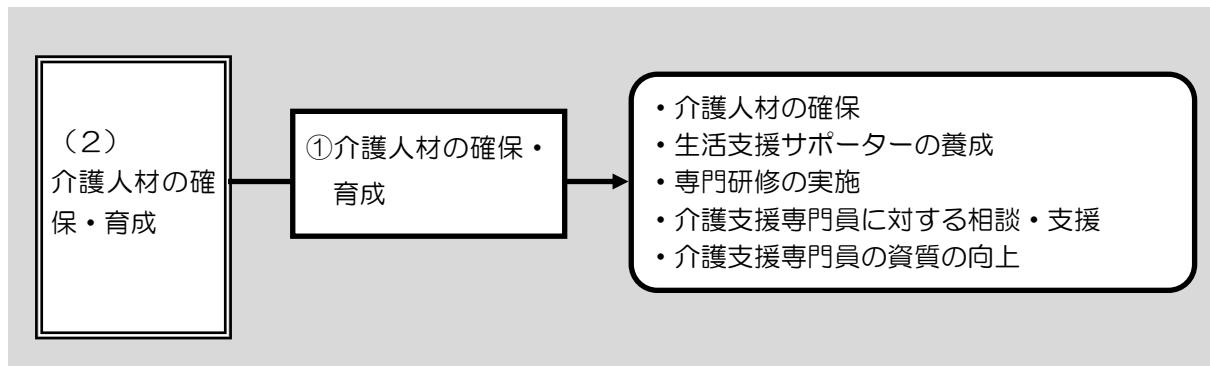
検討課題

緊急時に必要な支援ができるよう、関係機関等と連携し、対応できる体制を整えることが必要です。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
緊急時の支援	介護者の急病、不在等の緊急時に、ケアマネジャー、介護サービス事業者、関係部署と連携し、介護サービス等の利用可能なサービスを調整する等の支援を行います。	地域包括支援センター 長寿政策課

◆基本施策(2) 介護人材の確保・育成《重点的な取り組み》



① 介護人材の確保・育成

△ 検討課題 △

要介護者の増加に伴い、適切かつ十分なサービスが提供できるよう、介護職員はさらに必要になるため、介護職員の負担軽減、介護の職場の魅力発信等により、介護人材の確保・育成に努める必要があります。

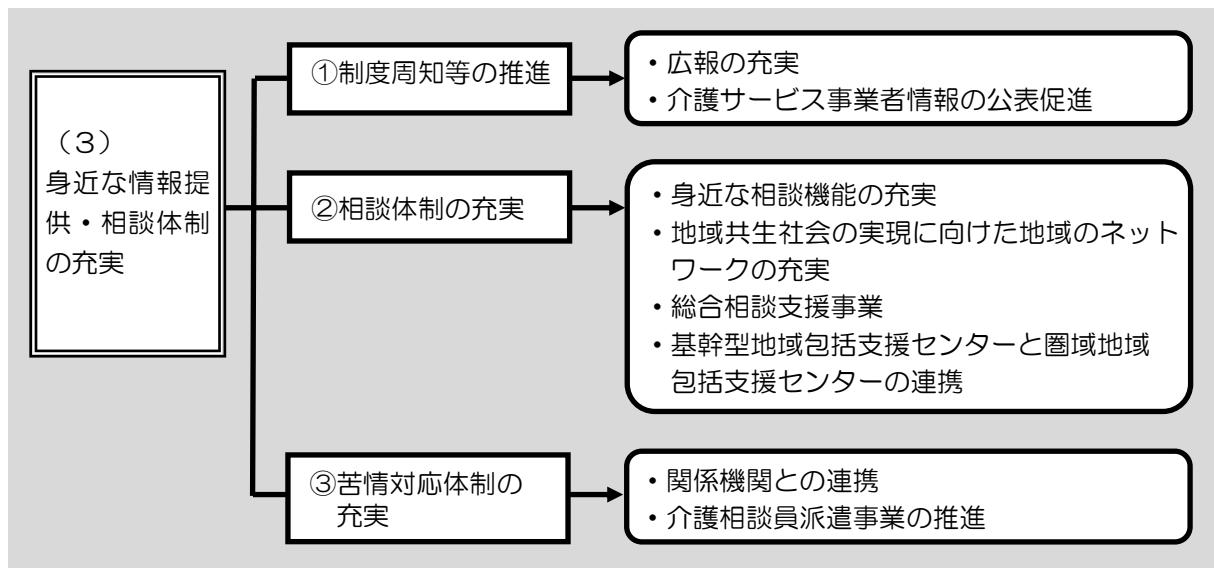
また、ますます専門的知識や技術を求められるサービス担当者を対象に、知識や技術向上のための研修の機会や講演会等を実施することで、利用者の状態やニーズに適切に対応できる人材を継続的に育成するとともに、困難事例に対する相談・支援を継続して行う必要があります。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
介護人材の確保	滋賀県における介護従事者の確保に関する取組との連携や、関係機関・団体等と連携を図りながら、介護職の魅力の向上や、多様な介護人材の確保・定着に向けた取組を図ります。	長寿政策課 介護保険課
生活支援サポーターの養成	訪問型サービスA（生活援助サービス）の担い手として、生活支援サポーター養成講座を開催し、サービス提供者を確保するとともに、講座内容の変更等就労率の向上に向けた検討を行います。活動していない生活支援サポーターについても定期的に状況を把握して、活躍を促します。	長寿政策課
専門研修の実施	県やサービス事業所等と連携し、認知症ケア、医療的ケア、看取りケア等の専門的知識や技術の向上を目的とした研修の実施を促進します。また、多職種連携の強化を図るため、研修会では講義だけではなくグループワークなども取り入れます。	地域包括支援センター 長寿政策課 介護保険課

ケアマネジャーに対する相談・支援	処遇困難事例の対応等に関するケアマネジャーへの支援の充実を図ります。	地域包括支援センター
ケアマネジャーの資質の向上	ケアマネジャーに対して、居宅介護支援事業所と連携し、専門知識やケアマネジメント能力向上のための研修会を開催します。	地域包括支援センター

◆基本施策(3) 身近な情報提供・相談体制の充実



① 制度周知等の推進

△ 検討課題 △

介護保険制度の改正や総合事業等について、市民をはじめ介護サービス事業者、ケアマネジャー、地域の団体等が理解を深められるよう、多様な媒体や各種事業、研修会や出前講座等、機会を通した広報活動等により、周知を図る必要があります。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
広報の充実	介護サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業、福祉事業、地域福祉活動等、さまざまなサービスおよび制度、本計画等について、市民が理解を深められるよう、多様な媒体や各種事業、出前講座等の機会を通して広報活動を行い、周知を図っていきます。	すこやか生活課 長寿政策課 介護保険課 地域包括支援センター
介護サービス事業者情報の公表促進	サービス利用を希望する高齢者やその家族等が、自由に介護サービス事業者等を選択できるよう、介護サービス事業者に対して、集団指導時において、国の介護サービス情報公表システムの活用や、評価結果の公表などについて働きかけを行います。	介護保険課

② 相談体制の充実

検討課題

各地域における身近な相談活動を行うさまざまな担い手や関係機関との連携のもと、地域における複合課題等に対応できるよう、よりきめ細やかな相談支援に努めるとともに、包括的な相談体制の構築を図る必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
身近な相談機能の充実	<p>介護サービスをはじめ保健・福祉サービス、権利擁護、介護予防、インフォーマルな地域の福祉活動等、総合的な相談に対応できるよう、市内3圏域の圏域地域包括支援センターを中心に、相談機能の充実を図ります。</p> <p>市の保健・福祉の窓口、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携しながら、きめ細やかな相談支援活動を進めるとともに、相談内容に応じてさらに医療や介護の専門機関につなぐなど、本人や家族の支援を行っていきます。</p>	地域包括支援センター
地域共生社会の実現に向けた地域のネットワークの充実【再掲】	<p>地域で相談を受ける人の資質向上に向けて、研修の充実を図ることで、地域での身近な相談者としての活動促進に努めます。</p> <p>また、複合課題への対応や、制度の狭間にある方への支援のため、庁内関係課や関係機関等と連携を図るなかで、地域における住民主体の課題解決力を強化するとともに、地域の取組への支援を行うことで、「我が事・丸ごと」の包括的な相談支援体制の構築を目指します。</p> <p>さらに、市社協と連携するなか、生活に生きづらさを感じている方（ひきこもり、障害者、高齢者等）に対し、地域の様々な資源や人材をつなぎ合わせ、社会参加につなげることができる地域共生社会の実現を目指します。</p>	健康福祉政策課 地域包括支援センター すこやか生活課 長寿政策課 障害福祉課
総合相談支援事業【再掲】	令和3年4月に中部地区包括支援センターを開設予定です。3圏域包括支援センター設置後の基幹型包括支援センターと圏域包括支援センターとの役割分担の明確化、新たな包括支援センターの機能強化を推進することにより、総合相談支援機能の強化を図り、認知症高齢者・高齢者虐待・処遇困難事例に対応します。	地域包括支援センター

基幹型地域包括支援センターと圏域地域包括支援センターの連携【再掲】	住民が身近な場所で相談でき、地域に根差した相談支援が行えるように、令和3年度に中部地区地域包括支援センターを開設することにより市内3圏域に圏域地域包括支援センターを設置するとともに、各圏域地域包括支援センターの総合調整や後方支援および統括、指導監督を行う基幹型地域包括支援センターを設置し、圏域地域包括支援センターと連携しながら、地域包括ケアシステムを推進します。	地域包括支援センター
-----------------------------------	--	------------

③ 苦情対応体制の充実

△ 検討課題 △

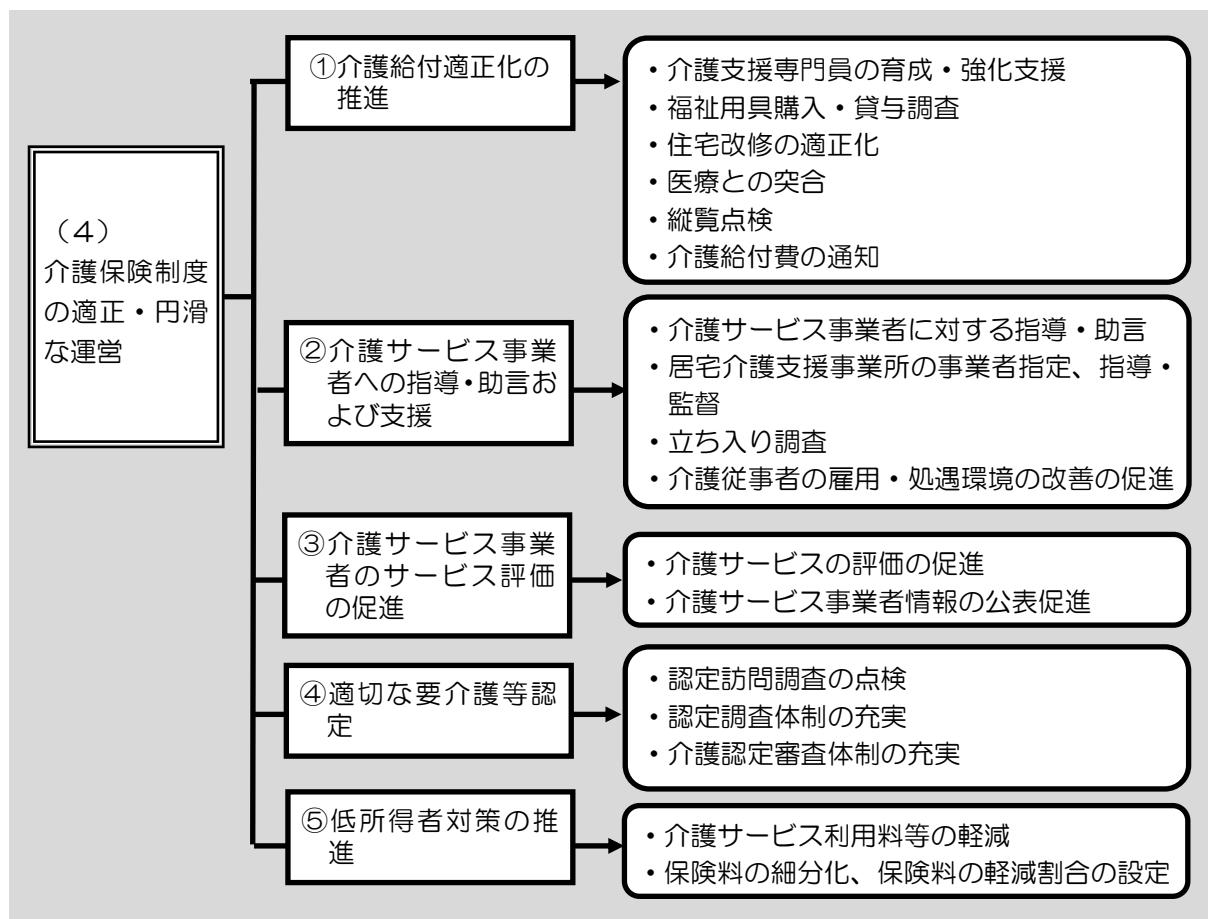
要介護等認定、保険給付や保険料に関する苦情およびサービス事業者が行うサービス内容、契約事項に関する苦情に対して、さまざまな関係機関や団体と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を行い、解決を図る必要があります。

また、各サービス事業所に介護相談員活動の周知を図り、受け入れを進めることで、利用者が気軽に相談できる環境を整える必要があります。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
関係機関との連携	市での対応が難しい苦情や問題、市域を超えた広域的な苦情等については、内容に応じて、滋賀県介護保険審査会、居宅介護支援事業者、サービス事業者、国民健康保険団体連合会等と連携し、地域でのネットワークづくりを通じて、適切な問題解決を図っていきます。	長寿政策課 介護保険課
介護相談員派遣事業の推進	各サービス事業所に介護相談員活動の周知を図り、受け入れ事業所の意見を聞いて、利用者が気軽に相談できる環境を整えます。 介護相談員の質の向上を図るために、定期的な研修や連絡会を開催するとともに、必要に応じて、外部研修への参加を促進します。	介護保険課

◆基本施策(4) 介護保険制度の適正・円滑な運営



① 介護給付適正化の推進

検討課題

介護保険事業の円滑かつ適正な運営と持続可能な制度の推進を図るために、引き続きケアプランの点検および給付状況の点検、市職員による訪問調査等を行うとともに、医療情報との突合や縦覧点検等を行い、適正化を図る必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
ケアマネジャーの育成	適切なケアプランの作成を行い、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が行われるよう、ケアプランの点検をはじめ、ケアマネジャーの資質向上に向けた育成・指導、居宅介護支援事業所への指導等を進めます。	介護保険課 地域包括支援センター

事 業	内 容	担当課
福祉用具購入・貸与調査	引き続き、購入については、ケアマネジャーの事前確認を必須とし、必要に応じ利用者宅訪問調査などを行います。また、軽度者の福祉用具貸与については、協議を要するケースの把握に努め、協議書の提出を求めていきます。	介護保険課
住宅改修の適正化	内容に応じて事前の利用者宅の訪問調査を実施し、現場確認の上で支給決定することで、住宅改修の適正化を図ります。	介護保険課
医療との突合	滋賀県国民健康保険団体連合会の給付適正化システムから出力される「医療情報との突合リスト」を活用し、医療と介護の重複請求がないか点検します。	介護保険課
縦覧点検	滋賀県国民健康保険団体連合会から提供される給付状況について、整合性を確認するための縦覧チェック一覧表とともに、請求内容のチェックを行います。	介護保険課
介護給付費の通知	不要な介護サービスの提供が行われていないか、利用者が点検できるよう、利用者に対する介護サービス給付費の通知を行うことで給付の適正化に努めます。	介護保険課

② 介護サービス事業者への指導・助言および支援

△ 検討課題 △

介護サービス利用者に対して、適正な介護サービスを提供できるよう、事業者と協議を行うとともに、適切な運営のための指導、監督を計画的・継続的に実施することが必要です。また、利用者から苦情や相談があった場合は、利用者の意向を確認した上でサービス事業者へ連絡し、聞き取り、助言を行う必要があります。

■ 主な取り組み

事 業	内 容	担当課
介護サービス事業者に対する指導・助言	利用者から寄せられる相談や苦情について、介護サービス事業者に連絡するとともに、利用者と事業者の間に立ち、改善に向けて指導・助言を行います。 また、介護相談員からの情報に基づき、介護サービス事業者と協議します。	介護保険課
居宅介護支援事業所の事業者指定、指導・監督	居宅介護支援事業所の指導監督について、計画的に指導や監督を行います。市指定事業者の大幅に増加されたため、体制整備の強化に向けた検討を図ります。	介護保険課

事 業	内 容	担当課
介護サービス事業者への聞き取り	介護サービス事業者への実地指導を行うとともに、給付費の適正化事業と併せて事業者調査を行います。	介護保険課
介護従事者の雇用・待遇環境の改善の促進	介護従事者の業務の負担を軽減し、雇用・待遇環境の改善を図るため、介護サービス事業者への啓発を図るとともに、介護ロボットやICT等の活用の促進を図ります。	介護保険課

③ 介護サービス事業者のサービス評価の促進

検討課題

介護サービス事業者の一覧表等を作成し、窓口での配布やホームページで公表するなど、引き続き、事業者の組織運営とサービスの提供内容について、その透明性を高め、サービスの質の向上と改善を図るために、第三者評価等を進めていく必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
介護サービスの評価の促進	介護サービス事業者に対して、集団指導時において、自己評価および第三者評価の実施について説明を行うことで、事業者のサービスに関する自己評価や第三者評価を促進します。	介護保険課
介護サービス事業者情報の公表促進	サービス利用を希望する高齢者やその家族等が、自由に介護サービス事業者等を選択できるよう、介護サービス事業者に対して、実地指導時等において、国の介護サービス情報公表システムの活用や、評価結果の公表などについて働きかけを行います。	介護保険課

④ 適切な要介護等認定

検討課題

公平・公正な認定調査が行えるよう、認定調査員の確保と安定した雇用形態等の体制づくり、また、ひとり暮らし高齢者に対してはケアマネジャー等の同席を求めるなど、正確な情報の把握に努めます。

また、認定審査を迅速かつ公平・公正に行えるよう、指導や研修の充実を図るとともに、円滑な審査会の運営に向けた取組を推進する必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
認定訪問調査の点検	引き続き、要介護・要支援認定における訪問調査について、新規のみならず更新、区分変更に関しても市職員が実施するとともに、委託事業者の認定調査結果についても市職員による点検を実施します。.	介護保険課
認定調査体制の充実	調査に遅れが出ないよう、調査員の確保および充実を図る中、調査員一人ひとりが同じ視点に立ち、同様の判断基準で調査が実施できるよう、研修や指導を行い、調査の均質化を図ります。調査後は調査実施者とは別の者により、基準に照らし内容の確認を行い、客観的に内容を精査し、適切な認定へつなげます。 また、調査員が支援や介護が必要な人の状態を的確に把握できるよう、同席者等からの情報収集に努めます。	介護保険課
介護認定審査体制の充実	主治医意見書の円滑な入手と的確な状態把握が行えるよう、医療機関等にその意義、内容を説明します。 また、対象者の状況を十分反映し、公平・公正、正確な認定となるよう、介護認定審査会委員への情報提供に努めます。	介護保険課

⑤ 低所得者対策の推進

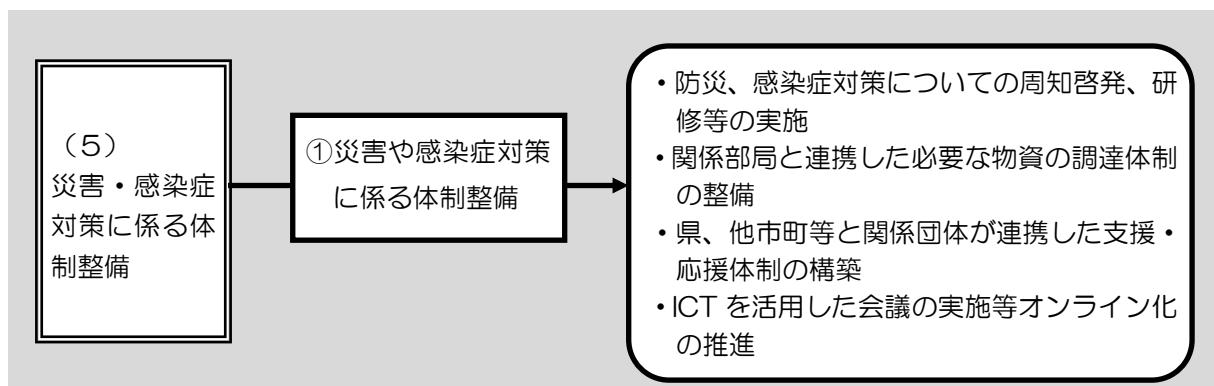
検討課題

低所得者の負担の軽減を図るため、保険料や利用料の軽減等の対策を引き続き進めるとともに、窓口等における周知・啓発を図る必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
介護サービス 利用料等の軽減	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度について、制度の周知および利用者の活用の促進を図ります。	介護保険課
保険料の細分化、保険料の軽減割合の設定	引き続き、介護保険料の所得階層を 11 段階に設定し、できる限り収入に応じた保険料の設定に努めます。	介護保険課

◆基本施策(5) 災害・感染症対策に係る体制整備



① 災害や感染症対策に係る体制整備

検討課題

近年の台風、豪雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、災害や感染症に対する備えとして、日頃から介護事業所等と連携し、研修の実施や感染拡大防止策の周知啓発、平時からの事前準備を行う必要があります。

主な取り組み

事 業	内 容	担当課
周知啓発の実施	介護事業所等と連携し、周知啓発、研修等を実施し、防災や感染症対策に取り組むとともに、情報の連絡、共有体制の強化を図ります。	長寿政策課 介護保険課 地域包括支援センター 危機管理課
必要物資の調達体制の整備	関係部局と連携し、介護事業所等における災害や感染症発生時に必要な物資について、備蓄、調達、輸送体制の整備を行います。	長寿政策課 介護保険課 地域包括支援センター 危機管理課
支援・応援体制の構築	県、他市町等と連携し、支援・応援体制の構築に取り組みます。	長寿政策課 介護保険課 地域包括支援センター 危機管理課

ICT の活用	ICT を活用した会議の実施等によるオンライン化を推進し、感染拡大防止を図ります。	長寿政策課 介護保険課 地域包括支援センター
---------	---	------------------------------

第5章 介護保険事業の見込み

第6章 計画の円滑な推進